

30年以降の福島県水田農業の推進方針(案)

文章編

平成28年12月16日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

目 次

I. はじめに	3
II. 本県産米の生産・流通実態と課題	
1. 水田フル活用の取り組み	4
2. 担い手および農地集積	6
3. 米価・農業者所得	8
4. 集荷・販売・流通	9
5. 中山間地の現状	10
6. 被災地域の現状	11
III. 地域ごとの水田農業の特徴と課題	
1. 県北地方	12
2. 県中地方	13
3. 県南地方	14
4. 会津地方	15
5. 南会津地方	16
6. 相双地方	17
7. いわき地方	18
IV. 需要に応じた米生産の取り組み	
1. これまでの取り組み	
(1) 水田農業の振興方策(平成26年～平成29年)における取り組み	19
(2) 需給調整の取り組み	22
(3) 関係機関の取り組み(需給調整関係)	23
2. 今後の方向	
(1) 水田フル活用の取り組み	24
(2) 担い手および地集積	26
(3) 福島県全体の「制度別・用途別」作付計画および価格水準の目標	28
(4) 地方別水田農業振興の方向(イメージ)	29
(5) 需給調整のあり方	30
(6) 関係機関の役割分担	31
(7) 「ふくしま米」の今後の販売戦略	33
V. 経営モデル	34

I. はじめに

国は、平成30年産を目途に、主食用米の生産数量目標の配分に頼らずとも生産者が自らの経営判断・販売戦略にもとづいて需要に応じた生産が行えるようにするとともに、29年産をもって米の直接支払交付金を廃止することを決定しています。

また、生産数量目標の国からの配分廃止を「減反廃止」と位置付けている報道も見られますが、国内の主食用米需要量は毎年約8万ト、ずつ減少すると予想されており、米の需給環境は依然厳しい状況が続き、今後とも、需要に応じた米づくりが必要であることに変わりはありません。

一方、水田という優れた機能を活用して、需要のある大豆や麦、飼料用米等作物の生産を拡大することで、水田フル活用による食料自給率・自給力の向上の実現が期待されています。

このようななか、今般の米政策の見直しを契機に、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議は、「30年以降の水田農業のあり方検討専門部会」を立ち上げ、30年以降の需要に応じた米生産と水田農業における所得向上の実現を目指し、地域ごとの特色ある水田農業の方向性を見据えた5年後（34年産）を目途とする中期目標とその対応方策を取りまとめることとしました。

取りまとめにおいては、地域の水田農業にかかわる関係者が一体となって、米の需給動向や地域特性を十分に踏まえた主食用米や新規需要米などの米づくり、地域内での耕畜連携を基本とした飼料用米生産と活用に向けた仕組みづくり、さらには園芸作物や大豆、麦の導入拡大など、地域ごとに多様な水田農業のあり方を構築することを目的とし、現状を分析し、諸課題をふまえた震災からの復興過程における福島県全体としての今後の方向性や目標を整理しました。

今後は、この取りまとめを土台に地域ごとに水田農業のあり方検討および具体化をすすめていくこととします。なお、国の制度変更が明らかになった場合は、必要に応じ適宜修正を実施することとします。

Ⅱ. 本県産米の生産・流通実態と課題 1. 水田フル活用の取り組み

(1)現状

ア.本県産米の生産状況

- 27年度における本県耕地面積は144,000ha、うち田耕地面積は100,800haとなっており、耕地面積の7割が田耕地。
- 25年度から27年度にかけて、本県の田本地面積規模は大きく減少せず推移。
- 28年産米主食用水稻作付面積は約60,100ha、25年産米より5,600ha減少。年あたり減少面積は1,866ha、年平均で2.8%の減少。
- 28年産転作作物作付面積は約19,500ha、平成25年産より6,500ha増加。
- 転作作物増加分の77%が飼料用米作付、需給調整の手段として、飼料用米の位置づけが拡大。
- 28年産転作作物の内訳は、飼料用米約5,520ha(26%)、備蓄米約3,700ha(19%)、飼料作物約3,200ha(16%)、園芸作物約2,700ha(14%)、これら4品目で77%を占める状況。

イ. 主食用米

- 28年産米60,100haの作付、補正後生産数量目標面積換算値60,122haとの比較では▲22ha超過達成。
- 営農再開ができない地域等からの生産数量目標の県間・地域間調整数量が、28年産米においては約40,380トが発生。
- 28年産備蓄米は本県優先枠2万トが全て落札、面積換算で約3,700haが取り組まれている状況。

ウ. 非主食用米

- 加工用米生産の取り組みが停滞、一方新規需要米ではWCS用稲や飼料用米の取り組みが国からの支援もあり大幅に拡大。

エ. 麦・大豆・そば・なたね

- 麦は浜通り産地が被災し作付が減少、大豆は放射性物質汚染の懸念から作付拡大停滞。
- そばは価格下落の影響から作付拡大が停滞、一方で6次化の取り組みや地域観光と連携した取り組みが発生。

オ. 園芸作物

- 廃作・離農者が新規栽培者を上回っている状況、年々園芸作物の栽培戸数、栽培面積は減少。

カ. 飼料作物

- 牧草は、東京電力福島第一原子力発電所事故(以下、「原発事故」という。)の影響により23年から25年まで減少傾向、24年から牧草地の除染等がすすみ、26年から増加に転換。
- WCS用稲は年々拡大、飼料用とうもろこしは飼養頭数の減少や鳥獣害の影響等もあり年々減少傾向。
- 今後は、牧草や飼料用とうもろこしは現状維持から微減、WCS用稲は引き続き拡大が見込まれる状況。

(2)課題

ア.本県産米の生産状況

- 需要減少に対応した主食用米の生産削減は、多くの農業者に理解され取り組みが進展、一方農地集積の受け手となる担い手不足や労働力不足等から高収益作物等(野菜・果樹等)への作付転換が停滞している状況。
- 主食用米においては震災・原子力発電所事故により会津地方・中通り地方において浜通り地方の肩代わり生産を行っている構図、今後は浜通り地方の営農再開分を考慮しつつ、他地区においては主食用米生産を削減していくことが必要。

イ. 主食用米

- 米価安定のためには、需要に応じた米づくりを進めていくことが必要。また、本県の主食用米は、原発事故による風評の影響などにより、他県に比べ厳しい販売環境にあることから、生産コスト低減や業務用需要主体の販売推進が必要。
- 所得向上のため、優良農地を集積し、団地化を図るとともに、低コスト生産技術に取り組むことが必要、一方で、区画が小さく機械作業に不向きな水田の活用が課題。
- 本県産は高品質・良食味米産地であるが、産地間競争に打ち勝つためには地域間差や年次間格差をできる限り小さくする必要。さらに消費者にアピールできる特徴(品種、良食味、エコ、特裁等)ある米づくりの全県的展開が求められている状況。
- 近年の高温状態での良食味かつ高品質米の生産が困難となってきたため、生産技術の再構築が必要。

ウ. 非主食用米

- 27・28年産で飼料用米作付が急激に拡大、これ以上の拡大には安定的な販売先確保と保管・流通体制の整備が必要、飼料用米やWCS用稲の拡大に伴い、地域内での流通・販路体制の構築が必要。また、加工用米は需要量が頭打ちとなっており生産が減少、全国的に高い醸造レベルを誇る県内蔵元との連携による酒造用米の生産拡大が必要。

エ. 麦・大豆・そば・なたね

- 水田転作では排水対策の徹底が大きな課題、過湿から生産・品質が安定せず。特に大豆は湿害、黒根腐病により収量が低い地域が多い、品質は1・2等割合(27年)が約36%と、全国平均の約58%に比べて低い状況。

オ. 園芸作物

- 新たな担い手の確保、集落営農組織や農業法人への園芸作物の導入と併せ、ICT技術(情報通信技術)など新たな技術導入支援の充実が必要。
- 生産安定のためには、湿害対策のための条件整備が必要、地下水位制御システム等を導入していく必要。

カ. 飼料作物

牧草や飼料用とうもろこしの維持拡大に向け生産組織の育成が必要。

Ⅱ. 本県産米の生産・流通実態と課題 2. 担い手および農地集積

(1) 現状

ア. 担い手の育成

- 本県の基幹的農業従事者は大きく減少、農業者の高齢化も進んでいる状況。一方認定農業者は経営所得安定対策加入要件緩和により、28年3月末現在で前年末対比534経営体増加し、7,730経営体となっている状況。
- 地域的には県中、県南、会津地方で150経営体以上の大幅増加。
- 認定農業者の営農類型別では、水稻の単一経営が1,977経営体と全体の4分の1を占めている状況。
- 認定農業者の年齢階層別では、水稻の単一経営では、60歳以上が約56%にのぼっている状況。
- 米の収入減少影響緩和対策(以下、「ナラシ対策」という。)加入面積は、28年度米の直接支払交付金申請面積対比45%(県全体)となり、前年対比1.7%の伸び。

イ. 農地集積

- 担い手へ農地集積は、27年度末実績で田耕地面積100,800haのうち、約43,600haが担い手に集積、集積率は約43%。
- 会津地方が約60%と最も担い手への集積が進捗、いわき地方20%台と少ない。前年対比伸び率では県南地方が11%と最大。

ウ. ほ場整備

- ほ場整備事業により整備された面積割合は、27年度実績で農業振興地域内農用地区域内農地(以下、「農振農用地」という。)面積に対して約72%。

エ. 遊休農地の再生・活用

- 市町村等が実施する耕作放棄地全体調査の耕作放棄地面積のうち、27年度は多面的機能支払事業等の共同活動による自力解消等で500haを見込む。
- 東日本大震災の影響により相双地方での取り組みが中断、また中通りでも営農意欲が低下しており解消に向けた動きは鈍い状況。

オ. 日本型直接支払

- 中山間地域等直接支払交付金対象面積は、25年度約15,900haと伸びたが、その後は横ばいで推移。
- 地域によっては高齢化や過疎化等から担い手不足となり、共同活動の継続が困難となるところも発生。

(2) 課題

ア. 担い手の状況

- 各地域とも高齢化と過疎化から担い手不足が拡大、水田維持の面からも受け皿となる担い手の育成と確保が急務。
- 水稻主体の認定農業者の経営改善計画達成に向けて、各種事業を活用しながら支援を行っていく必要。
- 「ナラシ」対策への加入促進などを通じ、新規認定農業者を積極的に確保する必要。

イ. 農地集積

- 人・農地プランの作成支援と既作成地域におけるプランの見直し支援および集落営農組織の法人化支援を行うとともに、農地中間管理事業制度や機構集積協力金、農地課税軽減措置等について一層の周知を図る必要。
- 農地中間管理事業を核として、特に地方段階における市町村（農業委員会・農政担当課）やJA等関係団体との連携を密にして事業推進をはかり、担い手への農用地の利用集積を加速させる必要。

ウ. ほ場整備

- ほ場整備を進めるにあたり、負担額軽減のために担い手確保や集積率向上等条件があるが、この条件を満たすことが難しい実態。
- また、ほ場整備に併せ高収益作物等（野菜・果樹等）の導入を推進しているが進まない状況。

エ. 遊休農地の再生・活用

- 担い手の高齢化、米価の低迷および風評による農業者の営農意欲の低下等により、遊休農地の増加が懸念。
- 土地持ち非農家や自給的農家増加も農地集積や遊休農地活用の障害要因となっている現状。

オ. 日本型直接支払

- 担い手への営農集中が進むなか集落機能の維持をはかる共同活動を支援するとともに、遊休農地の発生を防止する必要。
- 避難区域の再編により、帰郷した協定集落や農業者等が再び中山間地域等直接支払事業または多面的機能支払事業に取り組む場合に速やかな支援が必要。

Ⅱ. 本県産米の生産・流通実態と課題 3. 米価・農業者所得

(1) 現状

ア. 米価

- 27年産米価は、県全体で12,061円／60kgと26年産米対比113%と回復傾向、しかし25年産米対比では90%と25年産水準までは戻っていない状況。
- 中通りコシヒカリの回復が著しく26年産米対比122%、しかし25年産米対比では93%にとどまっている。会津コシヒカリは26年産米対比106%と回復が低く、25年産米対比でも91%の水準にとどまっている状況。
- ひとめぼれ、その他銘柄は26年産米対比では110%以上に回復、25年産米対比ではコシヒカリと比較し相対的に回復が低い状況。

イ. 農業者所得

主食用米所得は、米価、単収、流通コスト、生産費等の要素により決定される、年産・県全体・地方別にみた特徴は、次のとおり。

①27年産米

- 県全体では米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんを加えても全算入生産費との比較では、▲6,800円／10a程度マイナス。
- 会津地方は他地方と比較し相対的に米価が高いこと、単収が高いことから10a当たり収入が多く、県平均全算入生産費との比較でも若干プラス。
- 5ha以上規模経営でも、浜通りは全算入生産費を賄えていない状況、物財費との比較では全地方ともプラスの状況。
- 米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんがない場合は5ha以上規模経営でも、会津地方以外は全算入生産費は賄えない状況。

②26年産米

- 大幅な米価下落となったものの「ナラシ」対策補てんが大きく、これを加えると会津地方は、県平均および5ha以上規模で全算入生産費をクリア。
- 米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんがなければ、5ha以上の規模別経営でも、全地方で全算入生産費をクリアできず。

③25年産米

- 県全体では米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんを加えると、4,300円／60kg程度のプラス。
- これは米の直接支払交付金が15,000円／10aであったこと、および会津地方の米価水準と高い単収が寄与。
- 会津地方は米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんがなくとも県平均全算入生産費をクリア。
- 5ha以上規模経営では、米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんを考慮すれば中通りも全算入生産費をクリア。

(2) 課題

- 米の直接支払交付金、「ナラシ」対策補てんを考慮せず、全算入生産費をクリアするためには米価水準を約1,500円／60kg程度引き上げ、生産費を5ha以上規模水準(100,000円／10a程度)まで引き下げることが必要。

Ⅱ. 本県産米の生産・流通実態と課題 4. 集荷・販売・流通

(1) 現状

ア. 生産

- 福島県の27年産水稻生産量(主食用米)は342,600ト(作付面積61,500ha)と全国7位、東日本大震災前は全国4位と、全国屈指の米主産県。
- 非主食用米を含めた27年産全水稻作付面積は70,300ha、中通り、浜通り、会津地方の全水稻作付面積比率はそれぞれ56%、12%、33%。飼料用米を中心とする浜通り地方の作付再開により、年々全水稻作付面積は増加傾向。
- 水田本地面積は95,600haと想定、麦・大豆・園芸作物等で9,240ha程度利用されているが、16,100ha程度が不作付地となっている状況。

イ. 銘柄・作柄・品質

- 27年産米として生産している主要品種はコシヒカリ、ひとめぼれ2品種で85.9%を占める、その他品種としては県開発オリジナル品種天のつぶが8.6%を占め、この上位3品種で全作付面積の94.5%を占める状況(米穀機構調べ)。
- 作柄は安定し、不作の年は少なく過去10年の平均作況は「101.7」、品質も良く、安定し過去10年の平均1等比率は90.4%。
- 穀物検定協会食味ランキングも会津地方中心に毎年特Aランキング入り、27年産米は会津コシヒカリ、中通りコシヒカリ、会津ひとめぼれが特A取得。

ウ. 需給調整・価格形成

- 本県は首都圏に近く、従来から多様な流通ルートが存在、このため東日本大震災までは過剰作付が続き、23年産米過剰作付面積は11,300haを超える状況、このためとりわけ需給緩和環境下では価格形成上問題となる県としての評価。

エ. 消費・流通・販売

- 福島県内米消費量は10万ト程度と想定、福島県産米の消費はその7割程度にとどまっていると想定、このため結果として生産量のうち27万ト程度を県外に販売せざるを得ない構図。このため福島県産米の販売環境は全体需給に大きく左右される状況。
- 県内には商系集荷業者も多く、主食用米JAグループ集荷シェアは40%程度にとどまる。集荷手法もJAグループと商系業者との競争関係から、特に中通りでは買い取りによる集荷が一般的。
- 販売・需要先も、業者間取り引き、先物取引上場への数量も多く、県内消費は別として従来から単品で量販店における棚を確保しているケースは少なく、価格とセットで業務用・ブレンド原料として多く使用されていると想定。
- なお、近年では業務用として大手コンビニエンスストア向けの取引が複数年・事前契約の形態で25,000ト程度占めるようになっている。

(2) 課題

- 需要に応じた米生産の徹底により、過剰生産の回避を徹底
- 価格変動が大きい、コシヒカリ生産比率の引き下げ
- 継続した生産指導の徹底による、高品質の維持
- 銘柄別の安定した価格水準の実現
- 県内における「ふくしま米」消費量の拡大
- 最終需要者を特定した取引の拡大促進

Ⅱ. 本県産米の生産・流通実態と課題 5. 中山間地の現状

(1) 現状

ア. 営農環境の整備

○高齢化や後継者不足等に起因する営農継続への不安感から、ほ場整備に踏み切れない場所もある状況。

イ. 主食用米等の振興

○平坦地域と比較して狭小な水田が多いことから大型機械の導入が進まない。また家族労働力に依存した稲作経営を続けるために、他作物からの収入や給与等をつぎ込み営農を継続している状況。

○高齢化・担い手不足が平坦地域より顕著、ほ場条件から大規模経営が困難であり、コスト削減の取組みが制限。

ウ. 園芸作物の振興

○中山間地域においては、遊休農地や畑地が多くあり、園芸作物の水田への新たな導入が進んでいない状況。

○高齢化や後継者不足のため担い手組織は稲作生産の受け皿としての役割が主、野菜・果樹等高収益作物導入が進まない状況。

エ. 畜産の振興

○比較的小規模な畜産農家が多く、水稻等との複合経営が展開されている、一方大規模畜産農家も局在している状況。

○規模が大きい畜産農家では、WCS用稲や飼料用米の利用が進んでいる状況。

(2) 課題

ア. 営農環境の整備

○ほ場整備で区画整理を実施しないと、農地の借り手がなくなる状況懸念、さらに農地が荒廃し農業離れが進む危険性。

イ. 主食用米等の振興

○条件不利水田は遊休化しやすい、地域として省力栽培が可能な飼料用米等に取り組むことが必要。

○高齢化や過疎化等が進む地域では、集落営農組織など担い手組織の育成が急務。

ウ. 園芸作物の振興

○水田の畑地化を進めるなどにより、水田への野菜・果樹等高収益作物の導入を進め、稲作への依存度を下げる必要。

エ. 畜産の振興

○飼料用米やWCS用稲の拡大に伴い、地域内での流通・販路体制の構築が必要、牧草や飼料用とうもろこしの維持拡大に向け生産組織の育成が必要。

Ⅱ. 本県産米の生産・流通実態と課題 6. 被災地域の現状

(1) 現状

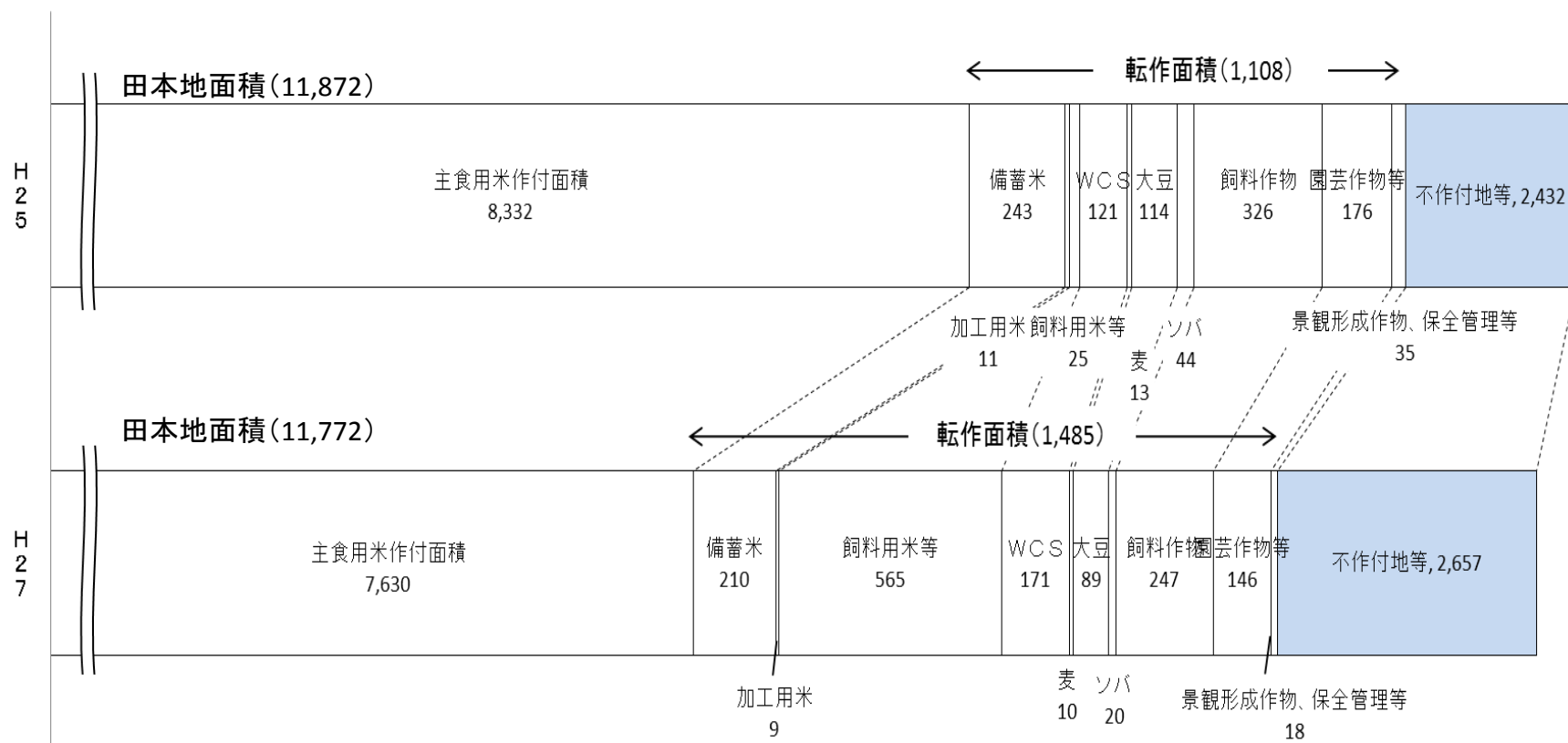
- 農業者の帰還が進まず担い手不足の状況、またほ場整備後の作付作物が決まらない状況。さらに農地の貸し手意向農家が担い手農家を大きく上まわる状況。
- 相双地域の大豆、麦類団地が津波と原発事故で壊滅、ナタネは油に放射性セシウムが移行しないことから原発事故被災地域での作付が増加。
- 農地復旧にあわせて、区画整理、用排水整備などの基盤整備に取り組む地区もみられる状況。
- 市町村、地域により取り組みの進み具合が異なるが営農再開のための組織づくりや営農ビジョン(品目選定)の検討が行われている地域が多く、今後の園芸作物の導入に期待。
- 米販売に風評が残っているため 営農再開に合わせて販売先の確保がしやすい飼料用米の取り組みが進む実態。

(2) 課題

- 避難地域等では避難指示解除後も帰還が進まないことが懸念、営農はもとより農地保全が課題。
- 農業者の帰還、担い手農家の確保が重要。
- 今後の園芸作物の導入が期待されることから、花きや業務加工用野菜を中心にいかに推進するかが課題。
- 飼料用米の取り組みの拡大に併せて、本作化に向けて、多収技術導入や低コスト栽培、保管流通体制の構築が重要。
- 主食用米の生産と販売に向けて、安定的な販売先の確保などの支援が必要。

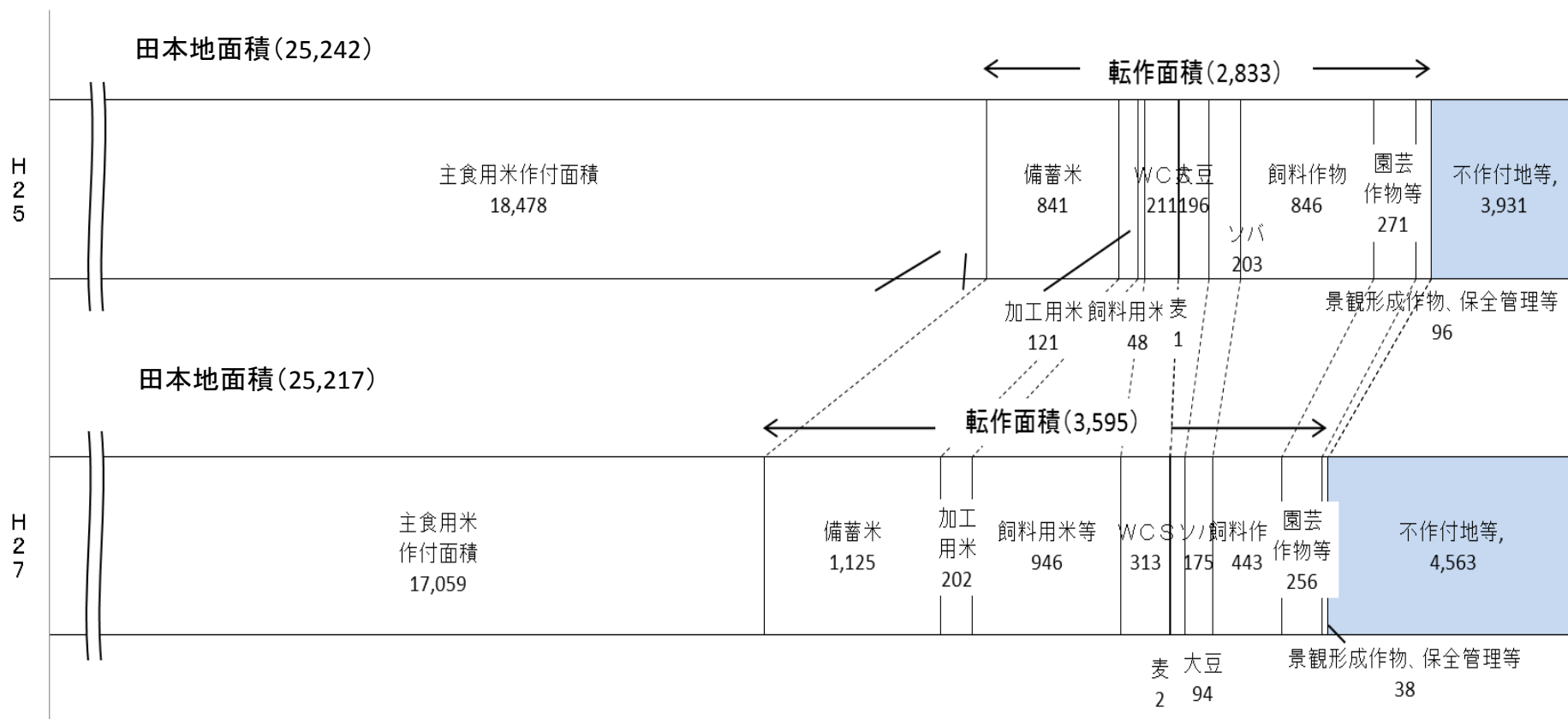
Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 1. 県北地方

- 水稻は小規模経営多く、水稻と果樹、果菜類、葉茎菜類、花き等との複合経営多い。
- 水田を活用した園芸作物への転換を積極的に推進する必要。
- 畜産業も盛んであるため、今後もWCSや飼料用米等の作付を拡大。
- 中山間地域においては集落営農組織を育成、主食用米生産を確保しつつ、飼料用米・加工用米等の生産拡大に取り組む必要。
- 営農再開地域における飼料作物作付拡大促進のため、コントラクター（飼料生産組織）等育成。
- 除染後農地を有効に活用した牧草、飼料用とうもろこし、稲WCS等の生産を一体的に促進する必要。



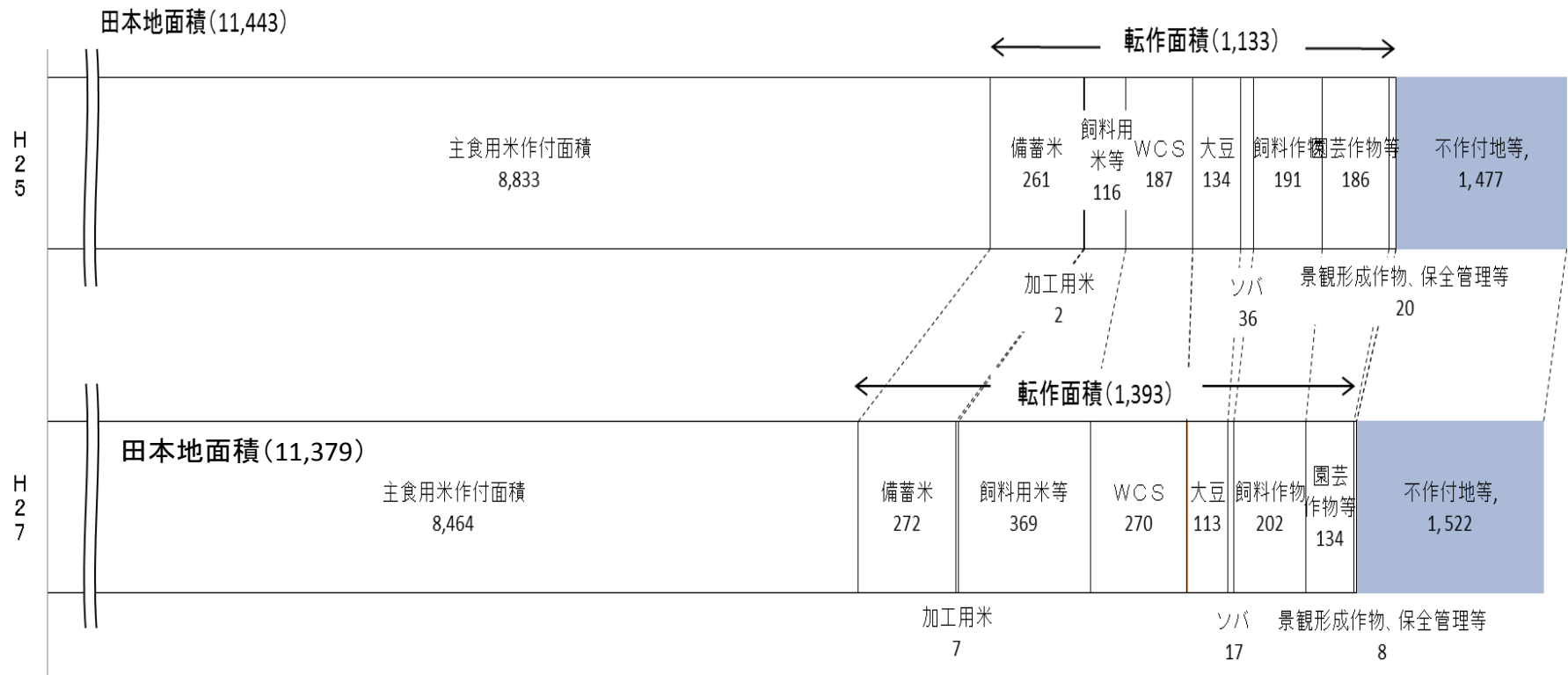
Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 2. 県中地方

- 小規模稲作農家の需給調整への関心が低く、過剰作付となる地域が存在。
- 平坦地域は、良食味米生産が行われており、農地集積による経営規模の拡大等を進め生産コストを低減する必要。
- 中山間地域は、集落営農組織の育成、主食用米の生産を確保しつつ、飼料用米・加工用米等の生産拡大を推進する必要。
- 繁殖・酪農は小規模経営が多い、肥育は大規模経営、WCS・飼料用米等作付を拡大し、畜産農家との連携強化を促進する必要。
- 消費地でもあることから、野菜、花き、果樹との複合経営多い、水田を活用した園芸作物への転換を積極的に推進する必要。



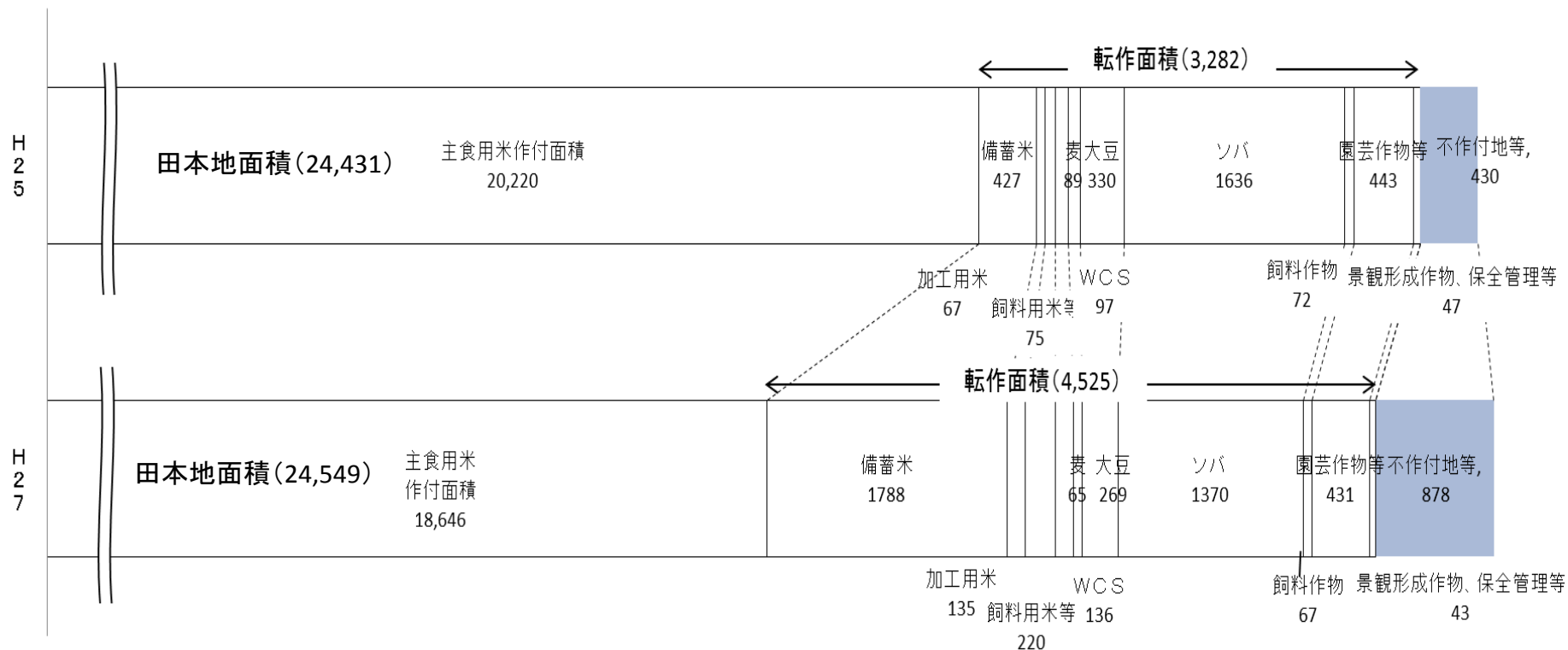
Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 3. 県南地方

- 平坦地域は、良食味米の生産が行われており、農地集積による経営規模の拡大等を進め生産コストを低減する必要。
- 中山間地域は、集落営農組織を育成し、主食用米の生産を確保しつつ、西白河地方では酪農、東白川地方では繁殖・肉用牛の経営体が多いことから、構築連携の取り組みによりWCS、飼料用トウモロコシの利用拡大をすすめる必要。
- 耕畜連携の取り組みによりWCS、飼料用とうもろこしの利用拡大が進んでおり、地域の畜産農家との連携強化を促進する必要。
- 大豆生産を維持しつつ団地化推進、大豆300A技術などの新技術を積極的に導入、生産コストの低減と品質の向上を図る必要。



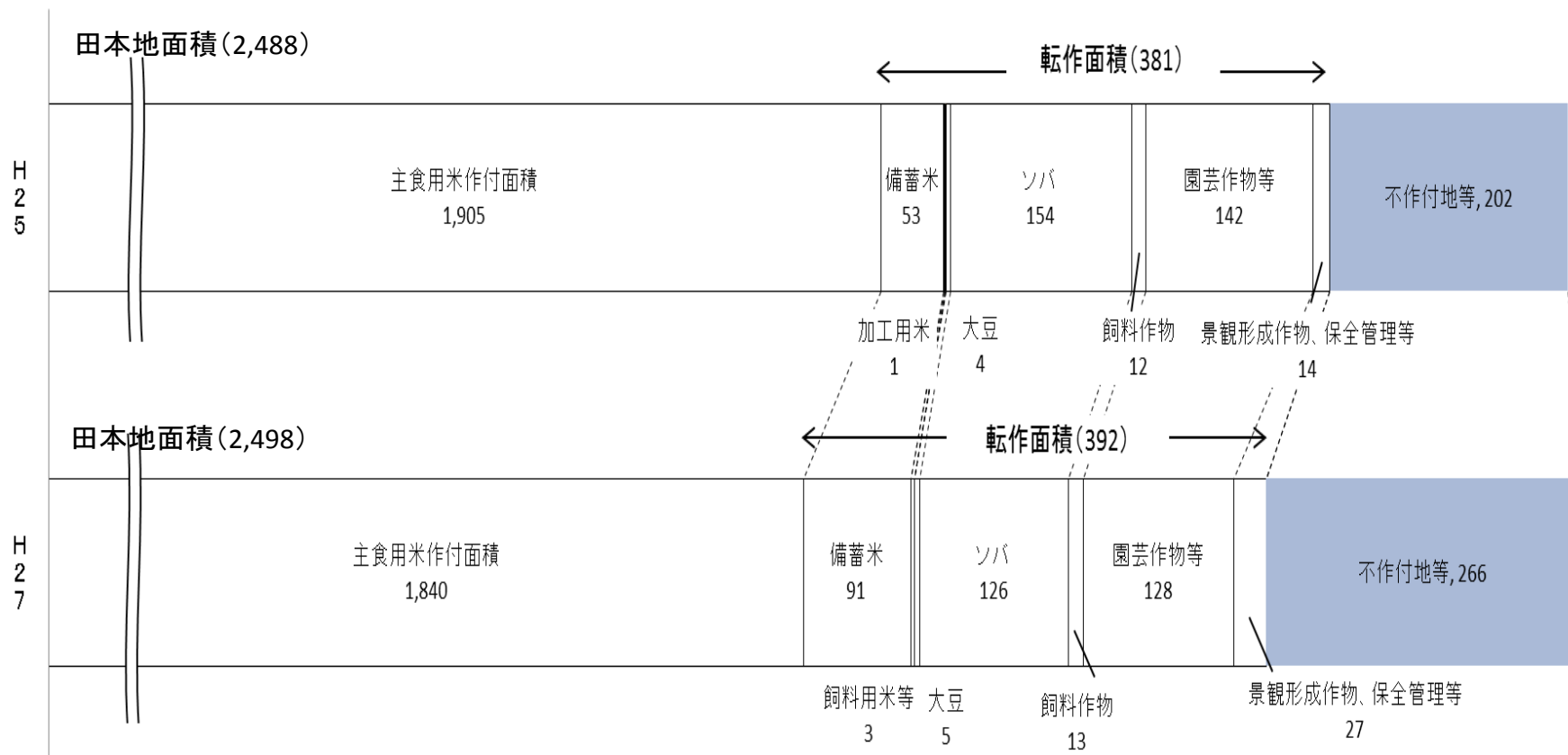
Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 4. 会津地方

- 良食味米産地として高品質化や特色ある米づくりを継続、農地集積による経営規模拡大を図り、生産コストの低減を図る必要
- 地域の担い手が水稻生産を受託しきれなくなっていることから、飼料用米の導入などで作業労働力の分化必要。
- 地域ごとにアスパラガスやトマト、花きなどの園芸作物の導入により経営複合化を進め、稲作偏重からの脱却を進める必要。
- 中山間地域は、集落営農組織を育成し、農地集積により主食用米生産を維持しつつ、園芸作物を取り入れ経営の安定を図る必要。



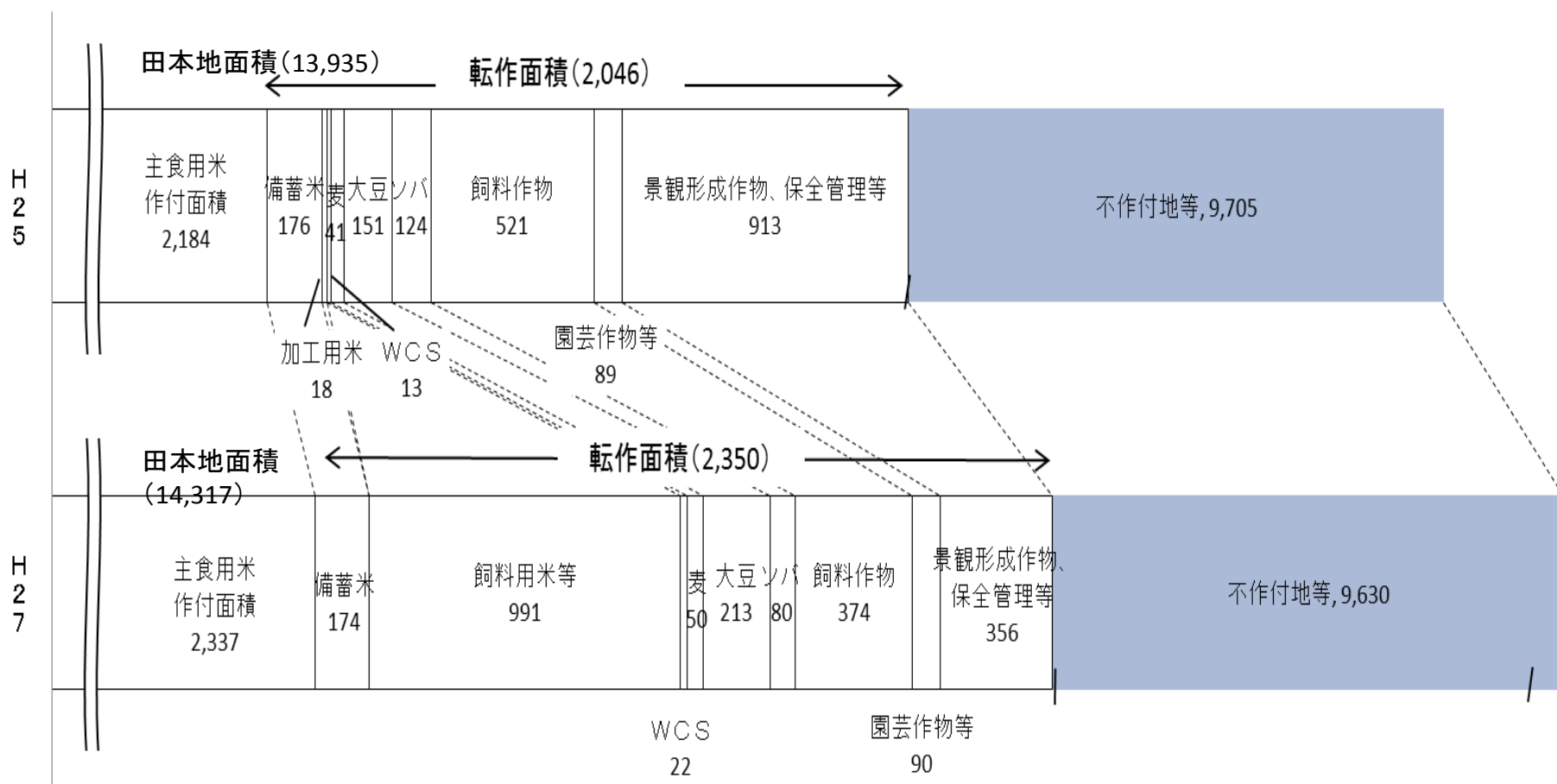
Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 5. 南会津地方

- トマト・アスパラガスなど産地化、年間数名新規作付者存在、一方既存生産者高齢化が進んできている状況。
- 稲作担い手は、これら園芸作物との複合経営主体、水稻部門の規模拡大困難。
- 山間部では水田ほ場区画が小さく、稲作作業の効率化が図りにく、農地集積が進みにくい状況。
- 園芸作物の導入が進んでいることから、さらに経営の複合化を進めていく必要。



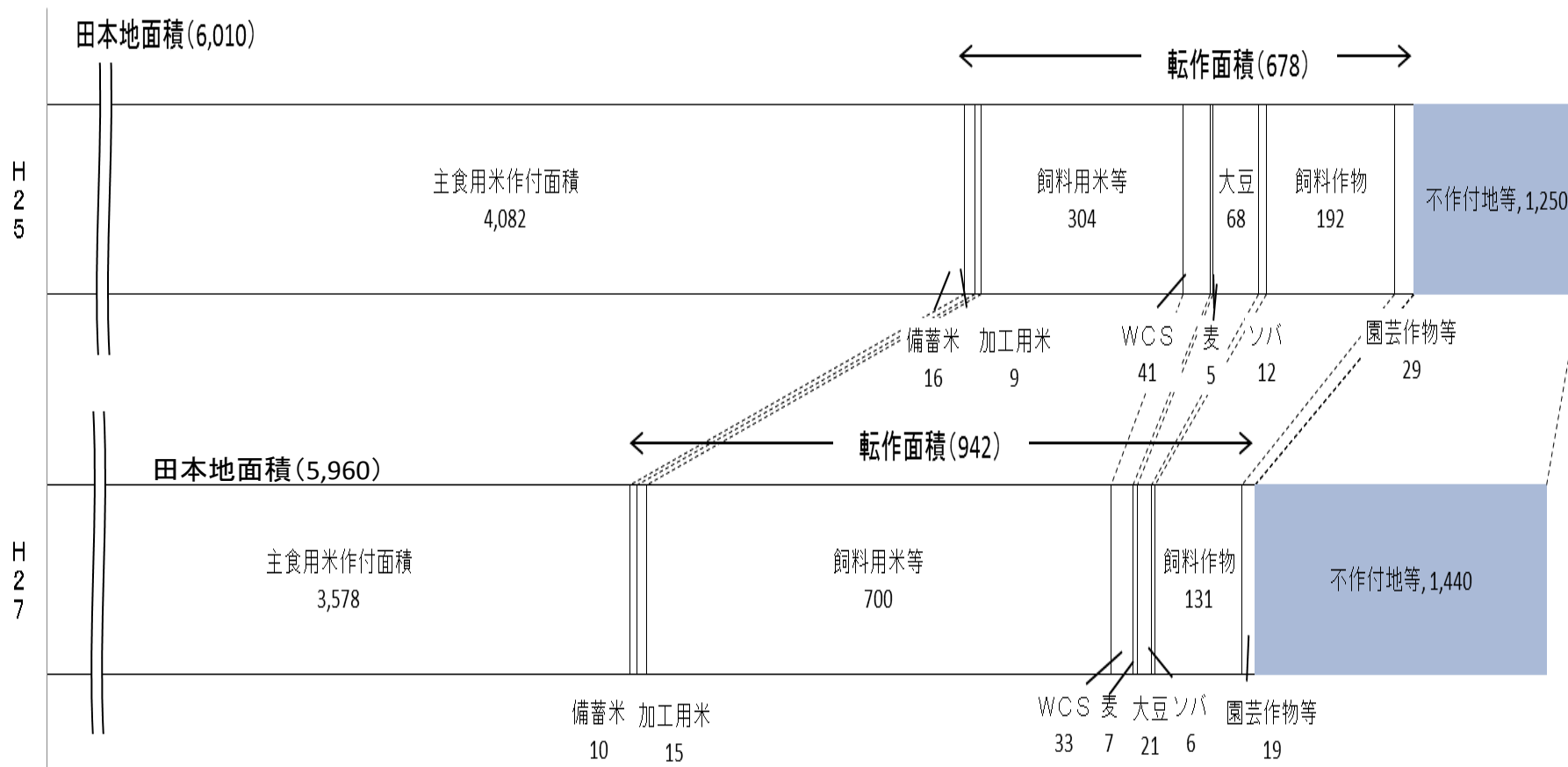
Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 6. 相双地方

- 東日本大震災・原発事故に伴い、未だに通常の営農が制限される地域が存在。
- 十分に安全性が確認された農産物であっても買い控えが起きるなど、風評による大きな影響を受けている状況。
- 非主食用米作付により営農再開した地域は、今後主食用米への切り替えが想定、非主食用米との組み合わせを整理する必要。
- 営農再開地域における飼料作物作付拡大を促進するため、コントラクター（飼料生産組織）等を育成。
- 除染後農地を有効に活用した牧草、飼料用とうもろこし、WCS等の生産を一体的に促進。



Ⅲ. 地域ごとの水田農業の特徴と課題 7. いわき地方

- 飼料用米の取組が地域として定着しつつあり、主食用米と飼料用米とを組み合わせた営農が確立しつつある状況。
- 消費者需要が大きいことから、地域内の米直販の取り組みを継続しながら、特色を生かした園芸作物の導入促進をはかる必要。
- 認定農業者等への農地集積により経営所得安定対策等への加入を促進し、全体として経営安定を図る必要。



IV. 需要に応じた米生産への取り組み 1. これまでの取り組み

(1) 水田農業の振興方策(26年度～29年度)における取り組み

ア. 水田農業の振興方策に係る基本方針

- プロフェッショナル経営体の増加、認定農業者等の育成、農用地の利用集積を促進
- 経営所得安定対策等への加入を推進し、農業経営を安定
- 地域特性を生かし、主食用米のより一層の食味向上と創意工夫あふれる多様な米づくり、飼料用米等の生産や園芸作物への転換を促進し、水田をフル活用
- 県産米の風評対策の継続的取組と、食味の良さなどを生かし、県内外において積極的に販路を拡大
- 避難地域の農業の将来像の検討、津波被災地等での新たな営農体系の構築や担い手の確保を図り、営農再開を促進
- 地域ごとの地域条件を生かして、主食用米中心の経営や飼料用米を取り入れた経営、園芸との複合経営等の実現

イ. 水田農業の振興方策に係る評価(中間)

- 29年の作付面積目標値に到達している転作作物は無い状況。
- 主食用水稻作付面積は、26年産の米価下落の影響もあり、27、28年に飼料用米を中心とする非主食用米の取り組みが大幅に拡大し、目標より深掘りが進んでいる状況。
- 備蓄米は本県優先枠である20,000トンが落札され、計画どおり取り組まれている状況。
- 新規需要米の飼料用米やWCS用稲は、需給調整の手段として取り組みは拡大しているが、目標値まで達していない状況。
- 畑作物である麦、大豆、ソバは原発事故による風評が依然として根強いこと、大豆では放射性物質検出への懸念、ソバでは単価の下落等もあり、目標値を大きく下回っている状況。
- 飼料作物は、牧草の除染が進んだことで作付再開が進み、ほぼ目標値近くで作付となっている状況。
- 園芸作物等は、新規参入が進む一方で、高齢化等からの撤退も多く、目標を大きく下回っている状況。
- 転作作物作付面積は、目標とした23,180haに対して3,500ha少ない19,700haに止まっており、景観形成作物や保全管理地、不作付地等が約4,500ha増加。

○「福島県の水田農業の振興方策」における目標と現状

「福島県の水田農業の振興方策」における水田作付作物推移（目標と現状）

The figure consists of two horizontal bar charts comparing agricultural land areas. The top chart shows the 'Heisei 29 Target' (平成29年(目標)) and the bottom chart shows the 'Heisei 28 Current Status' (平成28年(現状)).

Category	Target (H29)	Current (H28)
Total Agricultural Land Area (田本地面積)	96,600	95,600 (H27 Statistical Value)
Crop Production Area (転作物作付面積)	23,180	19,535
Main Rice Cultivation Area (主食用水稻作付面積)	62,000 (27-year production quantity target 751,000t - consumption reduction 80,000t × 2 years) × Prefecture Share 4.52%	60,100
New Required Rice (新規需要米)	7,900	6,620
Stockpile Rice (備蓄米)	3,700	3,684
Rice for Processing (加工用米)	1,000	357
Other Rice for Feed (飼料用米他)	6,700	5,548
WCS	1,200	1,072
Barley (麦)	280	178
Soybeans (大豆)	1,400	866
Soba (ソバ)	2,400	1,920
Feed Crops (飼料作物)	3,300	3,198 (H27 Statistical Value)
Garden Crops etc. (園芸作物等)	3,200	2,712 (H27 Statistical Value)
Landscape Formation Crop Safety Management Land / No Cultivation Land etc. (景観形成作物安全管理地 不作付地等)	11,420	15,965

○「水田農業の振興方策」にかかる基本方針施策の目標に対する進捗状況

施策の目標(抜粋)	現況値[A]	目標値[B]	実績値[C]	進捗率(%)		特徴的な動き
	(H25)	(H29)	(H27)	C/A	C/B	
認定農業者数(経営体)	6,392	7,600 以上	7,730	120.9	101.7	○認定農業者が経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)の加入要件。(H27産からいずれも規模要件無し)。
ナラシ対策に加入した面積割合(%)	18 (H26)	50 以上	33.4 (H28)	185.5	66.8	○27年度より制度加入のための面積要件がなくなったこと、農地集約等により増加
県内産主要3品種の食味ランキングにおける特A割合(%)	42	100	50.0	119.0	50.0	○H25～27年産会津コシ、ひとめぼれとも3年連続特A評価。
1等米比率(%)	92	95	91	99.1	95.8	○H25,H26は斑点米カメムシによる着色粒発生、H27は登熟期の低温少照による登熟不良から未熟粒が発生
飼料用米の作付面積(ha)	514	6,600 以上	5,519 (H28)	1073.7	84.9	○多収品種以外の取組に産地交付金一万円以内/10aの助成。営農再開地域で作付を増やしている。
学校給食の県産米利用割合(%)	85 (H23)	100	93	109.4	93.0	○東日本大震災後、一時県産米の利用割合が低下したものの、震災前の水準に戻りつつある。
野菜が経営の中心となる経営体(経営体)	6,500	7,500 以上	6,100 (H26)	93.8	81.3	○南郷トマト産地では新規栽培者確保活動によりH27は9戸の新規栽培者が確保された。

Ⅳ. 需要に応じた米生産への取り組み 1. これまでの取り組み

(2) 需給調整の取り組み

ア. これまでの経緯

- 福島県は22年産米まで全国有数の過剰作付県、その規模は11,000ha超の実態、民主党政権による戸別所得補償制度導入以降生産数量目標の市町村への配分は、23年産米から水田面積を基礎とした一律配分に徐々に転換(25年産米で完全一律)。
- 23年3月に発生した東日本大震災・原発事故により、全水稻作付面積は急激に縮小(22年産81,900ha→23年産66,000ha、▲15,900ha減少)。
- 同時に、浜通り地方から、中通り・会津地方への大規模な生産数量目標の県内調整が発生。
- 全水稻作付面積縮小と大規模な生産数量目標の県内調整発生により、結果として過剰作付面積は大幅に縮小、結果26年・27年産・28年産と産生産数量目標をクリア。

イ. 「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」(以下、県協議会という)を中心とした需給調整の取り組み

- 生産年前年年末に、国の都道府県別生産数量目標決定を受け、県から市町村へ生産数量目標を配分するとともに、①県協議会による生産数量目標地域間調整方針、②国の予算決定にもとづく産地交付金県域単価等の考え方等を地域農業再生協議会に提示、年明け以降地域における水田フル活用方針検討、地域間調整の取り組みをはじめとする需給調整の取り組みを現場に推進する、というのが基本的な取り組みの流れ。
- 26年産米価の大幅下落を受け、飼料用米を中心とする非主食用米への転換を強力に推進した結果、27年産米においては生産数量目標をクリアし、飼料用米も3,790haと前年産の4倍強に拡大、結果米価も前年産対比1,000円/60kg以上上昇。
- 28年産も基本的にこの取り組みを継続、主食用米の作付面積は1,400ha減少するとともに、飼料用米の作付面積は1,700ha以上増加し、生産数量目標をクリア。
- 一方、浜通りにおける作付再開もすすみ、浜通りの全水稻作付面積は27年産米で+724ha、28年産米で+1,069ha増加、ただし、主食用米による拡大は少なく、飼料用米他を中心とする営農再開となっている実態。

ウ. 課題

- とりわけ中通り地方は、県北地域を除き、潜在的な過剰作付地域、会津地域においても恒常的な過剰作付地域が存在。実態として米の生産条件が良い地域、都市部で小規模生産者が多い地域、集荷業者が多く競争が激しい地域が概ね過剰作付となっている状況。
- ここ直近の課題は、以下のとおり。
 - ①小規模生産者は、需給調整の取り組みの必要性の認識が希薄であり、経営所得安定対策への取り組み実績も低い。
 - ②地域農業再生協議会(市町村)の水田面積把握が不十分であり、統計面積とのかい離が大きい。
 - ③飼料用米を主体とする需給調整の取り組みがすすんでいるが、一般品種による作付が多く、多収品種での取り組みが不十分。
 - ④浜通りにおける作付再開は今後とも継続、全体需要が縮小するなかで、今後の制度別・用途別作付指導を早期に確立する必要。
 - ⑤浜通りからの県間調整が近年1,000ha規模で発生、引き続き浜通りの作付再開との関係で対応の整理が喫緊の課題。

IV. 需要に応じた米生産への取り組み 1. これまでの取り組み

(3) 関係機関の取り組み(需給調整関係)

ア. 概要

○生産数量目標配分および地域間調整実施

- ①生産数量目標配分は、県協議会からの意見具申を受け、県が配分ルールを決定し、市町村ごとの生産数量目標を決定・通知。
- ②県協議会は、地域間調整の諸条件(手順・単価等)を決定し、地域農業再生協議会を窓口地域間調整を実施。
- ③地域農業再生協議会は農業者別生産数量目標設定ルールを決定、市町村は地域農業再生協議会の構成員として参画。
- ④JA等団体は方針作成者として、農業者別生産数量目標を調整、農業者別に目標数量を決定。
- ⑤農業者、方針作成者は生産数量目標の生産者間、方針作成者間調整を実施。
- ⑥市町村、地域農業再生協議会は生産数量目標に従っていること、対象作物の作付面積の確認。

○水田フル活用ビジョンの作成

- ①県、県協議会は連携のうえ、県全体の水田フル活用ビジョンを作成。
- ②県は産地交付金の要件設定・確認・市町村への指導を実施。
- ③地域農業再生協議会は水田フル活用ビジョンを作成、産地交付金の要件設定・確認を実施。

○経営所得安定対策の普及推進

- ①関係者(福島支局・県・県協議会・市町村・地域農業再生協議会・JA等団体)が一体となり経営所得安定対策等の推進。
- ②地域農業再生協議会は交付申請書、営農計画書等申請書類配布・回収、整理とりまとめ、受付・システム入力、福島支局は地域農業再生協議会と連携し推進。
- ③福島支局・地域農業再生協議会は連携し、水田活用の直接支払交付金対象作物の作付面積等の確認を実施。

イ. 課題

- 関係機関別役割分担は整理されているものの、実態は県・市町村行政主体の運営、一方一部市町村は行政執行体制が不十分。
- 震災以降の需給調整の取り組みは、地域間調整が最も主要な対策、備蓄米・飼料用米がそれに続く対策となっている、このため地域間調整の見通しがたたないと本格的飼料用米推進が進まず、取り組みが全体的に後ろ倒しになる傾向が続いている状況。
- 需給調整にかかる取り組みについては関係者一体となって取り組んでいるが、水田フル活用ビジョン作成や経営所得安定対策推進は需給調整の取り組みに付随したものとなっており、地域の水田農業をどうするのかとの観点からの深掘りがすすんでいない状況。
- 農業者別水田情報整理が十分でなく、水田面積、農業者別耕作の有無について実態把握が不十分であるとともに荒廃農地・遊休地対策には手が付けられていない実態。
- 地域農業再生協議会運営が生産数量目標の農業者別生産数量目標設定ルール決定や需給調整推進に集中している実態にあり、担い手、集落営農組織、方針作成者の参加が不十分で、地域の水田農業のあり方をどうするのかという観点が希薄。

IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

(1) 水田フル活用の取り組み

ア. 主食用米

- 今後とも米価安定のため、需給情報等を踏まえた需要に応じた米づくりを進めることを基本とし、近年では業務用米の需要が大きくなっていることから、一層の生産コスト低減を推進。
- 担い手が一層の規模拡大をはかるため、品種構成の見直しや直播栽培の導入等を推進するとともに、低コスト技術・資材の導入による生産コスト低減を促進。また地域段階において乾燥調製施設等共同利用施設の整備等を支援し競争力の強化を実現。
- 本県は、消費者の評価の高い「コシヒカリ」「ひとめぼれ」の主要産地、今後ともこれらの強みを生かして食味ランキング「特A」を目指し一層の食味向上に取り組み売れる米づくりを促進。
- 本県オリジナル水稻品種「天のつぶ」、「里山のつぶ」については、JAや集荷事業者と連携し、生産者のリスト化・登録制等による栽培管理の徹底などにより食味と品質の向上を実現。なお、今後ともトップブランドとして育成する新品種開発に早急に取り組む。
- 本県産米の安全性確保と競争力強化を図るため、国ガイドライン準拠等GAPの取得を推進。
- 日本型直接支払制度（環境直接支払交付金）等を活用しながら、環境と共生する米づくり（有機栽培、特別栽培等）を促進。
- 中山間地域において比較的条件的の良いほ場については、担い手農家や集落営農組織への農地集積を進めるとともに、主食用米として収量性や食味に優れる「里山のつぶ」の作付けを推進。
- 被災地域においては、作付再開直後は風評被害も大きいと想定されることから、当面は飼料用米の取り組みを進め、風評等の状況を見ながら主食用米の生産拡大を推進。

イ. 非主食用米

- 水田活用の直接支払交付金等を活用し、飼料用米や加工用米など需要のある非主食用米の作付拡大を促進。
- 飼料用米は、多収品種での作付面積拡大を推進するとともに、栽培技術の高度化、団地化の取り組み等により、本作化と収量向上と生産コストの低減を実現。
- 飼料用米流通は、地域での情報収集とマッチングの取り組みを進め耕畜連携を図るとともに、集荷・利用形態に合わせた流通・加工施設の整備を促進。
- 加工用米は、地域の米を使った酒づくりに強い意欲を持った酒造業者が多く、着実な需要が見込まれることから、地域において米の生産者と酒造業者の結びつきを深め、複数年契約を推進。
- 備蓄米は、需給調整の手段としても有効であることから、県優先枠確保を図りながら産地交付金の活用による安定生産を促進。
- 被災地域においては、大区画ほ場整備が進んでいるほかカントリーエレベーター等施設整備も進んでおり、県内の他地域と比べ生産コストの低減が可能な地域。このため大規模担い手を育成するとともにスケールメリットを生かした飼料用米の作付けを推進。

IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

ウ. 畑作物

- 畑作物(麦・大豆・そば・なたね)は、販売収入を向上させるとともに、収量品質に応じた交付金を確保し、所得を向上するため、排水対策や適正施肥、適期防除の徹底などにより、収量・品質の向上を促進。
- 麦、大豆は、産地の生産体制の維持・拡大や津波被害を受けた地域等での産地の回復を促進するとともに、用水問題で水稻の作付が難しい地域等での作付を推進。
- そばは、観光などと結びついて地域の活性化に寄与、品質向上を図るとともに、経営所得安定対策のゲタ対策や産地交付金を活用して生産を促進。
- なたねについては、6次化の取組が定着している地域はもとより、原子力災害等により水稻の作付が本格的に進んでいない地域において、営農再開の先駆けとなる作物として取り組みを促進。
- 中山間地域を中心に、高齢化に対応して集落営農組織による畑作物の団地化を促進、また既存組織の作付拡大や省力化を支援。

エ. 園芸作物

- 園芸作物は、土地利用型作物の集約化により生み出される労働力を活用し、経営転換や複合化を促進。また、新規就農者や他産業からの新規参入者、定年帰農者等の新たな担い手を確保するとともに 集落営農組織や農業法人での園芸作物の導入を促進。
- 土地利用型園芸作物による大規模経営への転換を推進するとともに、団地化による効率的な土地利用、機械化一貫体系の構築などを促進。また、施設化や作型分化を進めるとともに、ICT技術(情報通信技術)を活用した環境制御などの新たな技術の導入を促進。
- 消費・流通形態が多様化している中で、ブランド化を進めるとともに市場や実需者からの提案への対応や加工・業務用野菜を含めた新たな市場開拓を促進。
- 中山間地域においては、高品質安定生産に向けて施設化や省力技術、新技術の導入を進め、収益性の高い園芸作物への転換を促進。
- 被災地域においては、風評を受けにくい花き、加工・業務用野菜をはじめとした土地利用型園芸作物の導入を促進。また、放射性物質の影響を受けにくい大規模施設園芸による安全・安心な農産物の生産を推進するとともに、ICT技術を活用した温度等の環境制御や栽培の省力化を促進。

IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

オ. 飼料作物

- 飼料用米やWCS用稲は、水田を活用した自給飼料として生産拡大が期待されることから、地域での耕種農家と畜産農家の結びつきを深め、生産の拡大と利用を促進。
- 水田を有効に活用して、飼料用トウモロコシや単年生牧草などの飼料作物の生産拡大等により、自給飼料の確保を促進。
- 畜産農家と耕種農家の連携強化を図り、飼料用米等の稲わらの利用と畜産農家のたい肥等の有効利用を促進。
- 営農再開地域における作付拡大を促進するため、コントラクター(飼料生産組織)等を育成し、除染後農地を有効に活用した牧草、飼料用とうもろこし、WCS用稲等の生産を一体的に促進。

(2) 担い手および農地集積

ア. 担い手の育成・確保

- 高生産力・高収益により経営を継続的に発展、個別経営所得1,000万円以上、法人経営販売金額1億円以上の収益を目指す。
- 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作成と状況に応じた見直しを行い、このなかで担い手として位置づけられた意欲ある農業者や農業生産法人等を認定農業者に誘導。
- 集落ぐるみの営農組織の育成に向け、地域での話し合いの促進や法人化を支援。
- 新規学卒者をはじめ、Uターン・Iターンなど各新規参入者の就農を促進、認定新規就農者へ誘導するとともに、企業等の農業参入を支援し多様な担い手を確保。
- 避難地域では、地域ごとに農業者等意見を十分に聞きながら、地域農業の将来像を検討するとともに、農業者の帰還や復旧段階に応じ、その実現に努め、営農再開を促進。

イ. 農地集積

- 農地中間管理機構による農用地利用集積を加速、農用地の受け手となる担い手の経営規模の拡大を促進。

ウ. ほ場整備

- 稲作だけでなく、野菜・果樹等高収益作物の導入もはかれるような区画整理や汎用化水田の導入を促進。

エ. 日本型直接支払

- 日本型直接支払制度を活用し、地域の農業者等が取り組む共同活動を支援。
- 被災地域においては、帰郷した協定集落や農業者等が速やかに中山間地域等直接支払事業または多面的機能支払事業に取り組むことができるよう市町村と連携した支援を促進。

○需要に応じた米生産への取り組み【水田農業の振興にかかる中期目標】

指 標	内 容	現況値(H27)	目標(H34)等
認定農業者数(経営体)	農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画認定数	7,730	8,000以上(H32)
農用地利用集積率(%)	担い手に利用集積された水田面積の割合	42	75以上(H35)
新規就農者(人)	新たに年間150日以上農業従事を予定している者	212	220(H32)
水田ほ場整備率(%)	農振農用地における整備率	71.2	76以上(H32)
ナラシ対策に加入した面積割合(%)	主食用米・麦・大豆でナラシ対策に加入した面積の割合	32	75%以上
コシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶ特A割合(%)	日本穀物検定協会の食味ランキングにおける特A割合	50	100
県オリジナル品種の作付面積(ha)	「天のつぶ」、「里山のつぶ」の作付面積	3,913	8,000以上
飼料用米の作付面積(ha)	飼料用米を作付した面積	5,520(H28)	9,300以上
飼料米多収品種面積(ha)	飼料用米多収品種を作付した面積	1,226(H28)	9,300以上
複数年契約加工用米作付面積(ha)	水田活用の直接支払交付金を利用した複数年契約	330	480以上
水田における園芸作物の作付面積(ha)	水田に園芸作物を作付けした面積	2,712	3,000以上
飼料作物の作付面積(ha)	作物統計等により水田に作付された飼料作物の面積	3,198	3,300以上
飼料用米の県内流通量(トン)	県内の畜産農家等へ直接給与された数量	1,324	5,000以上
銘柄別作付比率(%)	主食用米コシヒカリの作付面積比率	66	55
県内消費率(%)	県内における「ふくしま米」の消費率	70程度	90以上
生産コスト削減目標(円/10a)	全算入生産費水準	120,000	100,000
主食用米の販売価格水準(円/60kg)	県全体の販売価格水準(税込)	12,000程度	1,500以上引上げ
主食用米作付面積(ha)	需要に応じた主食用米作付面積削減方向	60,100(H28)	56,500程度
大豆の上位等級(1, 2等級)比率%	農産物検査における1, 2等級の割合	36	50(H32)
そば1等級の割合(%)	農産物検査における1等級の割合	42	70(H32)

Ⅳ. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

(3)福島県全体の「制度別・用途別」作付計画および価格水準の目標

ア. 基本的考え方

○制度別・用途別作付計画

- ①主食用米については、今後も全国ベースで8万ト／年需要が減少していくこと、および浜通り地方での作付再開が今後も継続するものの、福島県全体としては28年産米の主食用米作付面積をベースに毎年1％程度作付面積を減少させることを基本として計画。
- ②非主食用米については、年産別の主食用米の減少に対応する面積を飼料用米で拡大していくことを基本として計画、なお飼料用米については、多収品種割合を29年産で55％以上、34年産で100％とすることで計画。

○主食用米価格水準

主食用米価格水準については、農業者所得において生産費削減とあわせ、米の直接支払交付金や「ナラシ」対策補てんがなくとも、全算入生産費がカバーできるよう価格水準の実現を目指す。

イ. 具体的な「制度別・用途別」作付計画

○29年産米

①主食用米

29年産米はほぼ28年産米と同面積とする、浜通り地方で＋500ha程度作付再開を見込み、その他地方で生産数量目標の減少を加味し1,000ha程度削減。

②非主食用米

- ①飼料用米は主食用米削減に対応し、中通り・会津地方で作付を拡大、加えて浜通り地方で若干の増を見込む。
- ②備蓄米・その他は、ほぼ28年産米と同じ水準と見込む。

③全水稻作付面積

28年産＋620ha程度の増加を見込む。

○30年以降

- ①30年以降は、主食用米で前年対比▲600ha／年程度減少することを見込む、それに対応する飼料用米増は、中通り・会津地方で対応、加えて浜通り地方で100ha／年程度の増加を見込む。
- ②全水稻作付面積は、浜通り地方での作付再開分の増加を見込む。

ウ. 価格水準の目標

○27年産の米価水準を、34年産米で＋1,500円／60kg程度引き上げることで計画。

○銘柄別作付計画では、コシヒカリの作付比率を34年産米で55％未満に引き下げ、その他を増加。

IV. 需要に応じた米生産の取り組み 2. 今後の方向

(4) 地方別水田農業振興の方向(イメージ)

地方区分	今後の方向性
県全体	○主食用米作付の着実な減少、飼料用米の着実な拡大促進 ○コシヒカリの生産削減を基本としつつ、地域に応じた品種構成の確立 ○コシヒカリは家庭用主体、ひとめぼれ・「天のつぶ」等は業務用主体の販売 ○県内販売の拡大と、県外向けには業務用中心の販売展開 ○飼料用米は多収品種の拡大と県内使用拡大、乾燥調製・保管等にかかる流通インフラの整備 ○担い手へ、集落営農への農地集積促進による生産コストの削減 ○中山間地における農地集積をすすめるための基盤整備の促進 ○以上による米価引き上げと生産コスト削減による農業者所得の確保
県北地方	○平坦地においては担い手への農地集積による規模拡大の促進 ○中山間地における集落営農の組織化、基盤整備による農地集積促進 ○水田を活用した園芸作物への積極的転換 ○コントラクター(飼料生産組織)等を育成し、飼料作物の作付拡大 ○地域内における「ふくしま米」消費の拡大
県中地方	○平坦地においては担い手への農地集積による規模拡大の促進 ○中山間地においては集落営農の組織化、基盤整備による農地集積促進 ○飼料用米等の地域畜産農家との結び付け拡大促進 ○水田を活用した園芸作物への転換 ○地域内における「ふくしま米」消費の拡大
県南地方	○平坦地においては担い手への農地集積による規模拡大の促進 ○中山間地における集落営農の組織化促進、基盤整備による農地集積促進 ○飼料用米等の地域畜産農家との結び付け促進 ○大豆生産の拡大促進
会津地方	○平坦地においては担い手への農地集積による規模拡大の促進 ○中山間地における集落営農の組織化促進、基盤整備による農地集積促進 ○飼料用米生産の大幅拡大と作業集約による担い手不足への対応強化 ○園芸作物導入による水稻偏重からの脱却 ○酒米生産の拡大
南会津地方	○園芸作物拡大による更なる複合化の促進 ○中山間地における集落営農の組織化促進、基盤整備による農地集積促進 ○酒米生産の拡大
相双地方	○飼料用米生産主体による営農再開の促進 ○主食用米風評被害払拭の取り組み促進 ○なたね・園芸作物も含めた大胆な品目別生産基盤づくりの促進 ○コントラクター(飼料生産組織)等を育成し、飼料作物の作付拡大
いわき地方	○飼料用米生産の定着拡大 ○担い手への農地集積の促進 ○地域内における「ふくしま米」消費の拡大

Ⅳ. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

(5) 需給調整のあり方

ア. 基本的考え方

自由な米の生産・流通制度のもと、30年産以降は「自己責任」と「地域で自ら水田農業のあり方を考える」という基本姿勢をふまえ、以下の考え方により「生産数量(面積)の目安」を設定し、需要に応じた米生産を実現。

○米消費量の減少が続くなか、需要に応じた米生産を実現するため、全国の需要量変化に対応した福島県としての「生産数量(面積)の目安」を県協議会として情報提供。

○県協議会は地域農業再生協議会(市町村)の生産意向をふまえ、地域農業再生協議会(市町村)別の「生産数量(面積)の目安」を情報提供。

○地域農業再生協議会はこの「生産数量(面積)の目安」にもとづき方針作成者と連携し、需要に応じた米生産を推進。

○県協議会、地域農業再生協議会は需要に応じた米生産進捗を把握し、年産ごとの取り組みに係る総括を行い、次年産方針を提示。

○この考え方を当面5年間程度継続、その後必要な見直しを実施する。

イ. 「生産数量(面積)の目安」の位置づけ

○あくまで「生産数量(面積)の目安」あり、県・地域農業再生協議会ともこれにもとづき需要に応じた米生産を推進。

○直接的メリット措置との連動はないが、「制度別・用途別作付計画」・経営所得安定対策等加入とセットで需要に応じた米生産を推進。

○「生産数量(面積)の目安」を地域農業再生協議会から生産者に提示することは、地域農業再生協議会の判断とする。

ウ. 「生産数量(面積)の目安」設定および運営の考え方

○県段階の「生産数量(面積)の目安」の設定

①県協議会は、全国の必要生産量(面積)が前年産より〇%減少した場合、福島県の前年産生産数量(面積)に全国の減少率を乗じて翌年産「生産数量(面積)の目安」を設定。なお状況により多少の幅をもって設定することができるものとする。

②同時に、県協議会は県全体の翌年産「制度別・用途別作付計画(面積)」を設定。

○地域農業再生協議会(市町村)段階の「生産数量(面積)の目安」設定

①地域農業再生協議会は、前年産主食用米作付面積実績をベースに翌年産生産希望数量(面積)を整理。

②県協議会は①を県全体として集計し、それが県段階の「生産数量(面積)の目安」を下回る場合は①を地域農業再生協議会別の「生産数量(面積)の目安」として整理。

③県協議会は②が県段階の「生産数量(面積)の目安」を上回る場合は、作付再開地域の主食用米生産を優先し、残りを県の「生産数量(面積)の目安」に合致するよう一律削減することを基本として調整し、地域農業再生協議会(市町村)別「生産数量(面積)の目安」を提示。

④県協議会は、地域農業再生協議会の「生産数量(面積)の目安に」もとづき進捗を把握し、毎年9月までに当年産総括と翌年産取り組み方針、すすめ方を提示。

⑤地域農業再生協議会は、地域ごとの「生産数量(面積)の目安」にもとづき進捗を把握し、毎年10月までに当年産総括と翌年産取り組み方針、すすめ方を提示。

Ⅳ. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

(6)関係機関の役割分担(水田フル活用・需給調整関係)

ア. 基本的な考え方

2. (4)の考えにもとづき、30年以降は県協議会、地域農業再生協議会を中心とした必要な役割分担の見直しを実施。
- 国から県への生産数量目標の配分に頼ることなく、需要に応じた米生産に取り組むため、県全体の「制度別・用途別作付計画」作成と主食用米についての県全体・地域農業再生協議会(市町村)別の「生産数量(面積)の目安」の提示を新たに実施。
 - 県全体の「制度別・用途別作付計画」は、需給環境をふまえることはもとより、目標とする米価・農業者所得および生産基盤(担い手・農地利用等)のあり様を実現するためのものとして作成。
 - 地域においても、地域の水田農業をどのような方向に導くのかという観点から、地域全体の「制度別・用途別作付計画」を地域として目標とする米価・農業者所得および生産基盤(担い手・農地利用等)の実現を目指すものとして作成。
 - 県全体の「制度別・用途別作付計画」、主食用米の県全体・地域農業再生協議会(市町村)別の「生産数量(面積)の目安」作成および地域における「制度別・用途別作付計画」作成に際し、県協議会・地域農業再生協議会は当年産総括・翌年産取り組み方針およびすすめ方を整理し、それぞれ地域農業再生協議会および認定方針作成者等から意向についてヒヤリングを実施。
 - 県・地域別「制度別・用途別作付計画」は、基本的に水田フル活用ビジョンに連動するとともに、県協議会、地域農業再生協議会は「制度別・用途別作付計画」の進捗を把握。

イ. 主な役割分担

○福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

- ①当年産総括・翌年産取り組み方針の作成(「制度別・用途別作付」方針、米価・所得目標および生産基盤対策を含む)
- ②翌年産「制度別・用途別作付計画」の作成
- ③主食用米の県全体の「生産数量(面積)の目安」の提示
- ④主食用米の地域農業再生協議会(市町村)別「生産数量(面積)の目安」の提示
- ⑤主食用米の市町村別「生産数量(面積)の目安」にもとづく推進および進捗把握

○地域農業再生協議会

- ①当年産総括・翌年産取り組み方針の作成(「制度別・用途別作付」方針、米価・所得目標および生産基盤対策を含む)
- ②翌年産「制度別・用途別作付計画」の作成
- ③当年産主食用米の市町村別「生産数量(面積)の目安」にもとづく推進および進捗把握

○認定方針作成者

認定方針作成者は地域農業再生協議会の運営に積極的に参画し、地域の水田農業にかかる需要情報を提供。

○その他

- ①需給調整の実効性をあげるため、県協議会・地域農業再生協議会は地域農業再生協議会、認定方針作成者、大規模生産者等との意見交換を積極的に実施。
- ②福島支局、県、市町村は従来からの役割分担を基本とし、県協議会・地域農業再生協議会の取り組みに積極的に参画し、指導を実施。

IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

(6)関係機関の役割分担(30年以降の水田農業のあり方実現に向けて)

ア. 経緯と課題

- これまでの県協議会を中心とした取り組みは需給調整・経営所得安定対策推進に特化、県・地域の関係者が現状を見据えどのような水田農業の姿を実現すべきかという点についての統一的ビジョン、統一的戦略にもとづく共通の目標が不明確、特に震災発生以降は、当然のこととして震災・原発事故からの復旧・復興がすべてに優先されてきたこと、この結果、生産・流通・消費の取り組みに一貫性がなくばらばらであったことは否めない現状。いまだ震災・原発事故から復旧・復興にはほど遠い局面も多々あるものの、30年以降の米政策の見直しを契機に、県協議会関係者が共通の目的を認識し、それを実現するための自らの位置づけ、役割を意識して、進捗管理および情勢変化をふまえ必要な追加的対策の検討・実施を行うことが必要。
- 水田農業振興の究極の目標は、水田農業生産の維持・拡大および農業者手取りの向上であり、その実現のための担い手の確保、農地の集積、コスト削減、需給調整、価格引き上げ、品質の維持・向上、新品種開発、販売戦略の構築。
- 「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」は、これらを行政機関だけではなく、関係団体参画のもとオール福島として実現するための位置づけの組織、今後は設立趣旨をふまえ県協議会を中心に統一的な取り組みをすすめることが必要。

イ. 30年以降の水田農業のあり方実現に向けて(関係機関の連携)

- 今後、年1回程度「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」として、福島県における水田農業の現状を確認し、水田農業生産の維持・拡大、手取り向上のため生産・流通・消費それぞれの立場からの取り組み内容、進捗を報告・確認し、今後の課題・対策を議論する場を設定。
- イメージとしては、県協議会として「当年産総括・翌年産方針および今後のすすめ方」を提示するタイミングに開催することとし、県協議会構成メンバーを中心に、担い手、農地集積、耕作放棄地対応、需給調整、コスト削減、新品種開発、流通・消費動向等について現状・課題および今後の対応等について報告のうえ、意見交換を実施。

○「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」構成メンバー

福島県、福島県農業協同組合中央会、全農福島県本部、福島県米穀肥料協同組合、福島県米麦事業協同組合、福島第一食糧協同組合、福島県市長会、福島県町村会、福島県担い手育成総合支援協議会、福島県耕作放棄地対策協議会、公益財団法人福島県農業振興公社(会長:福島県農業協同組合中央会、副会長:福島県)

IV. 需要に応じた米生産への取り組み 2. 今後の方向

(7)「ふくしま米」の今後の販売戦略

ア.「ふくしま米」流通にかかる基本認識

- 「ふくしま米」の県内における消費量は7万トンの程度と想定、福島県内全体消費量10万トンの7割程度、県外産米が3万トン程度流入。
- 県内消費は別として、従来から家庭用として単品販売される量は少なく、価格とセットで業務用・ブレンド原料として多く使用と想定。
- 業者間取引、先物取引上場数量も多く、どのような用途で使用され、全国どの地域の販売先で使用されているかも不透明な状況。
- 現行生産量の8割程度を県外に販売せざるを得ない需給環境、過剰の際は風評の影響により真っ先に排除される米の位置づけ。

イ. 基本的な考え方

○「ふくしま米」流通実態の現状を至急調査・分析、基本課題を整理することを大前提とし、当面「ふくしま米」流通にかかる基本認識にもとづき、以下の取り組みを実践。なお、流通実態調査・分析により、修正が必要な場合は、都度修正を実施。

①主食うるち米生産計画

- 銘柄別作付構成についてはコシヒカリ55%、ひとめぼれ25%、「天のつぶ」他15%、その他5%を目標として取り組む。
- 良食味・良品質を維持する生産指導を徹底、主要6区分(会津・中通り・浜通りコシヒカリ、会津・中通りひとめぼれ、天のつぶ)においてすべて特A評価を獲得。
- 米生産におけるGAPの取り組みを拡大し、生産工程における信頼性を確保する。
- 県開発オリジナル品種については、生産者のリスト化・登録制の導入・拡大をすすめ、徹底した栽培管理を実施。

②県内販売の拡大

- 県内販売・消費拡大に優先的に取り組む(現行10万トン程度の県内需要に対し、「ふくしま米」は7万トン程度の消費)。
- このため、県内消費率を毎年調査のうえ公表する方向で検討。

③主食用米県内・県外販売目標の作成

- 県内販売は、家庭用8割、業務用2割を目標として銘柄別販売計画を作成し推進。
- 県外販売は、家庭用2割、業務用等8割を目標として地域別・銘柄別販売計画を作成し推進(県外販売は首都圏向けを8割と想定)。

④銘柄別戦略

- コシヒカリは家庭用主体に取り扱い、ひとめぼれ、天のつぶ他は業務用主体として取り扱う。
- 「ふくしま米」全体の価格を牽引する家庭用向「トップブランド」新品種の開発をすすめ、生産者は登録制としコシヒカリとの代替をすすめる(全体で3万トン程度を目標)。

⑤販売価格・事前契約

- 34年産における生産者所得目標を考慮しつつ、家庭用・業務用に対応した価格設定をおこなう。
- 事前契約の拡大を推進し(5万トン⇒10万トン(JAグループ7万トン、その他3万トン)、6月末時点民間在庫8万トン、契約率100%を目標)。

⑥風評被害払拭・米輸出拡大にかかる環境整備の取り組み

- 特に浜通り地区主食用米については重点的に風評被害払拭に取り組む。
- 福島県産米の輸出拡大に向け、国と連携し輸入規制解除等に取り組む。

V. 経営モデル

- 個別経営では、主食用米を中心として飼料用米などに取り組み、約650万円の所得を目指します。
- 集落営農や法人では、主食用米を中心に飼料用米など取り組み、約2,000万円の所得を目指します。

34年産を仮定した水田経営モデル

水稻単作経営(650万円手取規模)

(主要用米: 飼料用米)

主食用米作付面積(ha)

飼料用米作付面積(ha)

計

県北 (80:20)	会津 (77:23)	相双 (65:35)
14.8	10.3	14.3
3.7	2.9	7.7
18.5	13.2	22.0

水稻単作経営(2,000万円手取規模)

(主要用米: 飼料用米)

主食用米作付面積(ha)

飼料用米作付面積(ha)

計

県北 (80:20)	会津 (77:23)	相双 (65:35)
45.6	32	44
11.4	9	24
57	40.9	67.7

算定根拠

	主食用米		
	中通り	会津	浜通り
生産量(kg/10a) a 注1	522	588	506
販売価格(円/60kg) b 注2	14,000	14,500	13,500
流通経費(円/60kg) c	2,000	2,000	2,000
手取り(円/60kg) d=(b-c) × a	104,400	122,500	96,983
事業外収入(円/10a) e			
10a当たり収入 f=d+e	104,400	122,500	96,983
費用(10a当たり全算入生産費)(円/10a) g	102,864	102,864	102,864
労働費(家族)(円/10a) h 注3	22,429	22,429	22,429
自己資本利子(円/10a) i	2,849	2,849	2,849
自作地地代(円/10a) j	9,275	9,275	9,275
差引生産費(円/10a) k=g-h-i-j	68,311	68,311	68,311
差引所得(円) l=f-k	36,089	54,189	28,672

飼料用米		
中通り	会津	浜通り
642	708	708
1,200	1,200	1,200
1,200	1,200	1,200
0	0	0
99,440	99,440	99,440
99,440	99,440	99,440
102,864	102,864	102,864
22,429	22,429	22,429
2,849	2,849	2,849
9,275	9,275	9,275
68,311	68,311	68,311
31,129	31,129	31,129

注1 主食用米は、平成34年産10aあたり生産量を平成27年産水稻の作柄表示地帯別10aあたり年収量(1.7mmベース)と変わらないと仮定、飼料用米は、平成34年産10aあたり収量を多収品種での栽培とし、2俵120kgを平成27年産水稻の作柄表示地帯別10aあたり年収量に加算。

注2 販売価格は、平成34年産米価(包装込、税込)を平成27年産米価から仮定し、中通り14,000円/玄米60kg、会津14,500円/玄米60kg、浜通り13,500円/玄米60kgとした。

注3 事業外収入は、現時点の国からの助成金水準が維持されると仮定

注4 費用は、農業経営統計調査 平成27年産 米生産費(東北)の作付規模別 5.0ha以上の10a当たりを引用(今後の低コスト化は未反映)

30年以降の福島県水田農業の推進方針(案)

図表編

平成28年12月16日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

目次

○福島県における「水田フル活用」の姿変遷	3
○総農家数等の推移	4
○農家人口及び農業就業人口の推移(販売農家)	5
○認定農業者(営農経営改善計画数)	6
○認定農業者(営農類型別の認定状況)	7
○認定農業者の年齢階層別認定状況	8
○担い手への農地利用集積面積	9
○28年度「ナラシ」対策申請状況	10
○年産別・銘柄別・地域別価格動向(25・26・27年産)	11
○27年産米地域別・規模別手取り試算	12
○26年産米地域別・規模別手取り試算	13
○25年産米地域別・規模別手取り試算	14
○27年産米手取り(実態ベース)および助成金なしで全算入生産費をカバーする主食用米価格と生産費試算	15
○「ふくしま米」集荷・販売・流通実態と特徴	16
○28年産米の作付制限等の対象地域	17
○需給調整の取り組み経緯(25・26・27・28年産)	18
○これまでの需給調整の取り組みの流れ(概要)	19
○現行の関係機関の役割(経営所得安定対策等実施要綱、Vその他・第2関係機関の役割(要約・抜粋))	20
○現行の都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について(経営所得安定対策等推進事業実施要綱別紙1)	21
○福島県全体の年産別「制度別・用途別作付計画」	22
○年産別・制度別・用途別・地方別作付計画(28年産米⇒30年産米)	23
○年産別・制度別・用途別・地方別作付計画(32年産米⇒34年産米)	24
○主食用米・年産別・銘柄別・地方別価格設定	25
○地域別水田農業振興イメージ(県北・県中・県南・会津・南会津・相双・いわき地方)	26～32
○生産数量目標に代わる「目安設定」と取り扱いの流れ(イメージ)	33
○新たな関係機関の役割分担(イメージ)	34
○30年以降の需給調整における新たな役割分担(主要部分イメージ)	35
○30年以降の水田農業のあり方実現に向けた関係機関の連携	36
○「ふくしま米」の今後の販売戦略	37
○農業生産工程管理(GAP)	40

○福島県における「水田フル活用」の姿変遷

平成
25
年

田本地面積 95,400		転作作物作付面積 13,004							
主食用水稻作付面積 65,700	備蓄米	加工用米	新規需要米 1,203	麦	大豆	ソバ	飼料作物	園芸作物等	景観形成作物 保全管理地 不作付地等 16,694
	2,111	360	飼料用米他 528	WCS 675	167	956	2,390	3,025	

平成
28
年（現
状）

田本地面積 (95,600) (H27統計値)											転作作物作付面積 19,535										
主食用水稲作付面積 60,100											備蓄米 3,684	加工用米 357	新規需要米 6,620 飼料用米他 5,548		WCS 1,072	麦 178	大豆 866	ソバ 1,920	飼料作物 3,198 (H27統計値)	園芸作物等 2,712 (H27統計値)	景観形成作物 保全管理地 不作付地等 15,965

注1) 田本地面積：農林水産統計値。

注2) 主食用水稻面積：農林水産省公表値、備蓄米、加工用米、飼料用米、新規需要米、麦、大豆、そばの面積：経営所得安定対策等助成金実績、飼料作物：農林水産統計の飼肥料用作物から飼料用米、WCS用稲、除染未実施分を差し引いた値、園芸作物等：かんしょ、野菜、工芸作物、その他作物の農林水産統計値の計。

○総農家数等の推移

平成28年3月末現在 単位:戸、%

項 目		平成17年	平成22年	平成23年	平成25年	平成26年	平成27年	H27 /H26
総農家数		104,423	96,598	—	—	—	75,338	—
販売農家数		80,597 (100.0)	70,520 (100.0)	68,200 (100.0)	58,400 (100.0)	57,000 (100.0)	52,720 (100.0)	91.7
主業農家数		14,287 (17.7)	12,746 (18.1)	13,100 (19.2)	9,900 (17.0)	9,400 (16.5)	9,026 (17.3)	96.0
うち65歳未満の農業専従者がいる農家数		11,866 (14.7)	10,438 (14.8)	— —	— —	— —	7,236 (13.8)	—
準主業農家数		24,761 (30.7)	23,617 (33.5)	21,600 (31.7)	20,100 (34.4)	18,600 (32.6)	13,628 (26.1)	73.3
副業的農家数		41,549 (51.6)	34,157 (48.4)	33,500 (49.1)	28,500 (48.8)	29,000 (50.9)	29,616 (56.7)	102.1
経営耕地規模別農家数	1.0ha未満	38,514 (47.8)	31,508 (44.7)	30,200 (44.3)	26,900 (46.1)	26,100 (45.8)	22,946 (43.9)	87.9
	1.0以上 3.0ha未満	34,284 (42.5)	30,666 (43.5)	29,300 (43.0)	23,800 (40.7)	23,200 (40.7)	22,017 (42.1)	94.9
	3.0ha以上	7,799 (9.7)	8,346 (11.8)	8,700 (12.8)	7,700 (13.2)	7,700 (13.5)	7,307 (14.0)	94.9

注1) ()内は販売農家に占める各農家の割合を示す。

注2) 平成17年、平成22年、平成27年は「農林業センサス」、平成23～平成26年は「農業構造動態調査」による。

注3) 割合については、端数処理のため、合計値が合わないことがある。

注4) 平成27年値については、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域)内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれていない。

○農家人口及び農業就業人口の推移(販売農家)

平成28年3月末現在 単位:人、%

項 目	平成17年	平成22年	平成23年	平成25年	平成26年	平成27年	H27/H26
農家人口	378,211	310,611	294,300	246,000	234,000	212,372	90.8
農業就業人口	135,010 (100.0)	109,048 (100.0)	109,200 (100.0)	89,600 (100.0)	86,500 (100.0)	77,703 (100.0)	89.8
男性	60,979 (45.2)	52,461 (48.1)	—	—	—	38,429 (49.5)	—
女性	74,031 (54.8)	56,587 (51.9)	—	—	—	39,274 (50.5)	—
65歳未満	53,223 (39.4)	39,344 (36.1)	41,200 (37.7)	32,300 (36.0)	29,700 (34.3)	27,027 (34.8)	91.0
65歳以上	81,787 (60.6)	69,704 (63.9)	67,800 (62.1)	57,300 (64.0)	56,700 (65.5)	50,676 (65.2)	89.4
平均年齢	63.8	66.8	67.1	67.3	67.7	67.1	—

注1) ()内は農業就業人口に占める各人口の割合を示す。

注2) 平成17年、平成22年、平成27年は「農林業センサス」、平成23～平成26年は「農業構造動態調査」による。

注3) 割合については、端数処理のため、合計値が合わないことがある。

注4) 平成27年値については、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域)内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれていない。

○認定農業者(営農経営改善計画数)

平成28年3月末現在

地域区分	農業経営改善計画数	増減	うち					
			法人	増減	株式会社	有限会社	農事組合	その他
県北地方	1,824	44	77	8	37(+7)	36	3(+1)	1
県中地方	1,725	231	68	3	24(+3)	41	3	
県南地方	940	192	69	7	29(+4)	36(+2)	4(+1)	
会津地方	1,946	177	92	12	49(+5)	29(+2)	13(+4)	1(+1)
南会津地方	219	12	23	4	10(+3)	13(+1)		
相双地方	829	126	62	1	17(+1)	36(+3)	9(+3)	0(-6)
いわき地方	247	4	33	1	8	15(+1)	10	
県 計	7,730	534	424	36	174(+23)	206(+9)	42(+9)	2(-5)

注1) ()内は平成27年3月末現在対比。

注2) 広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村は平成22年3月末現在実績。

○認定農業者(営農類型別の認定状況)

平成28年3月末現在

営農類型		農業経営改善 計画認定数	構成比%	うち法人	
				構成比%	
単 一 経 営	稲作	1,977(+374)	25.6	60(+11)	14.2
	露地野菜	93	1.2	11(-1)	2.6
	施設野菜	276(+1)	3.6	32(+3)	6.5
	果樹類	473(+2)	6.1	14(+1)	3.3
	花き・花木	138(-13)	1.8	21(-2)	5.0
	酪農	166(-19)	2.1	15(+2)	3.5
	肉用牛・養豚・養鶏等	331(-1)	4.3	93(-1)	21.9
	その他	109(+5)	1.4	22(+3)	5.2
	小 計	3,563(+349)	46.1	268(+16)	63.2
複合経営		4,167(+185)	53.9	156(+20)	36.8
県 計		7,730(+534)	100.0	424(+36)	100.0

注1) ()内は平成27年3月末現在対比。

注2) 広野町、櫛葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村は平成22年3月末現在実績。

○認定農業者の年齢階層別認定状況

平成28年3月末現在 単位：人

営農類型		年 齢						
		29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
単 一 経 営	稲作	8(0.4)	66(3.5)	184(9.8)	567(30.2)	880(46.8)	172(9.2)	1,877(100)
	露地野菜	1	1	4	21	47	7	81
	施設野菜	3	24	29	70	82	10	218
	果樹類	4	26	53	139	193	18	433
	花き・花木	1	11	12	35	49	2	110
	酪農	2	5	23	57	57	1	145
	肉用牛・養豚・養鶏等	2	14	23	75	104	8	226
	その他	1	3	6	27	41	4	82
	小計	22	150	334	991	1,453	222	3,172
複合経営		18	124	454	1,214	1,775	216	3,801

注1)法人、共同申請による農業経営改善計画の認定数を除く。

注2)広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村は平成22年3月末実績。

○担い手への農地利用集積面積

平成28年3月末現在

地方	平成27年度				農地利用集積内訳		
	耕地面積 うち田(ha)	農地利用集積 面積 うち田 (ha)	同左集積率 (%)	前年対比 伸び率(%)	自己所有(%)	借入地 (%)	農作業 受託(%)
県北地方	12,532	5,230.5	41.7	1.0	51.3	30.3	18.4
県中地方	26,808	9,353.1	34.9	3.4	49.2	34.0	16.8
県南地方	11,988	5,130.4	42.8	11.1	44.4	37.8	17.8
会津地方	25,595	15,283.8	59.7	3.6	45.1	41.6	13.3
南会津地方	2,662	1,166.5	43.8	2.2	22.0	65.0	13.0
相双地方	14,979	5,979.9	39.9	3.2	36.4	46.2	17.4
いわき地方	6,240	1,424.4	22.8	1.2	28.0	34.7	37.3
計	100,800	43,568.7	43.2	3.9	44.3	39.2	16.5

注1)担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営(特定農業団体、集落営農組織)、今後育成すべき農業者、左記以外の農外から参入した法人、集落営農法人。

注2)相双地方の9市町村(双葉郡8町村及び飯舘村)の集積面積は、平成22年3月末現在の実績値。

注3)耕地面積は、農林省統計の市町村内耕地面積の地方別計。

○28年度「ナラシ」対策申請状況

平成28年暫定 単位:ha

地方	平成28年度					
	経営所得安定等作付計画面積 A	米の直接支払交付金(10a控除前 B	ナラシ対策生産予定面積 C	ナラシ対策米生産予定面積 D	面積カバー率(全面積) C/A	面積カバー率(米) D/B
県北地方	6,232	4,447	1,858	1,710	29.8	38.4(+2.4)
県中地方	15,730	11,434	4,803	4,710	30.5	41.2(+0.8)
県南地方	8,977	7,009	2,953	2,811	32.9	40.1(+4.0)
会津地方	22,459	16,991	8,929	8,569	39.8	50.4(+1.0)
南会津地方	2,086	1,640	798	797	38.3	48.6(+3.2)
相双地方	6,181	2,415	1,606	1,295	26.0	53.6(-1.0)
いわき地方	2,229	1,020	392	354	17.6	34.7(+4.3)
計	63,893	44,957	21,340	20,246	33.4	45.0(+1.7)

注)()内は、平成27年度申請件数の面積カバー率とのポイント差。

○年産別・銘柄別・地域別価格動向(25・26・27年産)

					単位：円/60kg、%	
産地	銘柄	27年産	26年産	25年産	27/25	27/26
福島	中通りコシヒカリ	12,043	9,829	12,906	93	123
	会津コシヒカリ	13,426	12,612	14,792	91	106
	浜通りコシヒカリ	11,122	10,005	11,634	96	111
	ひとめぼれ	11,136	9,860	12,793	87	113
	その他	10,528	9,553	12,545	84	110
全国	通年	13,175	11,967	14,341	92	110

注1) 包装込・税込価格。

注2) 27年産米は28年8月末累計値、25・26年産米は27年10月末累計値。

注3) その他は、27年産は「天のつぶ」、25・26年「あきたこまち」の価格。

単位: 円/60kg、%								
銘柄	27年産		26年産		25年産		価格	
	ウェイト	価格	ウェイト	価格	ウェイト	価格	27/25	27/26
中通りコシヒカリ	78,470	12,043	80,217	9,829	77,982	12,906	93	123
浜通りコシヒカリ	12,673	11,122	12,162	10,005	12,270	11,634	96	111
会津コシヒカリ	72,516	13,426	75,689	12,612	71,201	14,792	91	106
コシヒカリ	163,659	12,584	168,068	11,095	161,453	13,641	92	113
ひとめぼれ	64,307	11,136	63,772	9,860	61,375	12,793	87	113
その他	17,078	10,528	7,445	9,553	7,097	12,545	84	110
計	245,044	12,061	239,285	10,718	229,925	13,381	90	113
中通り地区	コシヒカリ67%	11,699	コシヒカリ70%	9,829	コシヒカリ70%	12,865	91	119
浜通り地区	ひとめぼれ26%	11,084	ひとめぼれ27%	9,952	ひとめぼれ27%	11,971	93	111
会津地区	その他7%	12,623	その他3%	11,783	その他3%	14,189	89	107
計	100	12,061	100	10,718	100	13,381	90	113

注1) ウェイトは、「ナラシ」対策価格算出の農産物検査数量を使用。

注2) 包装込・税込価格。

注3) その他は、27年産は「天のつぶ」、25・26年「あきたこまち」の価格。

○27年産米地域別・規模別手取り試算

		単位:円/10a							
項 目		金 額							
		平均				5ha以上			
規模別・地域別区分		平均	中通り	浜通り	会津	5ha以上	中通り	浜通り	会津
全算入生産費	A	119,673	119,673	119,673	119,673	102,864	102,864	102,864	102,864
物財費	B	68,754	68,754	68,754	68,754	59,258	59,258	59,258	59,258
販売価格(60kg当り)	C	12,061	11,699	11,084	12,623	12,061	11,699	11,084	12,623
流通経費(60kg当り)	D	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
単収(10a当り)	E	557	539	524	596	557	539	524	596
生産者手取り	$F=(C-D)*E/60$	93,400	87,129	79,334	105,522	93,400	87,129	79,334	105,522
米直接支払交付金	G	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
「ナラシ」対策補てん	H	12,005	12,005	12,005	12,005	12,005	12,005	12,005	12,005
収入計	$I=F+G+H$	112,905	106,634	98,839	125,027	112,905	106,634	98,839	125,027
生産費との差①	$J=I-A$	▲ 6,768	▲ 13,039	▲ 20,834	5,354	10,041	3,770	▲ 4,025	22,163
物財費との差②	$K=I-B$	44,151	37,880	30,085	56,273	53,647	47,376	39,581	65,769
生産費との差③	$L=F-A$	▲ 26,273	▲ 32,544	▲ 40,339	▲ 14,151	▲ 9,464	▲ 15,735	▲ 23,530	2,658
物財費との差④	$M=F-B$	24,646	18,375	10,580	36,768	34,142	27,871	20,076	46,264
注) 生産費平均は福島、5ha以上は東北平均を使用。									

○26年産米地域別・規模別手取り試算

単位:円/10a

項 目		金 額							
		平均				5ha以上			
		平均	中通り	浜通り	会津	5ha以上	中通り	浜通り	会津
規模別・地域別区分									
全算入生産費	A	120,605	120,605	120,605	120,605	106,807	106,807	106,807	106,807
物財費	B	66,886	66,886	66,886	66,886	60,901	60,901	60,901	60,901
販売価格(60kg当り)	C	10,718	9,829	9,952	11,783	10,718	9,829	9,952	11,783
流通経費(60kg当り)	D	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
単収(10a当り)	E	560	541	525	603	560	541	525	603
生産者手取り	$F=(C-D)*E/60$	81,368	70,591	69,580	98,319	81,368	70,591	69,580	98,319
米直接支払交付金	G	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
「ナラシ」対策補てん	H	22,179	22,179	22,179	22,179	22,179	22,179	22,179	22,179
収入計	$I=F+G+H$	111,047	100,270	99,259	127,998	111,047	100,270	99,259	127,998
生産費との差①	$J=I-A$	▲ 9,558	▲ 20,335	▲ 21,346	7,393	4,240	▲ 6,537	▲ 7,548	21,191
物財費との差②	$K=I-B$	44,161	33,384	32,373	61,112	50,146	39,369	38,358	67,097
生産費との差③	$L=F-A$	▲ 39,237	▲ 50,014	▲ 51,025	▲ 22,286	▲ 25,439	▲ 36,216	▲ 37,227	▲ 8,488
物財費との差④	$M=F-B$	14,482	3,705	2,694	31,433	20,467	9,690	8,679	37,418

注) 生産費平均は福島、5ha以上は東北平均を使用。

○25年産米地域別・規模別手取り試算

単位:円/10a

項 目		金 額							
		平均				5ha以上			
		平均	中通り	浜通り	会津	5ha以上	中通り	浜通り	会津
規模別・地域別区分									
全算入生産費	A	119,773	119,773	119,773	119,773	104,623	104,623	104,623	104,623
物財費	B	67,638	67,638	67,638	67,638	60,446	60,446	60,446	60,446
販売価格(60kg当り)	C	13,381	12,865	11,971	14,189	13,381	12,865	11,971	14,189
流通経費(60kg当り)	D	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
単収(10a当り)	E	561	538	515	615	561	538	515	615
生産者手取り	$F=(C-D)*E/60$	106,412	97,423	85,584	124,937	106,412	97,423	85,584	124,937
米直接支払交付金	G	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
「ナラシ」対策補てん	H	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664
収入計	$I=F+G+H$	124,076	115,087	103,248	142,601	124,076	115,087	103,248	142,601
生産費との差①	$J=I-A$	4,303	▲ 4,686	▲ 16,525	22,828	19,453	10,464	▲ 1,375	37,978
物財費との差②	$K=I-B$	56,438	47,449	35,610	74,963	63,630	54,641	42,802	82,155
生産費との差③	$L=F-A$	▲ 13,361	▲ 22,350	▲ 34,189	5,164	1,789	▲ 7,200	▲ 19,039	20,314
物財費との差④	$M=F-B$	38,774	29,785	17,946	57,299	45,966	36,977	25,138	64,491

注) 生産費平均は福島、5ha以上は東北平均を使用。

○27年産米手取り(実態ベース)および助成金なしで全算入生産費をカバーする主食用米価格と全算入生産費試算

○27年産米手取り推定(参考)		単位ha、%, 円/10a、円/60kg				
区分		県全体	中通り	浜通り	会津	県全体試算
主食用米面積		61,500	34,815	6,163	20,522	61,500
非主食用米面積	備蓄米	3,670	1,581	184	1,905	3,670
	飼料用米	3,790	1,880	1,692	218	3,790
	その他	1,340	985	70	285	1,340
	計	8,800	4,446	1,946	2,408	8,800
全水稻作付面積		70,300	39,261	8,109	22,930	70,300
全水稻作付面積に占める比率	主食用米(a)	87	89	76	89	87
	備蓄米(b)	5	4	2	8	5
	飼料用米(c)	5	5	21	1	5
	その他(d)	2	3	1	1	2
	計	100	100	100	100	100
主食用米収入	収入	93,400	87,129	79,334	105,532	103,883
	米直接支払交付金	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	「ナラシ」対策補てん	12,005	12,005	12,005	12,005	12,005
	収入計A	112,905	106,634	98,839	125,037	123,388
備蓄米収入	販売価格(60kg)	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
	流通経費(60kg)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	単収(10a)	557	539	524	596	542
	収入(10a)	83,550	80,850	78,600	89,400	81,300
	産地交付金	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	収入計B	91,050	88,350	86,100	96,900	88,800
飼料用米収入	収入(助成金)C	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
その他収入	収入(助成金)D	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
収入合計E=A*(a)+B*(b)+C*(c)+D*(d)		109,902	104,433	96,543	121,807	118,956
全算入生産費	F	119,673	119,673	119,673	119,673	100,000
物財費	G	68,754	68,754	68,754	68,754	60,000
生産費との差①	H=E-F	▲ 9,771	▲ 15,240	▲ 23,130	2,134	18,956
物財費との差②	I=E-G	41,148	35,679	27,789	53,053	58,956
生産費との差③	J=H-主食用米助成金	▲ 29,276	▲ 34,745	▲ 42,635	▲ 17,371	▲ 549
物財費との差④	K=I-主食用米助成金	21,643	16,174	8,284	33,548	39,451

13,500
円/60kg

○「ふくしま米」集荷・販売・流通実態と特徴

○「ふくしま米」の特徴

		単位：ha、ト、%	
項目		27年産	25年産
主食用米作付面積		61,500	65,700
地域別作付面積	中通り	34,820	37,450
	浜通り	6,160	6,570
	会津	20,520	21,680
主食用米生産量		342,600	368,600
主要銘柄作付比率	コシヒカリ	62	66
	ひとめぼれ	24	24
	天のつぶ	9	4
	計	95	94
特A銘柄	中通りコシヒカリ	特A	A
	会津コシヒカリ	特A	特A
	中通りひとめぼれ	A	特A
	会津ひとめぼれ	特A	特A
	天のつぶ	A	A
JAグループシェア		40%	45%

○福島県内の消費量(米需協議会試算)

単位：ト、%				
区分	家庭用	業務用	学校・企業給食	計
数量	76,960	22,660	3,000	102,620
比率	75	22	3	100

○年産別1等比率推移(過去10年平均1等比率「90.4」%)

		単位：%									
区分		27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
全国	水稻うるち	82.4	81.4	79.0	78.4	80.8	62.0	85.1	80.0	79.6	78.4
福島	水稻うるち	90.6	92.0	91.8	89.0	95.7	74.8	93.9	91.5	92.5	92.8
	コシヒカリ	93.7	95.1	95.2	88.0	97.4	69.4	96.6	95.0	94.0	95.0
	ひとめぼれ	87.7	92.3	92.4	93.5	95.5	85.7	90.7	87.0	91.0	92.0

注)27年産米は28年3月末時点、その他は確定値。

○「ふくしま米」の生産・集荷の構図(イメージ)

					単位：ト、%	
供給					需要	
生産量			100	340,000	県内	70,000
農家消費			6	20,000		
無償譲渡			6	23,000		
有償譲渡				297,000	県外	270,000
87	JA集荷		40	137,000		
		全農出荷		77,000		
		JA直売		60,000		
	商系集荷+生産者直売		47	160,000		

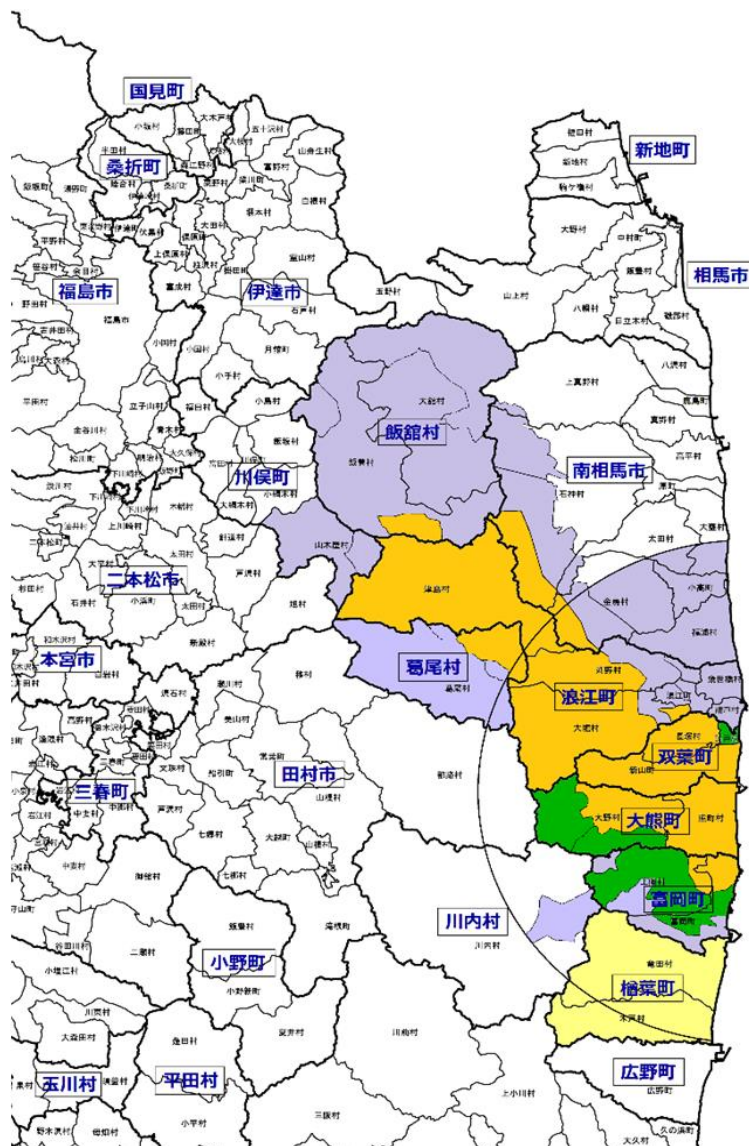
○福島県内の用途別・県産別使用量(米需協議会試算)

単位：ト、%					
区分	県産米		県外産		合計
	数量	比率	数量	比率	
家庭用	53,870	70	23,090	30	76,960
業務用	10,800	48	11,860	52	22,660
学校・企業給食	2,000	67	1,000	33	3,000
計	66,670	65	35,950	35	102,620

○年産作況推移(過去10年平均作況「101.7」)

区分	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
全国	100	101	102	102	101	98	98	102	99	96
福島	101	104	104	104	102	103	101	100	100	98

○28年産米の作付制限等の対象地域



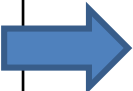
	○作付制限 作付・営農は不可。
	○農地保全・試験栽培 除染後農地の保管理や市町村の 管理下で試験栽培を実施。
	○作付再開準備 管理計画を策定し、作付再開に向け た実証栽培等を実施。
	○全量生産出荷管理 管理計画を策定し、全てのほ場で吸 収抑制対策を実施、もれなく検査(全 量管理・全量全袋検査)し、順次出荷。

○需給調整の取り組み経緯(25・26・27・28年産米)

		単位: ha					
		25年産	26年産	27年産米	28年産米	27-25	28-25
		実績	実績	実績	実績		
		a	b	c	d	e=c-a	f=d-a
生産数量目標(当初)	A	66,270	64,880	63,230	61,980	▲ 3,040	▲ 4,290
生産数量目標(県間・県内調整後)	B	65,300	63,900	61,600	60,122	▲ 3,700	▲ 5,178
自主的取組参考値	C			62,220	61,313	62,220	61,313
主食用作付面積	D	65,700	62,600	61,500	60,100	▲ 4,200	▲ 5,600
「生産数量目標」との差	E=D-B	400	▲ 1,300	▲ 100	▲ 22	▲ 500	▲ 422
「自主的取組参考値」との差	F=D-C			▲ 720	▲ 1,213	▲ 720	▲ 1,213
非主食用米	G=SUM(①:⑤)	3,676	7,235	8,800	10,700	5,124	7,024
	①飼料用米	514	890	3,790	5,520	3,276	5,006
	②備蓄米	2,111	5,074	3,670	3,690	1,559	1,579
	③加工用米	360	485	370	360	10	0
	④WCS	675	766	950	1,100	275	425
	⑤その他	16	20	20	30	4	14
全水稻作付面積	H=D+G	69,376	69,835	70,300	70,800	924	1,424

注)「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」調べ。

○これまでの、需給調整の取り組みの流れ(概要)

時期	国	県・県協議会	市町村・地域農業再生協議会	方針作成者	農業者
11月下旬	○食糧部会（指針決定）				
12月上旬	○都道府県別生産数量目標決定				
12月下旬	○次年度予算決定	○市町村別生産数量目標決定			
1月下旬～		○次年度取組方針決定 ・産地交付金単価 ・地域間調整方針 ・水田フル活用作成	○市町村 →地域農業再生協議会 ・生産数量目標情報提供 ○地域農業再生協議会 →方針作成者 ・生産数量目標情報提供 ○地域農業再生協議会 →農業者への生産数量目標配分方針決定 ○水田フル活用作成	○農業者へ 生産数量目標の配分・調整 ○農業者へ 経営所得安定対策への加入推進	
2月～	生産数量目標地域間調整・戦略作物推進・経営所得安定対策加入推進				
～6月	 制度別・用途別・銘柄別作付、経営所得安定対策加入確定				

○現行の関係機関の役割(経営所得安定対策等実施要綱、Vその他・第2関係機関の役割(要約・抜粋))

役割	県	○市町村ごとの生産数量目標設定、通知 ○水田フル活用ビジョン作成 ○産地交付金の要件 設定・確認、市町村等への指導 ○関係機関と連携した経営所得安定対 策等の普及・推進
	県農業再生協議会	○市町村別生産数量目標設定ルールについて県に意見具申 ○水田フル活用ビジョン作成に関する意見具申 ○県と連携した経営所得安定対策等の普及・推進 ○荒廃農地・遊休農地解消に向けた推進
	市町村	○地域再生協構成員として、農業者別生産数量配分ルールの決定 ○経営所得安定対策等交付金に係る農業者申請手続き支援、生産数量目標に従っていること、対象作物の作付面積の確認 ○調整水田等不作付地の改善計画の認定 ○経営所得安定対策等加入者等のフォローアップ ○経営所得安定対策等の普及・推進
	JA等団体	○農業者別生産数量目標設定ルールに従い、農業者別生産数量目標調整、通知 ○地域再生協構成員として、経営所得安定対策等の交付金申請手続き支援、生産目標数量に従っていることの確認、対象作物の作付面積の確認等 ○畑作物直接支払交付金数量払いにおける農業者別出荷・販売契約数量等データ提供 ○経営所得安定対策の一括申請等の取り組み
	農業共済組合等	○地域再生協構成員として、農業者の申請手続きを支援 ○農業者ごとの対象作物の面積確認において、当該生農業者の農作物共済引き受け面積等の情報を地方農政局および地域再生協に提供
	地域農業再生協議会	○農業者別生産数量目標の設定ルール決定 ○交付申請書、営農計画書等の申請書類の配布・回収、整理とりまとめ、受付システム入力 ○希望する農業者に対して「ナラシ」対策積立金のとりまとめ、納付等 ○生産数量目標に従っていること、対象作物の作付面積等の確認、システム入力等 ○水田フル活用ビジョンの作成に関する検討 ○産地交付金の要件設定・確認 ○農業者別の水田情報整理 ○地域の荒廃農地・遊休農地の解消推進 ○経営所得安定対策等加入者等へのフォローアップ ○経営所得安定対策等の普及・推進
	地方農政局	○経営所得安定対策等の普及・推進 ○地域再生協と連携し、農業者の交付申請、営農計画書等の申請書類の受付 ○農業者別の畑作物の生産予定面積の設定確認、作付面積、生産量の確認 ○地域再生協と連携し、水田活用の直接支払交付金対象作物の作付面積等の確認、捨てづくり防止の徹底 ○新規需要米・加工用米の取組計画の認定、横流れ防止の徹底 ○交付申請内容の審査、交付金算定システムのデータ入力 ○市町村および地域再生協のおこなう、経営所得安定対策等加入者等へのフォローアップ支援 ○アダムスへの入力、交付金の支払等

○現行の都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について(経営所得安定対策等推進事業実施要綱 別紙1)

区 分		都道府県農業再生協議会	地域農業再生協議会
区 域		都道府県	市町村の区域を基本に、地域の実情に応じて設定
構 成 員	原則	都道府県、都道府県中央会、全農都府県本部・県連・県農協、都道府県主食集荷協組、都道府県農業会議、担い手農業者組織(稲作経営者会議)、都道府県農業法人協会、農地中間管理機構	市町村、JA等、農業共済組合、担い手農家、集落営農、農業法人、農業委員会、農地利用集積円滑化団体、地方農政局(オブザーバー)
	その他	認定方針作成者、集落営農代表者、実需者団体、消費者団体等	土地改良区、認定方針作成者、実需者、消費者団体、商工会関係者、中小企業診断士、税理士等、普及指導センター(指導・助言)
「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」構成メンバー		福島県、福島県農業協同組合中央会、全農福島県本部、福島県米穀肥料協同組合、福島県米麦事業協同組合、福島第一食糧協同組合、福島県市長会、福島県町村会、福島県担い手育成総合支援協議会、福島県耕作放棄地対策協議会、公益財団法人福島県農業振興公社(会長:福島県農業協同組合中央会、副会長:福島県)	

○福島県全体の年産別「制度別・用途別作付計画」

単位:ha、%									
年産		27	28	29	30	32	34	34-27	34-28
主食用米		61,500	60,100	59,500	58,900	57,700	56,500	▲ 5,000	▲ 3,600
非主食用米	備蓄米	3,670	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	30	0
	飼料用米	3,790	5,520	6,720	7,920	9,320	11,520	7,730	6,000
	多収品種	800	1,200	3,700	6,000	8,000	11,520	10,720	10,320
	多収品種比率	21	22	55	76	86	100	79	78
	その他	1,340	1,480	1,500	1,500	1,500	1,500	160	20
	計	8,800	10,700	11,920	13,120	14,520	16,720	7,920	6,020
全水稻作付面積		70,300	70,800	71,420	72,020	72,220	73,220	2,920	2,420
全水稻作付 面積に占め る比率	主食用米	87	85	83	82	80	77	▲ 10	▲ 8
	備蓄米	5	5	5	5	5	5	▲ 0	▲ 0
	飼料用米	5	8	9	11	13	16	10	8
	その他	2	2	2	2	2	2	0	▲ 0
	計	100	100	100	100	100	100	0	0

○年産別・制度別・用途別・地方別作付計画(28年産米⇒30年産米)

		単位: ha、%				
年産	区分		県全体	中通り	浜通り	会津
28年産	主食用米面積		60,100	33,600	6,000	20,500
	非主食用米面積	備蓄米	3,700	1,570	30	2,100
		飼料用米	5,520	2,220	3,010	290
		その他	1,480	1045	85	350
		計	10,700	4,835	3,125	2,740
	全水稻作付面積		70,800	38,435	9,125	23,240
	全水稻作付面積 に占める比率	主食用米	85	87	66	88
		備蓄米	5	4	0	9
		飼料用米	8	6	33	1
		その他	2	3	1	2
		計	100	100	100	100
30年産	主食用米面積		58,900	32,450	7,000	19,450
	非主食用米面積	備蓄米	3,700	1,570	30	2,100
		飼料用米	7,920	3,370	3,210	1340
		その他	1,500	1045	85	370
		計	13,120	5,985	3,325	3,810
	全水稻作付面積		72,020	38,435	10,325	23,260
	全水稻作付面積 に占める比率	主食用米	82	84	68	84
		備蓄米	5	4	0	9
		飼料用米	11	9	31	6
		その他	2	3	1	2
		計	100	100	100	100
30年産 －28年 産	主食用米面積		▲ 1,200	▲ 1,150	1,000	▲ 1,050
	非主食用米面積	備蓄米	0	0	0	0
		飼料用米	2,400	1,150	200	1,050
		その他	20	0	0	20
		計	2,420	1,150	200	1,070
	全水稻作付面積		1,220	0	1,200	20
	全水稻作付面積 に占める比率	主食用米	▲ 3	▲ 3	2	▲ 5
		備蓄米	▲ 0	0	▲ 0	▲ 0
		飼料用米	3	3	▲ 2	5
		その他	▲ 0	0	▲ 0	0
		計	0	0	0	0

○年産別・制度別・用途別・地方別作付計画(32年産米⇒34年産米)

					単位: ha、%	
年産	区分		県全体	中通り	浜通り	会津
32年産	主食用米面積		57,700	31,850	7,000	18,850
	非主食用米面積	備蓄米	3,700	1,570	30	2,100
		飼料用米	9,320	3,970	3,410	1,940
		その他	1,500	1,045	85	370
		計	14,520	6,585	3,525	4,410
	全水稻作付面積		72,220	38,435	10,525	23,260
	全水稻作付面積 に占める比率	主食用米	80	83	67	81
		備蓄米	5	4	0	9
		飼料用米	13	10	32	8
		その他	2	3	1	2
		計	100	100	100	100
34年産	主食用米面積		56,500	31,250	7,000	18,250
	非主食用米面積	備蓄米	3,700	1,570	30	2,100
		飼料用米	11,520	4,970	3,610	2,940
		その他	1,500	1,045	85	370
		計	16,720	7,585	3,725	5,410
	全水稻作付面積		73,220	38,835	10,725	23,660
	全水稻作付面積 に占める比率	主食用米	77	80	65	77
		備蓄米	5	4	0	9
		飼料用米	16	13	34	12
		その他	2	3	1	2
		計	100	100	100	100
34年産－ 32年産	主食用米面積		▲ 1,200	▲ 600	0	▲ 600
	非主食用米面積	備蓄米	0	0	0	0
		飼料用米	2,200	1,000	200	1,000
		その他	0	0	0	0
		計	2,200	1,000	200	1,000
	全水稻作付面積		1,000	400	200	400
	全水稻作付面積 に占める比率	主食用米	▲ 3	▲ 2	▲ 1	▲ 4
		備蓄米	▲ 0	▲ 0	▲ 0	▲ 0
		飼料用米	3	2	1	4
		その他	▲ 0	▲ 0	▲ 0	▲ 0
		計	0	0	0	0

○主食用米・年産別・銘柄別・地方別価格設定

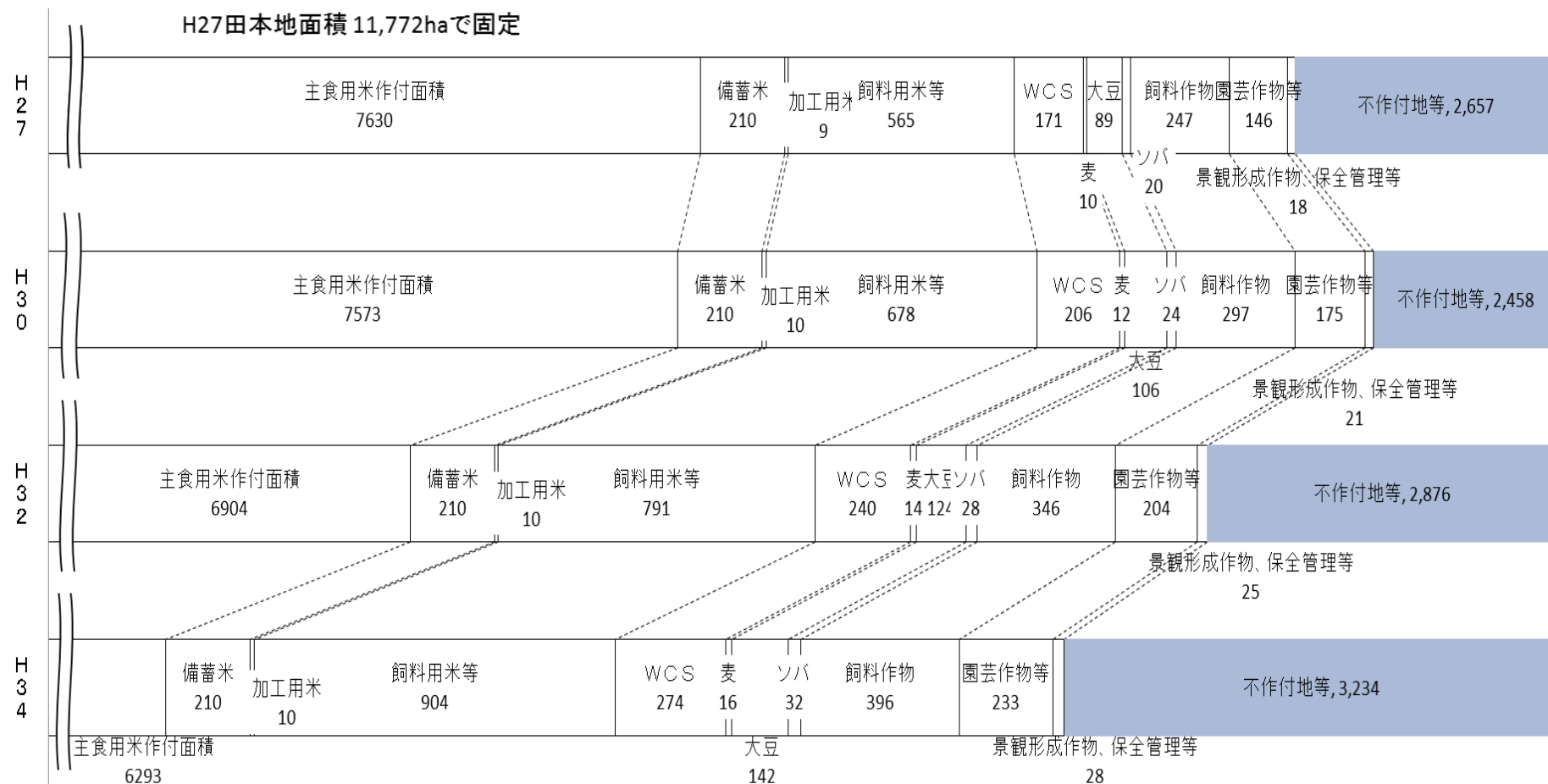
単位:円/60kg、%																
銘柄	27年産			28年産			30年産			32年産			34年産			価格
	ウェイト		価格	ウェイト		価格	ウェイト		価格	ウェイト		価格	ウェイト		価格	34/27
中通りコシヒカリ	32	48	12,031	32	48	12,500	28	44	13,000	26	43	13,500	23	42	14,000	116
浜通りコシヒカリ	5	7	11,122	5	7	12,000	10	16	12,500	10	17	13,000	12	22	13,500	121
会津コシヒカリ	30	45	13,426	30	45	13,500	26	41	14,000	24	40	14,500	20	36	14,500	108
コシヒカリ	67	100	12,588	67	100	12,910	64	100	13,328	60	100	13,817	55	100	14,073	112
ひとめぼれ	26		11,138	26		12,500	26		13,000	25		13,000	25		13,500	121
その他	7		10,529	7		11,500	10		12,000	15		12,000	20		12,500	119
計	100		12,067	100		12,705	100		13,110	100		13,340	100		13,615	113
中通り地区	コシヒカリ67%		11,694	コシヒカリ67%		12,430	コシヒカリ64%		12,900	コシヒカリ60%		13,150	コシヒカリ55%		13,575	116
浜通り地区	ひとめぼれ26%		11,085	ひとめぼれ26%		12,095	ひとめぼれ26%		12,580	ひとめぼれ25%		12,850	ひとめぼれ25%		13,300	120
会津地区	その他7%		12,628	その他7%		13,100	その他10%		13,540	その他15%		13,750	その他20%		13,850	110
計	100		12,067	100		12,705	100		13,110			13,340	100		13,615	113

注1)包装込・税込価格。

注2)その他、27年産は「天のつぶ」価格。

IV. 2. 今後の方向(3)地域別水田農業振興イメージ【県北地方】

H27田本地面積 11,772haで固定

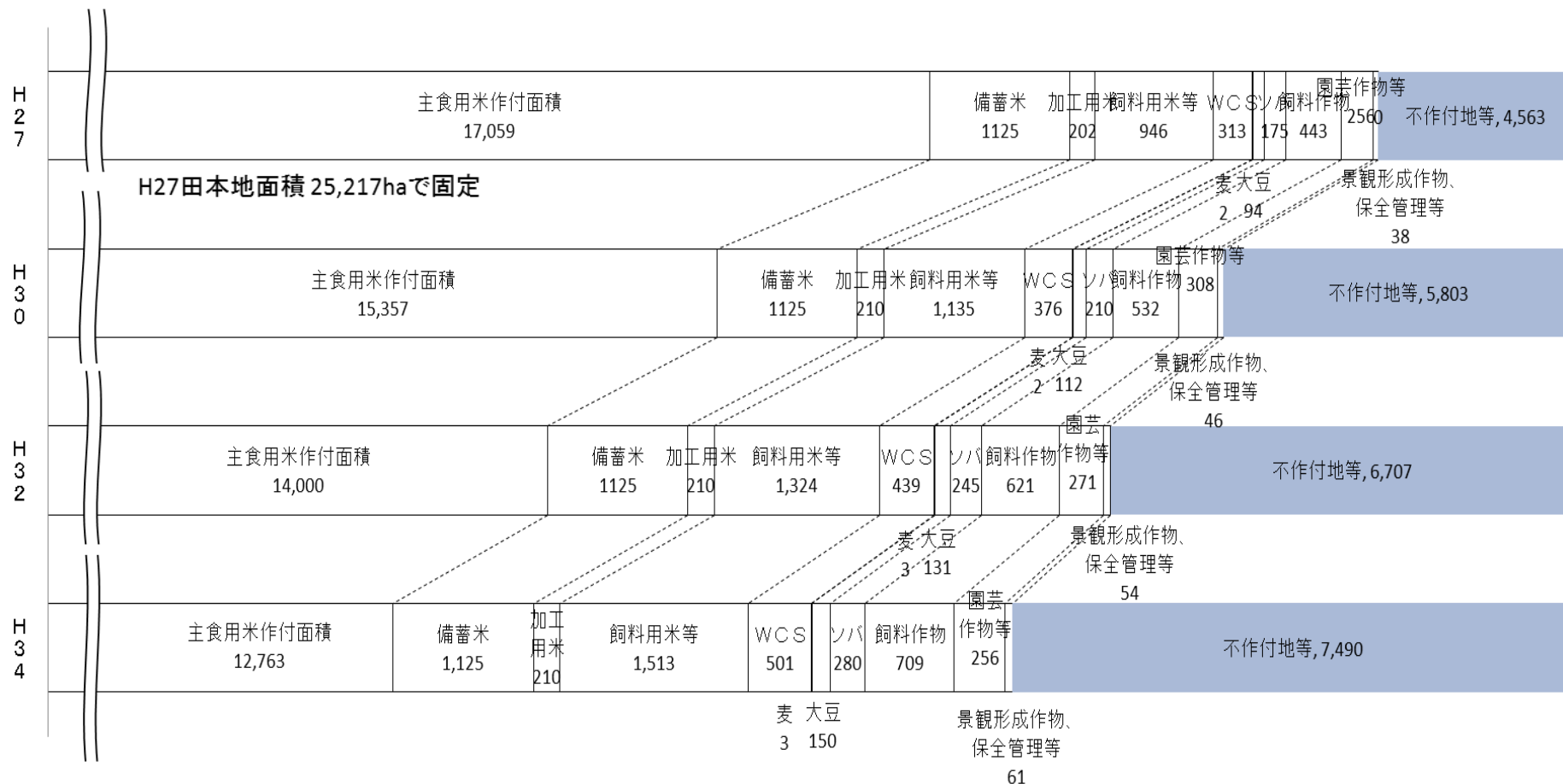


○この数値は、試算値であり目標値ではありません。あくまで27年度実績から全国ベースでの消費量減少を地域にあてはめ、交付金の対象となっている品目を34年度には1.6倍に拡大することで試算しています。

○しかし、単純に1.6倍に拡大するだけでは、全国ベースの消費量減少に見合う地域の主食用米作付面積の減少分をカバーできません(加工用・備蓄米は拡大するよう試算していないためです)。

○水田をフル活用するためには、どのような作物をどれだけ計画的に作付けするのか、それぞれ地域で考えていく必要があります。

IV. 2. 今後の方向(3)地域別水田農業振興イメージ【県中地方】



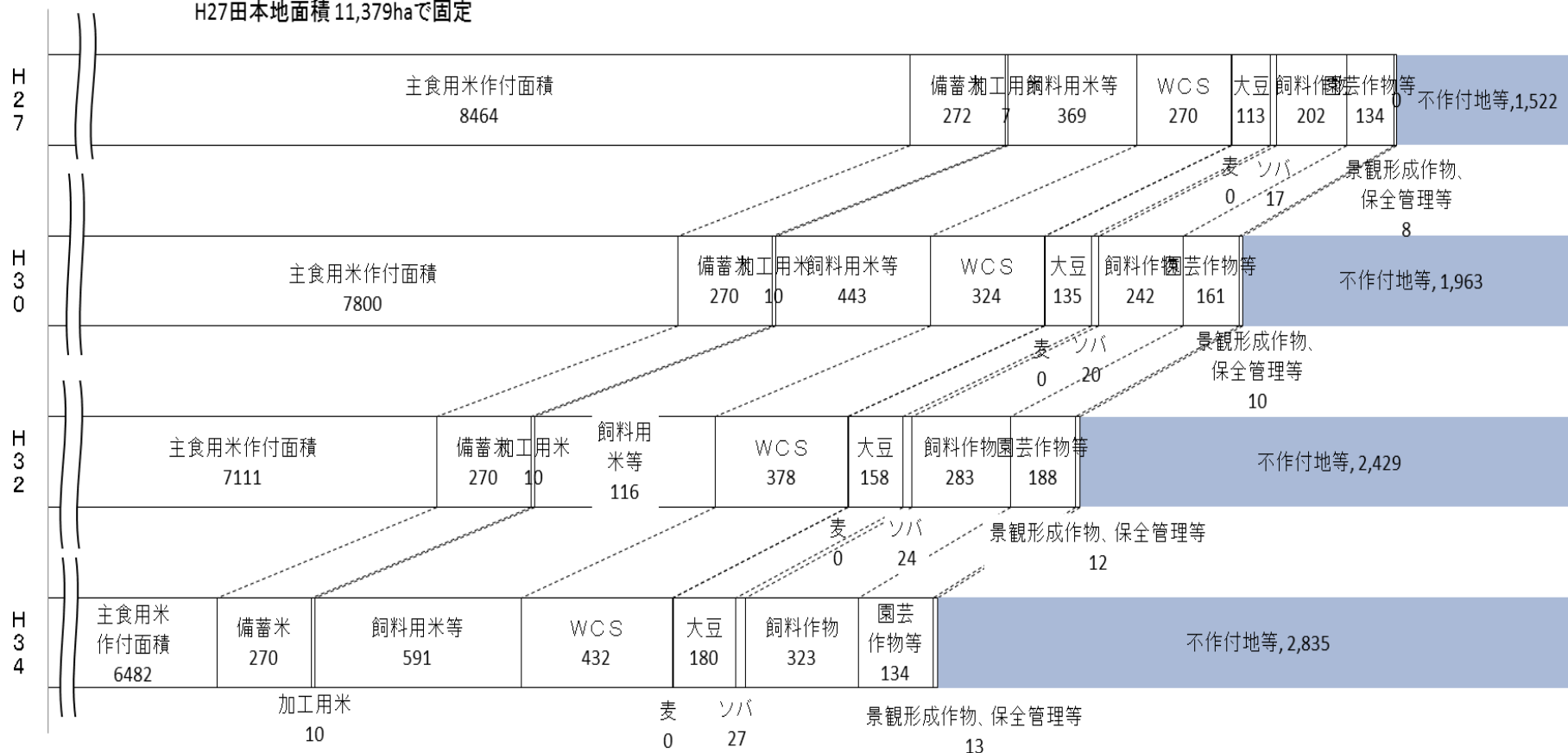
○この数値は、試算値であり目標値ではありません。あくまで27年度実績から全国ベースでの消費量減少を地域にあてはめ、交付金の対象となっている品目を34年度には1.6倍に拡大することで試算しています。

○しかし、単純に1.6倍に拡大するだけでは、全国ベースの消費量減少に見合う地域の主食用米作付面積の減少分をカバーできません(加工用・備蓄米は拡大するよう試算していないためです)。

○水田をフル活用するためには、どのような作物をどれだけ計画的に作付けするのか、それぞれ地域で考えていく必要があります。

IV. 2. 今後の方向(3)地域別水田農業振興イメージ【県南地方】

H27田本地面積 11,379haで固定

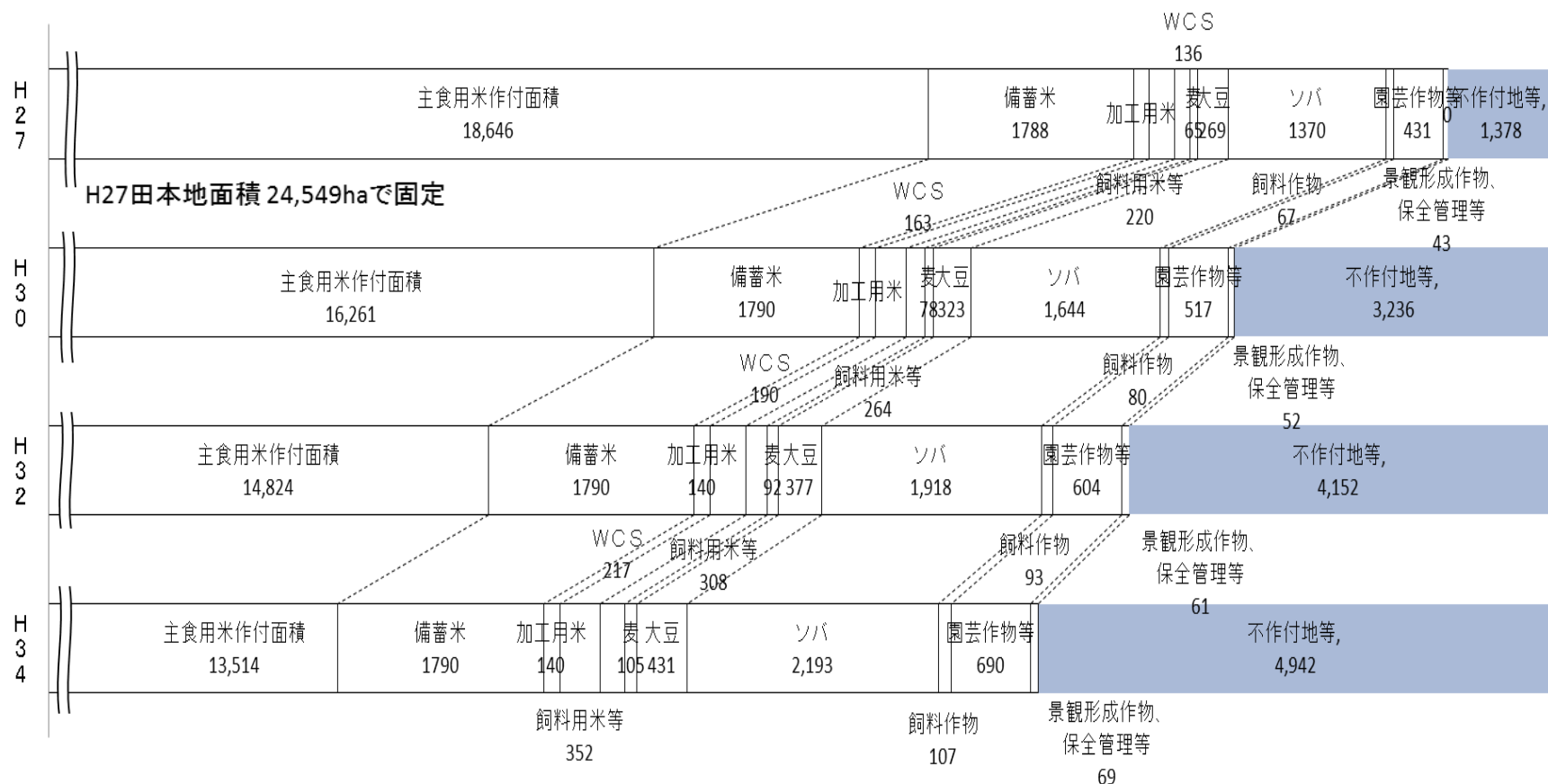


○この数値は、試算値であり目標値ではありません。あくまで27年度実績から全国ベースでの消費量減少を地域にあてはめ、交付金の対象となっている品目を34年度には1.6倍に拡大することで試算しています。

○しかし、単純に1.6倍に拡大するだけでは、全国ベースの消費量減少に見合う地域の主食用米作付面積の減少分をカバーできません(加工用・備蓄米は拡大するよう試算していないためです)。

○水田をフル活用するためには、どのような作物をどれだけ計画的に作付けするのか、それぞれ地域で考えていく必要があります。

IV. 2. 今後の方向(3)地域別水田農業振興イメージ【会津地方】



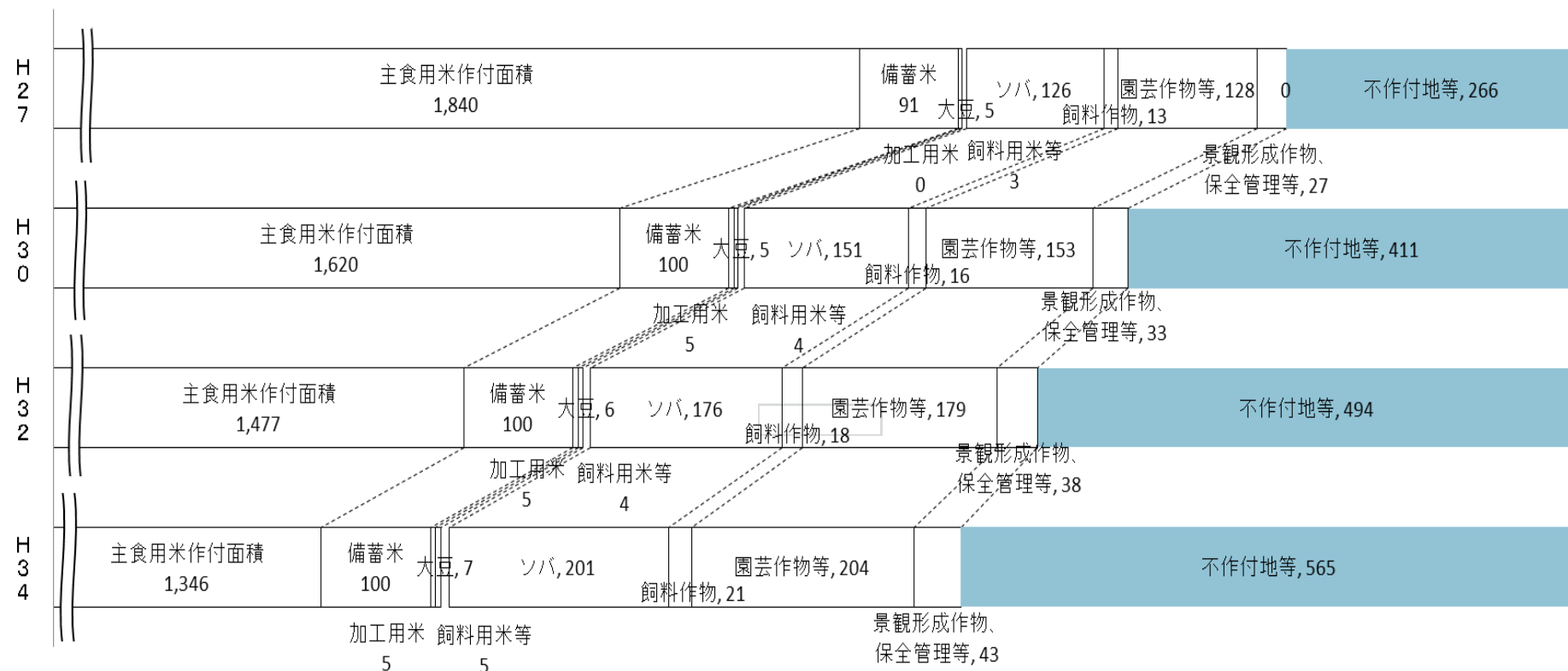
○この数値は、試算値であり目標値ではありません。あくまで27年度実績から全国ベースでの消費量減少を地域にあてはめ、交付金の対象となっている品目を34年度には1.6倍に拡大することで試算しています。

○しかし、単純に1.6倍に拡大するだけでは、全国ベースの消費量減少に見合う地域の主食用米作付面積の減少分をカバーできません(加工用・備蓄米は拡大するよう試算していないためです)。

○水田をフル活用するためには、どのような作物をどれだけ計画的に作付けするのか、それぞれ地域で考えていく必要があります。

IV. 2. 今後の方向(3)地域別水田農業振興イメージ【南会津地方】

H27田本地面積 14,317で固定



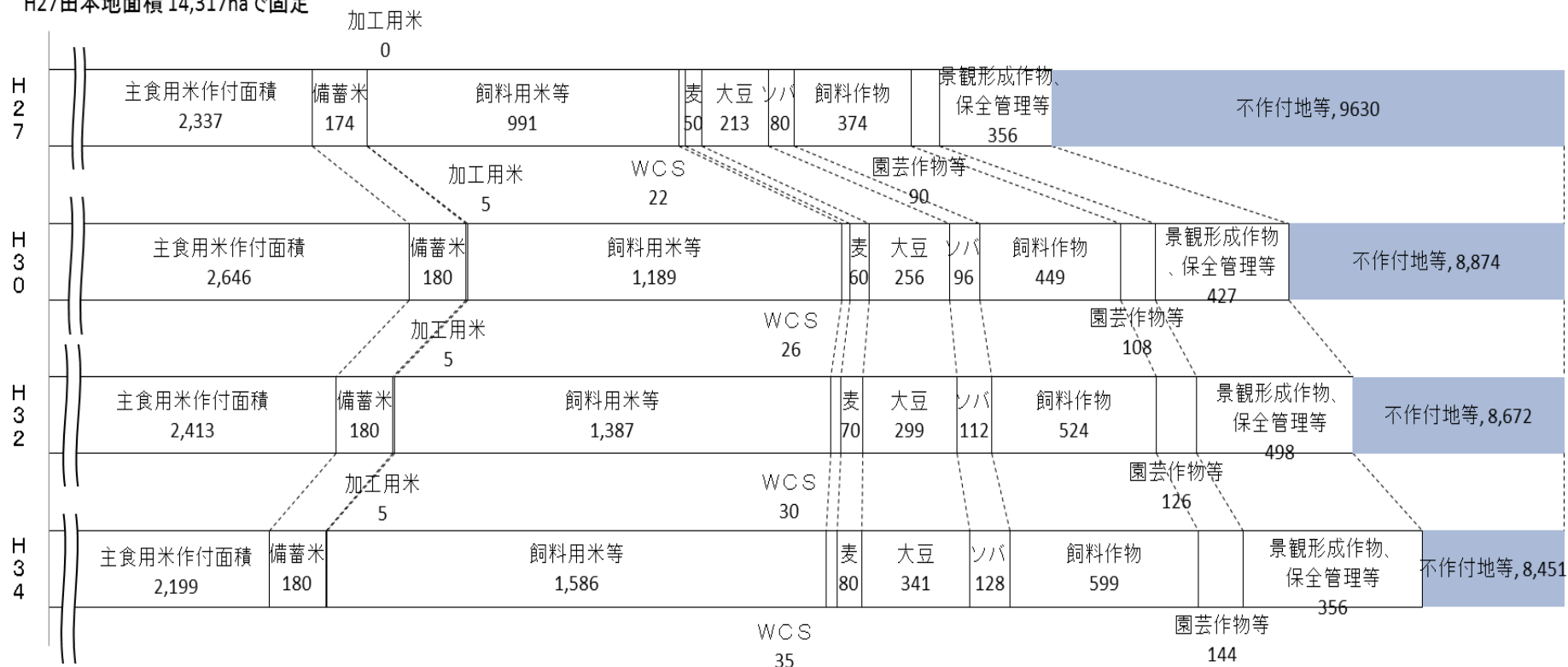
○この数値は、試算値であり目標値ではありません。あくまで27年度実績から全国ベースでの消費量減少を地域にあてはめ、交付金の対象となっている品目を34年度には1.6倍に拡大することで試算しています。

○しかし、単純に1.6倍に拡大するだけでは、全国ベースの消費量減少に見合う地域の主食用米作付面積の減少分をカバーできません(加工用・備蓄米は拡大するよう試算していないためです)。

○水田をフル活用するためには、どのような作物をどれだけ計画的に作付けするのか、それぞれ地域で考えていく必要があります。

IV. 2. 今後の方向(3)地域別水田農業振興イメージ【相双地方】

H27田本地面積 14,317haで固定



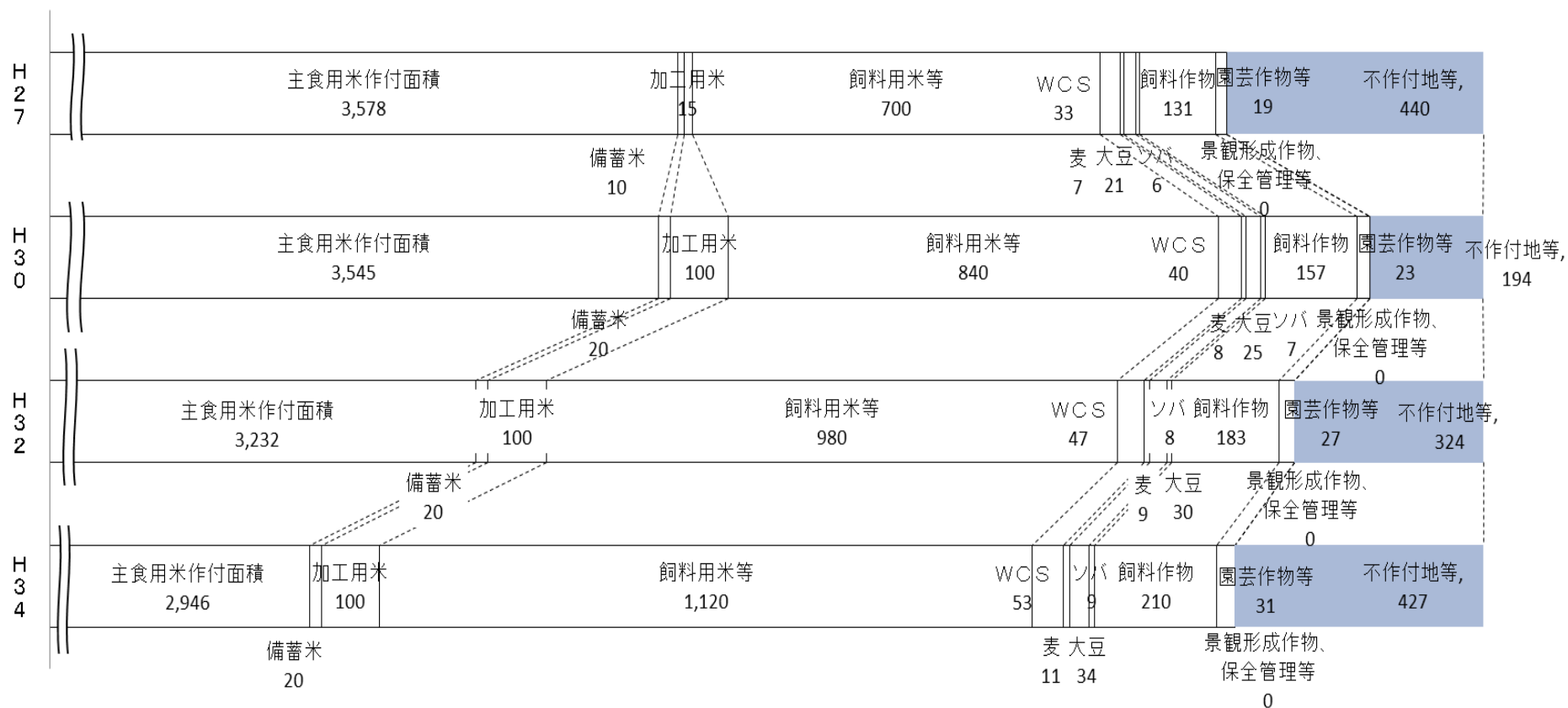
○この数値は、試算値であり目標値ではありません。あくまで27年度実績から全国ベースでの消費量減少を地域にあてはめ、交付金の対象となっている品目を34年度には1.6倍に拡大することで試算しています。

○しかし、単純に1.6倍に拡大するだけでは、全国ベースの消費量減少に見合う地域の主食用米作付面積の減少分をカバーできません(加工用・備蓄米は拡大するよう試算していないためです)。

○水田をフル活用するためには、どのような作物をどれだけ計画的に作付けするのか、それぞれ地域で考えていく必要があります。

IV. 2. 今後の方向(3)地域別水田農業振興イメージ【いわき地方】

H27田本地面積5,960haで固定



○この数値は、試算値であり目標値ではありません。あくまで27年度実績から全国ベースでの消費量減少を地域にあてはめ、交付金の対象となっている品目を34年度には1.6倍に拡大することで試算しています。

○しかし、単純に1.6倍に拡大するだけでは、全国ベースの消費量減少に見合う地域の主食用米作付面積の減少分をカバーできません(加工用・備蓄米は拡大するよう試算していないためです)。

○水田をフル活用するためには、どのような作物をどれだけ計画的に作付けするのか、それぞれ地域で考えていく必要があります。

○生産数量目標に代わる「目安設定」と取り扱いの流れ(イメージ)

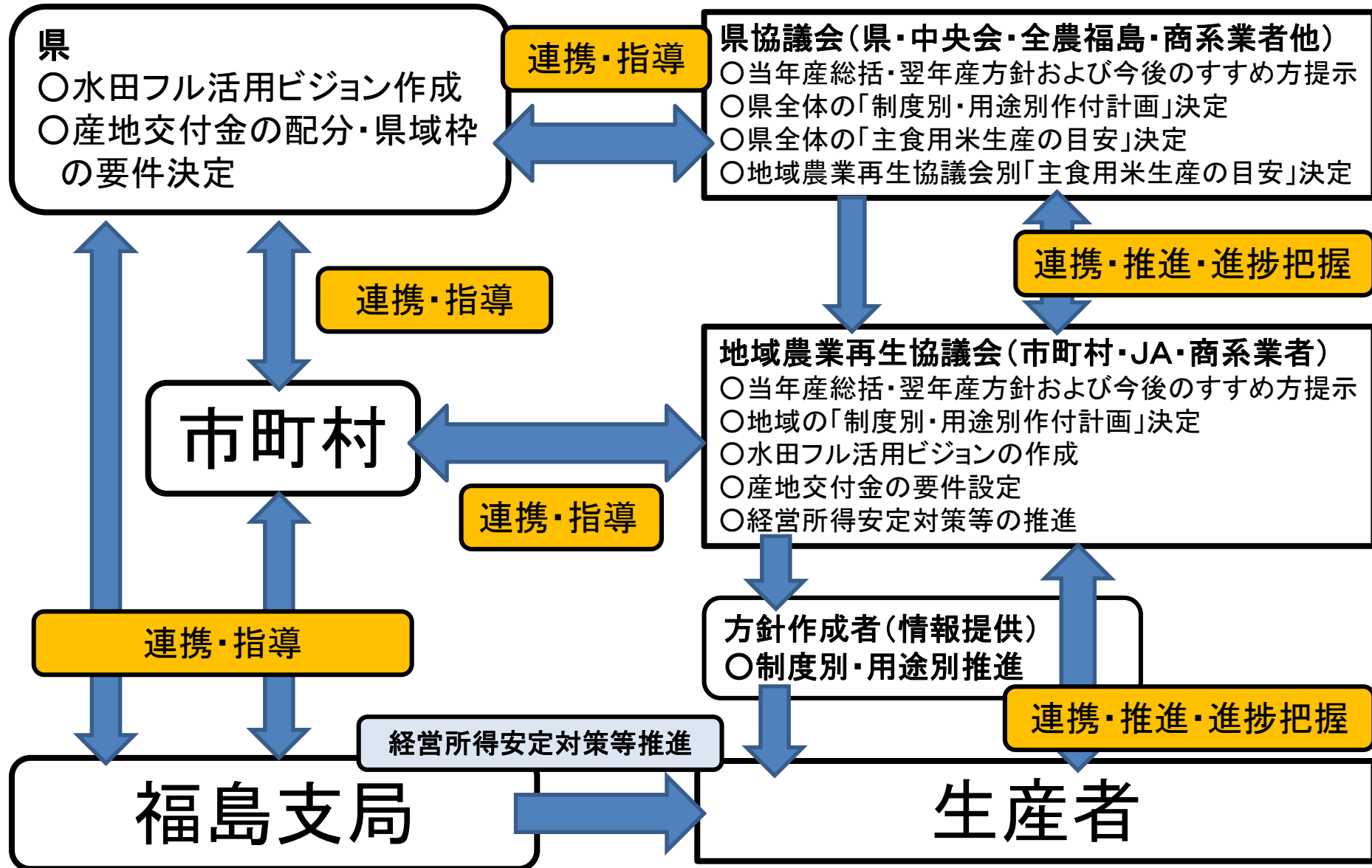
時期	国	県	地域農業再生協議会	方針作成者
～9月		・当年産総括・翌年産方針および今後のすすめ方提示（生産・需給・価格・所得・担い手状況・農地集積等） ・地域農業再生協議会から制度別・用途別作付意向ヒヤリング	←→	
10月			・当年産総括・翌年産方針および今後のすすめ方提示（生産・需給・価格・所得・担い手状況・農地集積等） ・方針作成者から制度別・用途別作付意向ヒヤリング	→
11月	・基本指針（翌年産生産量前年▲○%）			
12月		・県全体の「目安」提示（前年産主食用米作付面積実績▲○%を基本） ・地域農業再生協議会からのヒヤリングをふまえて地域農業再生協議会ごとの「目安」提示 ・産地交付金の考え方提示	→	・翌年産集荷・販売の考え方整理（制度別・用途別取扱方針）
1月			・方針作成者との協議	・生産者への推進方針策定（制度別・用途別作付方針）
2月～		・目安にもとづく制度別・用途別作付推進	・目安にもとづく制度別・用途別作付推進	・生産者へ推進
3月	・基本指針見直し			
～6月				
7月	・基本指針見直し（年間需要、6月末在庫等）			

○新たな関係機関の役割分担(イメージ・下線部変更箇所)

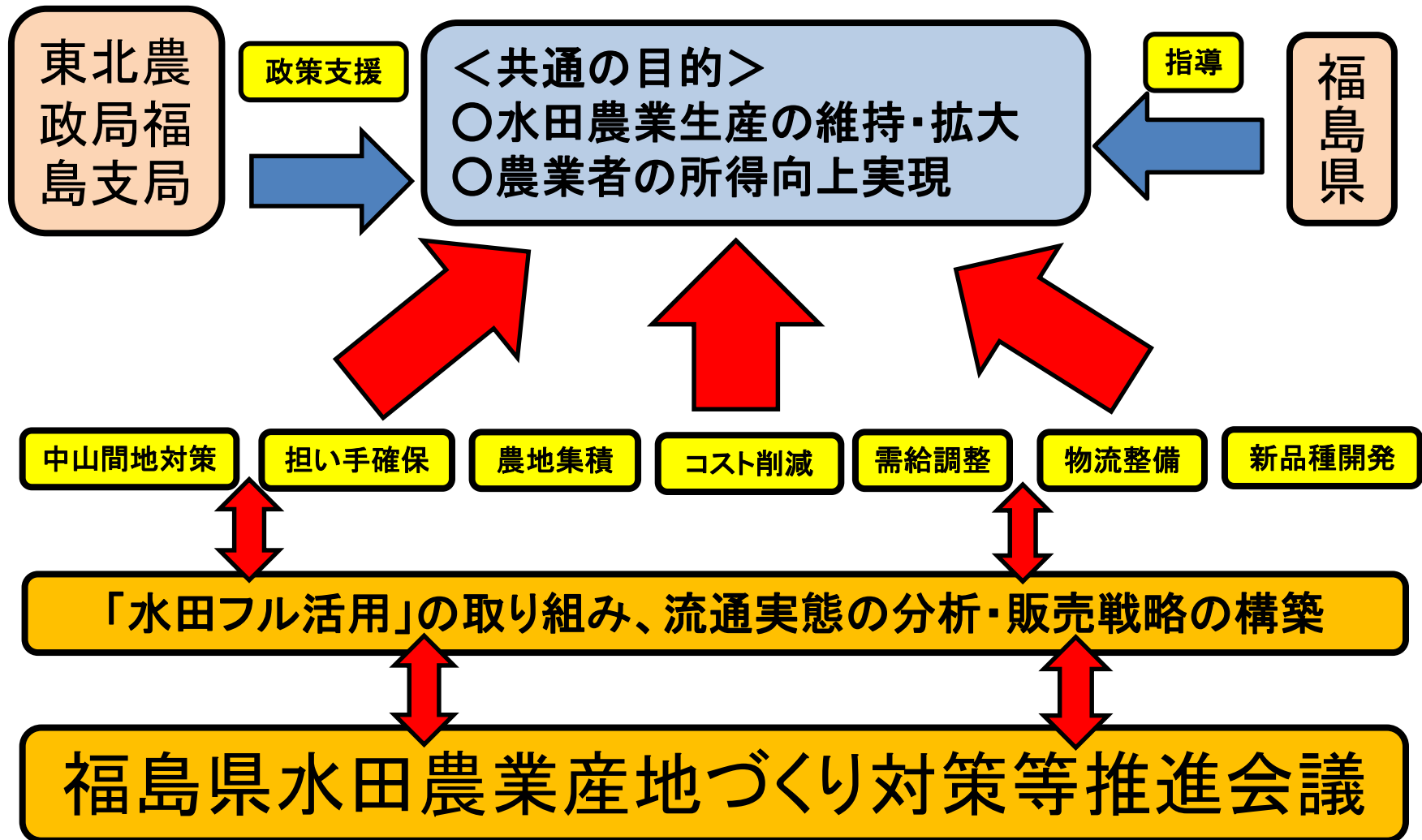
新たな関係機関の役割分担

県	○県全体・市町村ごとの生産数量(面積)目安、「制度別・用途別作付計画」作成に関与、指導 ○水田フル活用ビジョン作成 ○産地交付金の要件 設定・確認、市町村等への指導 ○関係機関と連携した経営所得安定対 策等の普及・推進
県農業再生協議会	○水田フル活用を含む当年産総括・翌年産方針(「制度別・用途別作付」方針、米価・所得目標、生産基盤対策等)の作成、地域農業再生協議会とのヒヤリング実施 ○県全体・地域農業再生協議会別の生産数量(面積)目安、「制度別・用途別作付計画」決定・通知 ○地域農業再生協議会別「生産数量(面積)の目安」にもとづく推進および進捗把握 ○県と連携した経営所得安定対策等の普及・推進 ○荒廃農地・遊休農地解消に向けた推進
市町村	○経営所得安定対策等交付金に係る農業者申請手続き支援、<u>地域が生産数量目安(面積)に従っていること</u>、対象作物の作付面積の確認 ○調整水田等不作付地の改善計画の認定 ○経営所得安定対策等加入者等のフォローアップ ○経営所得安定対策等の普及・推進
JA等団体	○地域の水田農業にかかる需要情報の提供 ○地域再生協構成員として、経営所得安定対策等の交付金申請手続き支援、<u>地域が「生産数量(面積)の目安」に従っていること</u>の確認、対象作物の作付面積の確認等 ○畑作物直接支払交付金数量払いにおける農業者別出荷・販売契約数量等データ提供 ○経営所得安定対策の一括申請等の取り組み
農業共済組合等	○地域再生協構成員として、農業者の申請手続きを支援 ○農業者ごとの対象作物の面積確認において、当該生産者の農作物共済引き受け面積等の情報を地方農政局および地域再生協に提供
地域農業再生協議会	○交付申請書、営農計画書等の申請書類の配布・回収、整理とりまとめ、受付システム入力 ○希望する農業者に対して「ナラシ」対策積立金のとりまとめ、納付等 ○水田フル活用を含む当年産総括・翌年産方針(「制度別・用途別作付」方針、米価・所得目標、生産基盤対策等)の作成、<u>認定方針作成者とのヒヤリング実施</u> ○<u>地域農業再生協議会別「生産数量(面積)の目安」にもとづく推進および進捗把握、対象作物の作付面積等の確認、システム入力等</u> ○産地交付金の要件設定・確認 ○農業者別の水田情報整理 ○地域の荒廃農地・遊休農地の解消推進 ○経営所得安定対策等加入者等へのフォローアップ ○経営所得安定対策等の普及・推進
地方農政局	○経○地域再生協と連携し、農業者の交付申請、営農計画書等の申請書類の受付 ○農業者別の畑作物の生産予定面積の設定確認、作付面積、生産量の確認 ○地域再生協と連携し、水田活用の直接支払交付金対象作物の作付面積等の確認、捨てづくり防止の徹底 ○新規需要米・加工用米の取組計画の認定、横流れ防止の徹底 ○交付申請内容の審査、交付金算定システムのデータ入力 ○市町村および地域再生協のおこなう、経営所得安定対策等加入者等へのフォローアップ支援 ○アダムスへの入力、交付金の支払等 ○経営所得安定対策等の普及・推進

○30年以降の需給調整における新たな役割分担(主要部分イメージ)



○30年以降の水田農業のあり方実現に向けた関係機関の連携



○銘柄別作付比率の目標

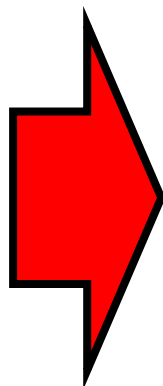
														単位: ha
34年産					27年産					34－27				
項目	単位	うるち米	酒造好適米	もち米	項目	単位	うるち米	酒造好適米	もち米	項目	単位	うるち米	酒造好適米	もち米
56,500	銘柄	コシヒカリ	五百万石	こがねもち	61,500	銘柄	コシヒカリ	五百万石	こがねもち	▲ 5,000	銘柄	コシヒカリ	五百万石	こがねもち
	%	55	49	75		%	66	49	76		%	▲ 11	0	▲ 1
	ha	29,821	235	1,350		ha	39,051	181	1,356		ha	▲ 9,230	54	▲ 6
	銘柄	ひとめぼれ	華の香	ヒメノモチ		銘柄	ひとめぼれ	華の香	ヒメノモチ		銘柄	ひとめぼれ	華の香	ヒメノモチ
	%	25	49	25		%	25	49	24		%	▲ 0	0	1
	ha	13,555	235	450		ha	14,896	181	428		ha	▲ 1,341	54	22
	銘柄	天のつぶ他	華吹雪			銘柄	天のつぶ他	華吹雪			銘柄	天のつぶ他	華吹雪	
	%	15	2			%	4	2			%	11	▲ 0	
	ha	8,133	8			ha	2,374	7			ha	5,759	0	
	銘柄	その他				銘柄	その他				銘柄	その他		
%	5			%	5			%	▲ 0					
ha	2,711			ha	3,027			ha	▲ 316					
全体	%	100	100	100	全体	%	100	100	100	全体	%	0	▲ 0	0
	ha	54,220	478	1,800		ha	59,348	369	1,784		ha	▲ 5,128	109	16

注) 銘柄別作付面積は、(財)米穀安定供給確保支援機構公表資料から推定。

○主食用米販売計画(34年産イメージ)および民間在庫・事前契約数量の状況

27年産米販売実態(推定)

			単位:ト
用途	県内	県外	合計
家庭用	55,000	50,000	105,000
業務用等	15,000	220,000	235,000
計	70,000	270,000	340,000



34年産米販売計画

			単位:ト
用途	県内	県外	合計
家庭用	80,000	38,800	118,800
業務用等	20,000	155,200	175,200
計	100,000	194,000	294,000

			単位:千ト、%
年次	民間在庫数量		福島比率
26年6月末	福島	147	5.8
	全国	2,552	
27年6月末	福島	108	4.8
	全国	2,258	
28年6月末	福島	109	5.3
	全国	2,054	

○事前契約数量			単位:千ト
県	28年産	27年産	28-27
北海道	169	150	19
青森	53	46	7
岩手	92	71	21
宮城	112	109	3
秋田	84	80	4
山形	47	55	▲ 8
福島	52	32	20
千葉	32	41	▲ 10
新潟	141	145	▲ 4
全国	1,267	1,165	102

○集荷・契約・販売数量および生産年翌年6月末進捗(25・26・27年産)

						単位: 千ト、%	
25年産	銘柄	地区	集荷数量	契約数量	販売数量	契約比率	販売比率
	コシヒカリ	中通り	63.9	40.3	32.7	63.1	51.2
		会津	47.2	32.2	22.7	68.2	48.1
		浜通り	7.8	1.1	0.7	14.1	9.0
		計	118.9	73.6	56.1	61.9	47.2
	ひとめぼれ		36.1	21.5	18.3	59.6	50.7
	その他		5.9	3.4	3.4	57.6	57.6
	計		173.1	105.3	84.1	60.8	48.6
	全国		3,499	2,840	2,100	81.2	60.0
26年産	銘柄	地区	集荷数量	契約数量	販売数量	契約比率	販売比率
	コシヒカリ	中通り	48.1	47.7	35.6	99.2	74.0
		会津	41.8	40.7	17.0	97.4	40.7
		浜通り	7.8	7.8	3.6	100.0	46.2
		計	97.7	96.2	56.2	98.5	57.5
	ひとめぼれ		34.2	33.4	23.6	97.7	69.0
	その他		5.8	5.7	4.1	98.3	70.7
	計		153.0	150.2	94.0	98.2	61.4
	全国		3,429	3,132	2,200	91.3	64.2
27年産	銘柄	地区	集荷数量	契約数量	販売数量	契約比率	販売比率
	コシヒカリ	中通り	43.2	37.1	28.3	85.9	65.5
		会津	41.9	39.4	24.1	94.0	57.5
		浜通り	5.3	4.7	2.1	88.7	39.6
		計	90.4	81.2	54.5	89.8	60.3
	ひとめぼれ		30	26.4	18.4	88.0	61.3
	その他		8.9	7.5	6.6	84.3	74.2
	計		138.9	122.4	85.7	88.1	61.7
	全国		3,080	2,934	2,065	95.3	61.7

○農業生産工程管理(GAP)(点検・認証機関とセット)

農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(農林水産省)＝奨励すべき取り組みの共通基盤

(定義)農業生産工程管理(GAP: GoodAgriculturalPractise)とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

○食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取り組みを明確化、作物独自に適用される法令指針等の有無、作物独自の生産工程の有無を踏まえて、以下の①～⑨の作物毎に取り組み事項を整理(①野菜②米③麦④果樹⑤茶⑥飼料作物⑦その他の作物(食用:大豆等)⑧その他作物(非食用:花等)⑨きのこ)
○作物毎の取り組み事項の構成は、以下の通り。

工程管理の内容	食品安全	○ほ場環境確認と衛生管理 ○農薬使用時の表示内容確認 ○作業者の衛生管理(野菜・果樹) ○かび毒汚染(DON・NIV)の低減対策(麦) ○かび毒汚染(パツリン)の低減対策(果樹) ○荒茶加工時の衛生管理(茶) ○収穫・調製時の異物混入の防止対策、等
	環境保全	○病害虫が発生しにくい環境づくり ○県の施肥基準等に即した施肥 ○堆肥等の有機物の使用 ○堆肥中の外来雑草種子の殺滅 ○廃棄物の適正な処理 ○有害鳥獣による被害防止対策、等
	労働	○危険な作業等の把握 ○機械等の安全確認等の確認 ○農薬・燃料等の適切な管理、等
	全般	○知的財産の保護・活用 ○登録品種の種苗の適切な使用 ○情報の記録・保管、等
工程管理の手法の実践	①点検項目の策定(Plan) ②農作業の実施、記録・保存(Do) 点検(Check) ③改善が必要な部分の把握 ④見直し(Action)	○産地の責任者による内部点検等の客観的な点検の仕組みを付加

30年以降の福島県水田農業の推進方針(案)

概要版

平成28年12月16日
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

はじめに

国は、平成30年産を目途に、主食用米の生産数量目標の配分に頼らずとも生産者が自らの経営判断・販売戦略にもとづいて需要に応じた生産が行えるようにするとともに、29年産をもって米の直接支払交付金を廃止することを決定しています。

また、生産数量目標の国からの配分廃止を「減反廃止」と位置付けている報道も見られますが、国内の主食用米需要量は毎年約8万ト、ずつ減少すると予想されており、米の需給環境は依然厳しい状況が続き、今後とも、需要に応じた米づくりが必要であることに変わりはありません。

一方、水田という優れた機能を活用して、需要のある大豆や麦、飼料用米等作物の生産を拡大することで、水田フル活用による食料自給率・自給力の向上の実現が期待されています。

このようななか、今般の米政策の見直しを契機に、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議は、「30年以降の水田農業のあり方検討専門部会」を立ち上げ、30年以降の需要に応じた米生産と水田農業における所得向上の実現を目指し、地域ごとの特色ある水田農業の方向性を見据えた5年後(34年産)を目途とする中期目標とその対応方策を取りまとめることとしました。

「とりまとめ」においては、地域の水田農業にかかわる関係者が一体となって、米の需給動向や地域特性を十分に踏まえた主食用米や新規需要米などの米づくり、地域内での耕畜連携を基本とした飼料用米生産と活用に向けた仕組みづくり、さらには園芸作物や大豆、麦の導入拡大など、地域ごとに多様な水田農業のあり方を構築することを目的とし、現状を分析し、諸課題をふまえた震災からの復興過程における福島県全体としての今後の方向性や目標を整理しました。

今後は、この取りまとめを土台に地域ごとに水田農業のあり方検討および具体化をすすめていくこととします。
なお、国の制度変更が明らかになった場合は、必要に応じ適宜修正を実施することとします。

1. 総農家数等の推移

平成28年3月末現在 単位:戸、%

項 目		平成17年	平成22年	平成23年	平成25年	平成26年	平成27年	H27 /H26
総農家数		104,423	96,598	—	—	—	75,338	—
販売農家数		80,597 (100.0)	70,520 (100.0)	68,200 (100.0)	58,400 (100.0)	57,000 (100.0)	52,720 (100.0)	91.7
主業農家数		14,287 (17.7)	12,746 (18.1)	13,100 (19.2)	9,900 (17.0)	9,400 (16.5)	9,026 (17.3)	96.0
うち65歳未満の農業 専従者がいる農家数		11,866 (14.7)	10,438 (14.8)	— —	— —	— —	7,236 (13.8)	—
準主業農家数		24,761 (30.7)	23,617 (33.5)	21,600 (31.7)	20,100 (34.4)	18,600 (32.6)	13,628 (26.1)	73.3
副業的農家数		41,549 (51.6)	34,157 (48.4)	33,500 (49.1)	28,500 (48.8)	29,000 (50.9)	29,616 (56.7)	102.1
経営耕地規模別 農家数	1.0ha未満	38,514 (47.8)	31,508 (44.7)	30,200 (44.3)	26,900 (46.1)	26,100 (45.8)	22,946 (43.9)	87.9
	1.0以上3.0ha未満	34,284 (42.5)	30,666 (43.5)	29,300 (43.0)	23,800 (40.7)	23,200 (40.7)	22,017 (42.1)	94.9
	3.0ha以上	7,799 (9.7)	8,346 (11.8)	8,700 (12.8)	7,700 (13.2)	7,700 (13.5)	7,307 (14.0)	94.9

注1) ()内は販売農家に占める各農家の割合を示す。
注2) 平成17年、平成22年、平成27年は「農林業センサス」、平成23～平成26年は「農業構造動態調査」による。
注3) 割合については、端数処理のため、合計値が合わないことがある。
注4) 平成27年値については、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域)内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれていない。

2. 農家人口及び農業就業人口の推移(販売農家)

平成28年3月末現在 単位:人、%

項 目	平成17年	平成22年	平成23年	平成25年	平成26年	平成27年	H27/H26
農家人口	378,211	310,611	294,300	246,000	234,000	212,372	90.8
農業就業人口	135,010 (100.0)	109,048 (100.0)	109,200 (100.0)	89,600 (100.0)	86,500 (100.0)	77,703 (100.0)	89.8
男性	60,979 (45.2)	52,461 (48.1)	—	—	—	38,429 (49.5)	—
女性	74,031 (54.8)	56,587 (51.9)	—	—	—	39,274 (50.5)	—
65歳未満	53,223 (39.4)	39,344 (36.1)	41,200 (37.7)	32,300 (36.0)	29,700 (34.3)	27,027 (34.8)	91.0
65歳以上	81,787 (60.6)	69,704 (63.9)	67,800 (62.1)	57,300 (64.0)	56,700 (65.5)	50,676 (65.2)	89.4
平均年齢	63.8	66.8	67.1	67.3	67.7	67.1	—

注1) ()内は農業就業人口に占める各人口の割合を示す。

注2) 平成17年、平成22年、平成27年は「農林業センサス」、平成23～平成26年は「農業構造動態調査」による。

注3) 割合については、端数処理のため、合計値が合わないことがある。

注4) 平成27年値については、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域)内の檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域の結果は含まれていない。

3. 認定農業者(営農経営改善計画数)

平成28年3月末現在

地域区分	農業経営改善計画数	増減	うち					
			法人	増減	株式会社	有限会社	農事組合	その他
県北地方	1,824	44	77	8	37(+7)	36	3(+1)	1
県中地方	1,725	231	68	3	24(+3)	41	3	
県南地方	940	192	69	7	29(+4)	36(+2)	4(+1)	
会津地方	1,946	177	92	12	49(+5)	29(+2)	13(+4)	1(+1)
南会津地方	219	12	23	4	10(+3)	13(+1)		
相双地方	829	126	62	1	17(+1)	36(+3)	9(+3)	0(-6)
いわき地方	247	4	33	1	8	15(+1)	10	
県 計	7,730	534	424	36	174(+23)	206(+9)	42(+9)	2(-5)

注1) ()内は平成27年3月末現在対比。

注2) 広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村は平成22年3月末現在実績。

4. 担い手への農地利用集積面積

平成28年3月末現在

地方	平成27年度				農地利用集積内訳		
	耕地面積 うち田(ha)	農地利用集積面積 うち田(ha)	同左集積率 (%)	前年対比 伸び率(%)	自己所有 (%)	借入地 (%)	農作業受 託(%)
県北地方	12,532	5,230.5	41.7	1.0	51.3	30.3	18.4
県中地方	26,808	9,353.1	34.9	3.4	49.2	34.0	16.8
県南地方	11,988	5,130.4	42.8	11.1	44.4	37.8	17.8
会津地方	25,595	15,283.8	59.7	3.6	45.1	41.6	13.3
南会津地方	2,662	1,166.5	43.8	2.2	22.0	65.0	13.0
相双地方	14,979	5,979.9	39.9	3.2	36.4	46.2	17.4
いわき地方	6,240	1,424.4	22.8	1.2	28.0	34.7	37.3
計	100,800	43,568.7	43.2	3.9	44.3	39.2	16.5

注1) 担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営(特定農業団体、集落営農組織)、今後育成すべき農業者、左記以外の農外から参入した法人、集落営農法人。

注2) 相双地方の9市町村(双葉郡8町村及び飯舘村)の集積面積は、平成22年3月末現在の実績値。

注3) 市町村内耕地面積は、農林省統計。

5. 福島県における「水田フル活用」の姿変遷

平成 25 年	田本地面積 95,400												
	転作作物作付面積 13,004												
	主食用水稻作付面積 65,700		備蓄米 2,111	加工用米 360	新規需要米 1,203 飼料用米他 528	WCS 675	麦 167	大豆 956	ソバ 2,390	飼料作物 3,025	園芸作物等 2,792	景観形成作物 保全管理地 不作付地等 16,694	
平成 28 年（現状）	田本地面積 (95,600) (H27統計値)												
	転作作物作付面積 19,535												
	主食用水稻作付面積 60,100		備蓄米 3,684	加工用米 357	新規需要米 6,620 飼料用米他 5,548	WCS 1,072	麦 178	大豆 866	ソバ 1,920	飼料作物 3,198 (H27統計値)	園芸作物等 2,712 (H27統計値)	景観形成作物 保全管理地 不作付地等 15,965	

注1) 田本地面積：水田面積から畦畔を除いた面積（農林水産統計値）

注2) 主食用水稻面積：需給調整実績（農林水産省公表値）、備蓄米、加工用米、飼料用米、新規需要米、麦、大豆、そばの面積：経営所得安定対策等助成金実績、飼料作物：農林水産統計の飼肥料用作物から飼料用米、WCS用稲、除染未実施分を差し引いた値、園芸作物等：かんしょ、野菜、工芸作物、その他作物の農林水産統計値の計

6. 「ふくしま米」集荷・販売・流通実態と特徴

○「ふくしま米」の特徴

		単位：ha、t、%	
項目		27年産	25年産
主食用米作付面積		61,500	65,700
地域別作付面積	中通り	34,820	37,450
	浜通り	6,160	6,570
	会津	20,520	21,680
主食用米生産量		342,600	368,600
主要銘柄作付比率	コシヒカリ	62	66
	ひとめぼれ	24	24
	天のつぶ	9	4
	計	95	94
特A銘柄	中通りコシヒカリ	特A	A
	会津コシヒカリ	特A	特A
	中通りひとめぼれ	A	特A
	会津ひとめぼれ	特A	特A
	天のつぶ	A、	A、
JAグループシェア		40	45

○福島県内の消費量(米需協議会試算)

単位：t、%				
区分	家庭用	業務用	学校・企業給食	計
数量	76,960	22,660	3,000	102,620
比率	75	22	3	100

○年産別1等比率推移(過去10年平均1等比率「90.4」%)

											単位：%
区分		27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
全国	水稲うるち	82.4	81.4	79.0	78.4	80.8	62.0	85.1	80.0	79.6	78.4
	水稲うるち	90.6	92.0	91.8	89.0	95.7	74.8	93.9	91.5	92.5	92.8
	コシヒカリ	93.7	95.1	95.2	88.0	97.4	69.4	96.6	95.0	94.0	95.0
	ひとめぼれ	87.7	92.3	92.4	93.5	95.5	85.7	90.7	87.0	91.0	92.0

注) 27年産米は28年3月末時点、その他は確定値。

○「ふくしま米」の生産・集荷・販売の構図(イメージ)

						単位：t、%	
供給						需要	
生産量				100	340,000	県内	70,000
農家消費				6	20,000		
無償譲渡				6	23,000	県外	270,000
有償譲渡					297,000		
	87	JA集荷		40	137,000		
			全農出荷		77,000		
			JA直売		60,000		
	商系集荷＋生産者直売		47	160,000			

○福島県内の用途別・県産別使用量(米需協議会試算)

単位：t、%					
区分	県産米		県外産		合計
	数量	比率	数量	比率	
家庭用	53,870	70	23,090	30	76,960
業務用	10,800	48	11,860	52	22,660
学校・企業給食	2,000	67	1,000	33	3,000
計	66,670	65	35,950	35	102,620

○年産作況推移(過去10年平均作況「101.7」)

区分	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
全国	100	101	102	102	101	98	98	102	99	96
福島	101	104	104	104	102	103	101	100	100	98

7. 福島県水田農業の現状と今後の方向

区 分	現 状		今後の方向
水田フル活用	主食用米	需要に応じた米生産は進展、一方浜通りの営農再開徐々に拡大	主食用米は継続して生産削減、業務用需要に対応しコスト削減
	非主食用米	飼料用米生産大幅拡大、一方多収品種での生産比率は22%と停滞	飼料用米は多収品種拡大、本作化、コスト削減、県内流通拡大
	麦・大豆・そば	麦・大豆は浜通りで生産減、そばは価格低下で生産停滞	収量・品質向上促進、中山間地は集落営農による団地化促進
	園芸作物	廃作・離農により年々栽培戸数・面積減少	米生産集約による労働力活用、集落営農・法人における園芸作物導入
	飼料作物	牧草は原発事故で減少したが最近回復、WCSは拡大傾向	飼料用生産組織育成、耕畜連携により生産拡大
担い手	水田維持の受け皿となる担い手の育成・確保が急務		認定農業者拡大、個別経営所得1千万、法人経営売上1億円以上目指す
農地集積	担い手農地集積42%、農地中間管理機構における取り組み内容周知不足		農地中間管理機構活用し、担い手の規模拡大を促進
米価・所得	27年産は助成金を考慮しても全算入生産費との比較では▲6.8千円/10a程度のマイナス		27年産米価+1,500円/60kg、生産コスト10万円/10a実現し、所得確保
集荷・販売・流通	品質・作柄安定、27万トン程度県外販売、業務用・ブレンド原料多く、特定需要少ない		コシヒカリ比率引下げ、高品質維持、県内消費拡大、実需者特定取引拡大
中山間地	高齢化・後継者不足、ほ場整備すすまず狭小なほ場多い		集落営農組織の育成、ほ場整備すすめ、農地の借り手に対応
被災地域	帰還がすすまず風評残る、営農再開に向け飼料用米の生産拡大がすすむ		農業者の帰還促進、担い手農家の確保、飼料用米のコスト削減の促進

○(参考)福島県水田農業の現状と課題

項目	現状	課題
水田フル活用	○H27年の田耕地面積は100,800haで本県耕地面積の7割が田耕地。 ○3年連続で生産数量目標を達成(需要に応じた米生産が進行) ○H28年の転作作付面積は約19,500haで、3年間で6,500ha増。 ○転作作物増加分の大部分は飼料用米(約5,000ha)。 ○田本地面積の約1/4が景観形成や保全管理、不作付地等。 ○麦は浜通り産地が被災し、作付が減少。 ○大豆は放射性物質汚染懸念で作付拡大停滞。 ○園芸作物は、廃作・離農者が新規栽培者を上回る状況。 ○牧草は、H24から牧草地の除染がすすみ、H26から増加に転換。	○担い手不足や労働力不足から高収益作物等への作付転換が停滞。 ○主食用米は、浜通り地方分を他地域で肩代わり生産して生産数量目標を達成。 ○主食用米所得向上には、優良農地集積による団地化、低コスト生産技術の導入が必須。 ○飼料用米の更なる拡大には、乾燥・保管施設等の整備などが必要。 ○飼料用米を通じて耕畜連携を進めるため、地域内での流通・販路体制の構築が必要。 ○畑作物(大豆・麦・そば等)は、震災前の作付面積まで未回復。低品質、低収量も課題。 ○園芸作物では、担い手確保、集落営農や法人組織への導入を進める必要。 ○園芸作物では、ICT技術など新技術導入を進める必要。 ○飼料作物は、牧草や飼料用とうもろこしの維持・拡大に向け、生産組織の育成が必要。
担い手・農地集積	○販売農家数は、平成27年で52,720戸、5年間で17,800戸減少。 ○農業者の平均年齢は67.1歳。 ○認定農業者は、平成27年3月末で7,730経営体、販売農家数の15%。 ○認定農業者に占める水稻の単一経営は、1,977経営体で全体の1/4。 ○1,977経営体のうち、60歳以上が約56% ○担い手への農地集積率は43%。	○各地域とも高齢化と過疎化から担い手不足が拡大、担い手育成と確保が急務。 ○水稻主体の認定農業者の経営改善計画達成に向けて、各種事業を活用した支援必要。 ○農地中間管理機構を核として、市町村やJA等関係団体と連携し、担い手への農用地の利用集積を加速させる必要。
生産・流通・販売	○H27年の品種構成は、コシヒカリとひとめぼれで86%、天のつぶ9%。 ○過去10年間の平均一等米比率は90.4%、同様に作況は101.7と米生産の適地。 ○県内産米生産量は約34万トン、うち県内消費量は7万トンと推定、県外販売が8割を占める。 ○風評の影響を受けやすい構図、県内需要量は、10万トンと推定。3万トンは県外産米を消費。	○米価変動が大きいコシヒカリの作付け削減し、米価安定図る必要。 ○県オリジナル品種の作付拡大を推進する必要。 ○産地間競争に勝ち残るためには、継続した生産指導の徹底による高品質の維持が必要。 ○震災以降、風評等から他県産米より米価下落が大きい。 ○高品質・物量、値頃感から、用途が家庭用から業務用へ大きくシフト、その対応が急務。 ○県産米の県内消費量の拡大を図る必要。

○(参考)今後の取り組み方向

○水田フル活用

＜主食用米＞

- 需要に応じた米づくりを基本とし、業務用需要も視野に生産コストの低減
- コシヒカリ・ひとめぼれの高品質米主要産地として食味の一層の向上
- 天のつぶ・里山のつぶの生産者リスト化・登録制、食味・品質の向上
- 米価を牽引する「トップブランド」新品種開発、普及
- 国ガイドラインGAPの取り組みによる安全性確保と競争力強化
- 被災地域での飼料用米による作付再開と主食用米生産の回復

＜非主食用米＞

- 多収品種による飼料用米の取り組み拡大と本作化・団地化
- 飼料用米の県内流通利用の増加に向け体制整備と耕畜連携推進
- 複数年契約による酒造好適米の供給・利用の安定化
- 政府備蓄米の有効活用による主食用米の需給調整促進

＜畑作物＞

- 麦・大豆・そば等の収量・品質の向上
- 津波被災地での産地回復や用水確保困難地域での作付促進

＜園芸作物＞

- 稲作等の生産集約化による労働力を活用し経営転換や複合化
- 新規就農者・新規参入者等新たな担い手の確保
- 集落営農・法人への導入促進
- 土地利用型園芸作物の作付やICT技術等の新技術を導入
- 市場・実需者提案への対応や加工・業務用野菜を含めた新たな市場開拓
- 中山間地域では施設化・省力技術の導入により高収益作物への転換
- 被災地域では、花きや加工業務用等土地利用型園芸作物を導入

＜飼料作物＞

- 飼料用トウモロコシや単年性牧草等の生産拡大で自給飼料確保
- コントラクター等を育成し、営農再開地域での作付拡大を促進

○担い手・農地集積

- 高生産力・高収益により経営を継続的に発展
- 人・農地プランにより担い手農業者・農業生産法人を認定農業者に誘導
- 集落ぐるみの営農組織の育成促進
- 新規卒卒者等の就農促進や企業との連携で多様な担い手を確保
- 被災地域では、帰還や復旧段階に応じた営農再開を促進

○生産・流通・販売

- 県内販売・消費拡大促進、県内消費率の公表検討
- 県外向けは業務用主体として地域別・銘柄別販売を計画
- コシヒカリは家庭用、ひとめぼれ・天のつぶは業務用主体で販売
- 生産者所得を考慮した家庭用・業務用米に対応した価格を設定
- 事前契約の拡大、需要の確保
- 被災地域で生産される主食用米の風評払拭促進

○需給調整のあり方と役割分担

- ＜「生産数量(面積)の目安」等設定・推進＞
- 県協議会が県段階の生産面積目安、制度別・用途別作付計画設定
- 地域協議会は、当年産取り組みふまえ、翌年産生産希望数量を検討
- 県協議会が各地域協議会との調整を踏まえ、地域協議会別の生産面積目安を提示
- 各地域協議会は目安に基づき、方針作成者や農業者と連携して需要に応じた生産推進
- 以上を当面5年間継続
- ＜役割分担等＞
- 認定方針作成者は、地域協議会運営に積極的に参画。
- 東北農政局福島県拠点・県・市町村は、県・地域協議会の取り組みに積極的に参画し、指導

30年以降の需要に応じた米生産、水田農業における所得向上の実現

8. 地方別水田農業振興の今後の方向

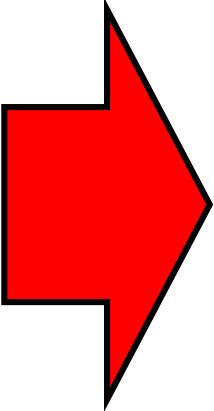
地方区分	今後の方向性
県全体	○主食用米作付の着実な減少、飼料用米の着実な拡大促進 ○コシヒカリの生産削減を基本としつつ、地域に応じた品種構成の確立 ○コシヒカリは家庭用主体、ひとめぼれ・「天のつぶ」等は業務用主体の販売 ○県内販売の拡大と、県外向けには業務用中心の販売展開 ○飼料用米は多収品種の拡大と県内使用拡大、乾燥調製・保管等にかかる流通インフラの整備 ○担い手へ、集落営農への農地集積促進による生産コストの削減 ○中山間地における農地集積をすすめるための基盤整備の促進 ○以上による米価引き上げと生産コスト削減による農業者所得の確保
県北地方	○平坦地においては担い手への農地集積による規模拡大の促進 ○中山間地における集落営農の組織化、基盤整備による農地集積促進 ○水田を活用した園芸作物への積極的転換 ○コントラクター（飼料生産組織）等を育成し、飼料作物の作付拡大 ○地域内における「ふくしま米」消費の拡大
県中地方	○平坦地においては担い手への農地集積による規模拡大の促進 ○中山間地においては集落営農の組織化、基盤整備による農地集積促進 ○飼料用米等の地域畜産農家との結び付け拡大促進 ○水田を活用した園芸作物への転換 ○地域内における「ふくしま米」消費の拡大
県南地方	○平坦地においては担い手への農地集積による規模拡大の促進 ○中山間地における集落営農の組織化促進、基盤整備による農地集積促進 ○飼料用米等の地域畜産農家との結び付け促進 ○大豆生産の拡大促進
会津地方	○平坦地においては担い手への農地集積による規模拡大の促進 ○中山間地における集落営農の組織化促進、基盤整備による農地集積促進 ○飼料用米生産の大幅拡大と作業集約による担い手不足への対応強化 ○園芸作物導入による水稻偏重からの脱却 ○酒米生産の拡大
南会津地方	○園芸作物拡大による更なる複合化の促進 ○中山間地における集落営農の組織化促進、基盤整備による農地集積促進 ○酒米生産の拡大
相双地方	○飼料用米生産主体による営農再開の促進 ○主食用米風評被害払拭の取り組み促進 ○なたね・園芸作物も含めた大胆な品目別生産基盤づくりの促進 ○コントラクター（飼料生産組織）等を育成し、飼料作物の作付拡大
いわき地方	○飼料用米生産の定着拡大 ○担い手への農地集積の促進 ○地域内における「ふくしま米」消費の拡大

9. 制度別・用途別作付目標等

28年度		単位: ha
主食用米	飼料用米	60,100
	備蓄米	5,520
	加工用米	3,690
	WCS	360
	その他	1,100
	計	30
非主食用米	計	10,700
	小麦	180
	大豆	870
	そば	1,920
	飼料作物	3,200
	園芸作物等	2,710
転作作物等		計
		8,880
景観作物・保安全管理・不作付地等		15,920
田本地面積		95,600

地方別実績

28年度		単位: ha			
区分		県全体	中通り	浜通り	会津
主食用米		60,100	33,600	6,000	20,500
非主食用米	備蓄米	3,700	1,570	30	2,100
	飼料用米	5,520	2,220	3,010	290
	その他	1,480	1,045	85	350
	計	10,700	4,835	3,125	2,740
全水稻面積		70,800	38,435	9,125	23,240



34年度		単位: ha
主食用米	飼料用米	56,500
	備蓄米	11,520
	加工用米	3,700
	WCS	480
	その他	990
	計	30
非主食用米	計	16,720
	小麦	200
	大豆	900
	そば	1,920
	飼料作物	3,300
	園芸作物等	3,000
転作作物等		計
		9,320
景観作物・保安全管理・不作付地等		13,060
田本地面積		95,600

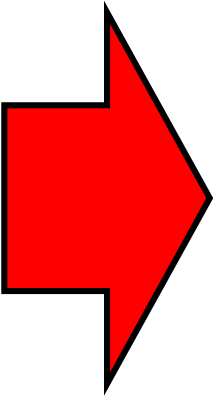
地方別目標

34年度		単位: ha			
区分		県全体	中通り	浜通り	会津
主食用米		56,500	31,250	7,000	18,250
非主食用米	備蓄米	3,700	1,570	30	2,100
	飼料用米	11,520	4,970	3,610	2,940
	その他	1,500	1,045	85	370
	計	16,720	7,585	3,725	5,410
全水稻面積		73,220	38,835	10,725	23,660

10. 米価・所得、生産基盤等目標

27年度		単位: 円
全算入生産費	10a	119,673
販売価格	60kg	12,061
流通経費	60kg	2,000
単収	10a	557
生産者手取り	10a	93,400
米直接支払交付金	10a	7,500
「ナラシ」対策補てん	10a	12,005
収入計	10a	112,905
生産費との差	10a	▲ 6,768

単位: 件、%、ha	
28年現状値	
認定農業者数	7,730
担い手への農地集積率	42
「ナラシ」対策加入面積カバー率	32
コシヒカリ作付面積比率	66
県オリジナル品種生産面積	4,000
特A取得比率	50



34年度		単位: 円
全算入生産費	10a	100,000
販売価格	60kg	13,600
流通経費	60kg	2,000
単収	10a	542
生産者手取り	10a	104,787
米直接支払交付金	10a	0
「ナラシ」対策補てん	10a	0
収入計	10a	104,787
生産費との差	10a	4,787

単位: 件、%、ha	
34年(一部32年)目標	
認定農業者数	8,000
担い手への農地集積率	75
「ナラシ」対策加入面積カバー率	75
コシヒカリ作付面積比率	55
県オリジナル品種生産面積	8,000
特A取得比率	100

11. 生産数量(面積)目安設定および運営の考え方

○県段階の「生産数量(面積)の目安」の設定

- ①県協議会は、全国の必要生産量(面積)が前年産より〇%減少した場合、福島県の前年産生産数量(面積)に全国の減少率を乗じて翌年産「生産数量(面積)の目安」を設定。
なお状況により多少の幅をもって設定することができるものとする。
- ②同時に、県協議会は県全体の翌年産「制度別・用途別作付計画(面積)」を設定。

○地域農業再生協議会(市町村)段階の「生産数量(面積)の目安」設定

- ①地域農業再生協議会は、前年産主食用米作付面積実績をベースに翌年産生産希望数量(面積)を整理。
- ②県協議会は①を県全体として集計し、それが県段階の「生産数量(面積)の目安」を下回る場合は①を地域農業再生協議会別の「生産数量(面積)の目安」として整理。
- ③県協議会は②が県段階の「生産数量(面積)の目安」を上回る場合は、作付再開地域の主食用米生産を優先し、残りを県の「生産数量(面積)の目安」に合致するよう一律削減することを基本として調整し、地域農業再生協議会(市町村)別「生産数量(面積)の目安」を提示。
- ④県協議会は、地域農業再生協議会の「生産数量(面積)の目安に」もとづき進捗を把握し、毎年9月までに当年産総括と翌年産取り組み方針、すすめ方を提示。
- ⑤地域農業再生協議会は、地域ごとの「生産数量(面積)の目安」にもとづき進捗を把握し、毎年10月までに当年産総括と翌年産取り組み方針、すすめ方を提示。
- ⑥地域農業再生協議会(市町村)が「生産数量(面積)の目安」を生産者ごとに示すかどうかは地域農業再生協議会(市町村)ごとの判断。

○当面これを5年間継続

12. 水田フル活用・需給調整にかかる関係機関の役割分担

○福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

- ①当年産総括・翌年産取り組み方針の作成（「制度別・用途別作付」方針、米価・所得目標および生産基盤対策を含む）。
- ②翌年産「制度別・用途別作付計画」の作成。
- ③主食用米の県全体の「生産数量（面積）の目安」の提示。
- ④主食用米の地域農業再生協議会（市町村）別「生産数量（面積）の目安」の提示。
- ⑤主食用米の市町村別「生産数量（面積）の目安」にもとづく推進および進捗把握。

○地域農業再生協議会

- ①当年産総括・翌年産取り組み方針の作成（「制度別・用途別作付」方針、米価・所得目標および生産基盤対策を含む）。
- ②翌年産「制度別・用途別作付計画」の作成。
- ③主食用米の市町村別「生産数量（面積）の目安」にもとづく推進および進捗把握。

○認定方針作成者

認定方針作成者は地域農業再生協議会の運営に積極的に参画し、地域の水田農業にかかる需要情報を提供。

○その他

- ①県協議会・地域農業再生協議会は地域農業再生協議会、方針作成者との意見交換を積極的に実施。
- ②福島支局、県、市町村は従来からの役割分担を基本に、県協議会・地域農業再生協議会の取り組みに参画し指導。

13. 30年以降の水田農業のあり方実現に向けて（関係機関の連携）

○今後、年1回程度「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」として、福島県における水田農業の現状を確認し、水田農業生産の維持・拡大、手取り向上のため生産・流通・消費それぞれの立場からの取り組み内容、進捗を報告・確認し、今後の課題・対策を議論する場を設定。

○イメージとしては、県協議会として「当年産総括・翌年産方針および今後のすすめ方」を提示するタイミングに開催することとし、県協議会構成メンバーを中心に、担い手、農地集積、耕作放棄地対応、需給調整、コスト削減、新品種開発、流通・消費動向等について現状・課題および今後の対応等について報告のうえ、意見交換を実施。

○「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」構成メンバー

福島県、福島県農業協同組合中央会、全農福島県本部、福島県米穀肥料協同組合、福島県米麦事業協同組合、福島第一食糧協同組合、福島県市長会、福島県町村会、福島県担い手育成総合支援協議会、福島県耕作放棄地対策協議会、公益財団法人福島県農業振興公社（会長：福島県農業協同組合中央会、副会長：福島県）

14. 「ふくしま米」の今後の販売戦略（流通実態分析を実施）

○「ふくしま米」流通にかかる基本認識

- ①「ふくしま米」の県内における消費量は7万ト程度と想定、福島県内全体消費量10万トの7割程度、県外産米が3万ト程度流入。
- ②県内消費は別として、従来から家庭用として単品販売される量は少なく、価格とセットで業務用・ブレンド原料として多く使用と想定。
- ③業者間取引、先物取引上場数量も多く、どのような用途で使用され、全国どの地域の販売先で使用されているかも不透明な状況。
- ④現行生産量の8割程度を県外に販売せざるを得ない需給環境、過剰の際は風評の影響により真っ先に排除される米の位置づけ。

○基本的な考え方

①主食うるち米生産計画

- 銘柄別価格構成についてはコシヒカリ55%、ひとめぼれ25%、「天のつぶ」他15%、その他5%を目標として取り組む。
- 良食味・良品質を維持する生産指導を徹底、主要6区分（会津・中通り・浜通りコシヒカリ、会津・中通りひとめぼれ、天のつぶ）すべて特A評価を獲得。
- 米生産におけるGAPの取り組みを拡大し、生産工程における信頼性を確保する。
- 県開発オリジナル品種については、生産者のリスト化・登録制の導入・拡大をすすめ、徹底した栽培管理を実施。

②県内販売の拡大

- 県内販売・消費を拡大に優先的に取り組む（現行10万ト程度の県内需要に対し、「ふくしま米」は7万ト程度の消費と想定）、このため、県内消費率を毎年調査のうえ公表。

③主食用米販売計画の作成

- 県内販売は10万ト、家庭用8割、業務用2割を目標、県外販売は20万ト業務用等8割、家庭用2割を目標として取り組む（県外販売は首都圏向けを8割と想定）。

④銘柄別戦略

- コシヒカリは家庭用主体、ひとめぼれ、天のつぶ他は業務用主体として取り扱う。
- 「ふくしま米」全体の価格を牽引する家庭用向「トップブランド」新品種開発に取り組み、コシヒカリとの代替をすすめる（全体で3万ト程度目標、生産者登録実施）。

⑤販売価格は34年産における生産者所得目標を考慮しつつ、家庭用・業務用に対応した価格設定をおこなう。

⑥事前契約の拡大を推進し（5万ト⇒10万ト（JAグループ7万ト、その他3万ト）、6月末時点の民間在庫8万ト、契約率100%を目標）。

⑦とりわけ浜通り地区主食用米にかかる風評被害払拭と米輸出拡大に向け国と連携し、輸入規制解除に取り組む。

15. 経営モデル

- 個別経営では、主食用米を中心として飼料用米などに取り組み、約650万円の所得を目指します。
- 集落営農や法人では、主食用米を中心に飼料用米など取り組み、約2, 000万円の所得を目指します。

水稻単作経営(650万円手取規模)	中通り	会津	浜通り
(主要用米:飼料用米)	(80:20)	(77:23)	(65:35)
主食用米作付面積(ha)	14.8	10.3	14.3
飼料用米作付面積(ha)	3.7	2.9	7.7
計	18.5	13.2	22.0

水稻単作経営(2, 000万円手取規模)	中通り	会津	浜通り
(主要用米:飼料用米)	(80:20)	(77:23)	(65:35)
主食用米作付面積(ha)	45.6	32	44
飼料用米作付面積(ha)	11.4	9	24
計	57	40.9	67.7

算定根拠	主食用米		
	中通り	会津	浜通り
生産量(kg/10a) a 注1	522	588	506
販売価格(円/60kg) b 注2	14,000	14,500	13,500
流通経費(円/60kg) c	2,000	2,000	2,000
手取り(円/10a) d=(b-c) × a	104,400	122,500	96,983
事業外収入(円/10a) e			
10a当たり収入 f=d+e	104,400	122,500	96,983
費用(10a当たり全算入生産費)(円/10a) g	102,864	102,864	102,864
労働費(家族)(円/10a) h 注3	22,429	22,429	22,429
自己資本利子(円/10a) i	2,849	2,849	2,849
自作地地代(円/10a) j	9,275	9,275	9,275
差引生産費(円/10a) k=g-h-i-j	68,311	68,311	68,311
差引所得(円) l=f-k	36,089	54,189	28,672

飼料用米		
中通り	会津	浜通り
642	708	708
1,200	1,200	1,200
1,200	1,200	1,200
0	0	0
99,440	99,440	99,440
99,440	99,440	99,440
102,864	102,864	102,864
22,429	22,429	22,429
2,849	2,849	2,849
9,275	9,275	9,275
68,311	68,311	68,311
31,129	31,129	31,129

注1 主食用米は、平成34年産10aあたり生産量を平成27年産水稻の作柄表示地帯別10aあたり平年収量(1. 7mmベース)と代わらないと仮定、飼料用米は、平成34年産10aあたり収量を多収品種での栽培と仮定し、上限の+120kgを平成27年産水稻の作柄表示地帯別10aあたり平年収量に加算。

注2 販売価格は、平成34年産米価(包装込、税込)を平成27年産米価から仮定し、中通り14,000円/玄米60kg、会津14,500円/玄米60kg、浜通り13,500円/玄米60kgとした。

注3 事業外収入は、現時点の国からの助成金水準が維持されると仮定

注4 費用は、農業経営統計調査 平成27年産 米生産費(東北)の作付規模別 5. 0ha以上の10a当たりを引用(今後の低コスト化は未反映)

○需要に応じた米生産への取り組み【水田農業の振興にかかる中期目標】

指 標	内 容	現況値(H27)	目標(H34)等
認定農業者数(経営体)	農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画認定数	7,730	8,000以上(H32)
農用地利用集積率(%)	担い手に利用集積された水田面積の割合	42	75以上(H35)
新規就農者(人)	新たに年間150日以上農業従事を予定している者	212	220(H32)
水田ほ場整備率(%)	農振農用地における整備率	71.2	76以上(H32)
ナラシ対策に加入した面積割合(%)	主食用米・麦・大豆でナラシ対策に加入した面積の割合	32	75%以上
コシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶ特A割合(%)	日本穀物検定協会の食味ランキングにおける特A割合	50	100
県オリジナル品種の作付面積(ha)	「天のつぶ」、「里山のつぶ」の作付面積	3,913	8,000以上
飼料用米の作付面積(ha)	飼料用米を作付した面積	5,520(H28)	9,300以上
飼料米多収品種面積(ha)	飼料用米多収品種を作付した面積	1,226(H28)	9,300以上
複数年契約加工用米作付面積(ha)	水田活用の直接支払交付金を利用した複数年契約	330	480以上
水田における園芸作物の作付面積(ha)	水田に園芸作物を作付けした面積	2,712	3,000以上
飼料作物の作付面積(ha)	作物統計等により水田に作付された飼料作物の面積	3,198	3,300以上
飼料用米の県内流通量(ト)	県内の畜産農家等へ直接給与された数量	1,324	5,000以上
銘柄別作付比率(%)	主食用米コシヒカリの作付面積比率	66	55
県内消費率(%)	県内における「ふくしま米」の消費率	70程度	90以上
生産コスト削減目標(円/10a)	全算入生産費水準	120,000	100,000
主食用米の販売価格水準(円/60kg)	県全体の販売価格水準(税込)	12,000程度(H27)	1,500以上引上げ
主食用米作付面積(ha)	需要に応じた主食用米作付面積削減方向	60,100(H28)	56,500程度
大豆の上位等級(1, 2等級)比率%	農産物検査における1, 2等級の割合	36	50(H32)
そば1等級の割合(%)	農産物検査における1等級の割合	42	70(H32)

○新たな関係機関の役割分担(イメージ・下線部変更箇所)

新たな関係機関の役割分担

県	○県全体・市町村ごとの生産数量(面積)目安、「制度別・用途別作付計画」作成に関与、指導 ○水田フル活用ビジョン作成 ○産地交付金の要件 設定・確認、市町村等への指導 ○関係機関と連携した経営所得安定対 策等の普及・推進
県農業再生協議会	○水田フル活用を含む当年産総括・翌年産方針(「制度別・用途別作付」方針、米価・所得目標、生産基盤対策等)の作成、地域農業再生協議会とのヒヤリング実施 ○県全体・地域農業再生協議会別の生産数量(面積)目安、「制度別・用途別作付計画」決定・通知 ○地域農業再生協議会別「生産数量(面積)の目安」にもとづく推進および進捗把握 ○県と連携した経営所得安定対策等の普及・推進 ○荒廃農地・遊休農地解消に向けた推進
市町村	○経営所得安定対策等交付金に係る農業者申請手続き支援、<u>地域が生産数量目安(面積)に従っていること</u>、対象作物の作付面積の確認 ○調整水田等不作付地の改善計画の認定 ○経営所得安定対策等加入者等のフォローアップ ○経営所得安定対策等の普及・推進
JA等団体	○地域の水田農業にかかる需要情報の提供 ○地域再生協構成員として、経営所得安定対策等の交付金申請手続き支援、<u>地域が「生産数量(面積)の目安」に従っていること</u>の確認、対象作物の作付面積の確認等 ○畑作物直接支払交付金数量払いにおける農業者別出荷・販売契約数量等データ提供 ○経営所得安定対策の一括申請等の取り組み
農業共済組合等	○地域再生協構成員として、農業者の申請手続きを支援 ○農業者ごとの対象作物の面積確認において、当該生農業者の農作物共済引き受け面積等の情報を地方農政局および地域再生協に提供
地域農業再生協議会	○交付申請書、営農計画書等の申請書類の配布・回収、整理とりまとめ、受付システム入力 ○希望する農業者に対して「ナラシ」対策積立金のとりまとめ、納付等 ○水田フル活用を含む当年産総括・翌年産方針(「制度別・用途別作付」方針、米価・所得目標、生産基盤対策等)の作成、<u>認定方針作成者とのヒヤリング実施</u> ○<u>地域農業再生協議会別「生産数量(面積)の目安」にもとづく推進および進捗把握、対象作物の作付面積等の確認、システム入力等</u> ○産地交付金の要件設定・確認 ○農業者別の水田情報整理 ○地域の荒廃農地・遊休農地の解消推進 ○経営所得安定対策等加入者等へのフォローアップ ○経営所得安定対策等の普及・推進
地方農政局	○経○地域再生協と連携し、農業者の交付申請、営農計画書等の申請書類の受付 ○農業者別の畑作物の生産予定面積の設定確認、作付面積、生産量の確認 ○地域再生協と連携し、水田活用の直接支払交付金対象作物の作付面積等の確認、捨てづくり防止の徹底 ○新規需要米・加工用米の取組計画の認定、横流れ防止の徹底 ○交付申請内容の審査、交付金算定システムのデータ入力 ○市町村および地域再生協のおこなう、経営所得安定対策等加入者等へのフォローアップ支援 ○アダムスへの入力、交付金の支払等 ○営所得安定対策等の普及・推進

○(参考)銘柄別作付比率の目標

単位: ha														
34年産					27年産					34-27				
項目	単位	うるち米	酒造好適米	もち米	項目	単位	うるち米	酒造好適米	もち米	項目	単位	うるち米	酒造好適米	もち米
56,500	銘柄	コシヒカリ	五百万石	こがねもち	61,500	銘柄	コシヒカリ	五百万石	こがねもち	▲ 5,000	銘柄	コシヒカリ	五百万石	こがねもち
	%	55	49	75		%	66	49	76		%	▲ 11	0	▲ 1
	ha	29,821	235	1,350		ha	39,051	181	1,356		ha	▲ 9,230	54	▲ 6
	銘柄	ひとめぼれ	華の香	ヒメノモチ		銘柄	ひとめぼれ	華の香	ヒメノモチ		銘柄	ひとめぼれ	華の香	ヒメノモチ
	%	25	49	25		%	25	49	24		%	▲ 0	0	1
	ha	13,555	235	450		ha	14,896	181	428		ha	▲ 1,341	54	22
	銘柄	天のつぶ他	華吹雪			銘柄	天のつぶ他	華吹雪			銘柄	天のつぶ他	華吹雪	
	%	15	2			%	4	2			%	11	▲ 0	
	ha	8,133	8			ha	2,374	7			ha	5,759	0	
	銘柄	その他				銘柄	その他				銘柄	その他		
全体	%	100	100	100	全体	%	100	100	100	全体	%	0	▲ 0	0
	ha	54,220	478	1,800		ha	59,348	369	1,784		ha	▲ 5,128	109	16

注) 銘柄別作付面積は(財)米穀安定供給確保支援機構公表データにもとづき推定。

30年以降の福島県水田農業の推進方針(案)ポイント

議案第3号

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

【はじめに(背景)】

- 30年産以降、国による生産数量目標の配分にたよらずとも需要に応じた生産がおこなわれるようにするとともに、29年産をもって米の直接支払交付金廃止を決定。
- 米の需給環境は依然として厳しい状況が続き、国産米需要は毎年8万トンの減少、今後とも需要に応じた米づくりと「水田フル活用」による食糧自給率や自給力の向上が必要。

【位置づけと方向性・目標の整理】

- 米政策の見直しを契機に、30年以降の需要に応じた米生産と水田農業における所得向上を目指し、地域ごとの特色ある水田農業の方向性を見据えた5年後(34年産)を目途とする中期目標とその対応策を取りまとめたもの。
- 米の需給動向、地域特性を踏まえた主食用米や飼料用米を中心とする新規需要米などの米づくり、園芸作物や大豆・麦の導入拡大、地域ごとの多様な水田農業のあり方を構築することを目的に、現状分析をふまえた今後の方向性を示すとともに、指標となる目標を整理。

【今後のとりすめ】

- 今後は、この取りまとめを土台に地域農業再生協議会を中心として地域農業再生協議会ごとに水田農業のあり方検討および具体化に取り組む。
- なお、国の制度変更が明らかになった場合は、必要に応じ適宜修正を実施。

課題	【現状】	【課題】
水田フル活用	○H27年の田耕地面積は100,800haで本県耕地面積の7割が田耕地。 ○3年連続で生産数量目標を達成(需要に応じた米生産が進行)。 ○H28年の転作作付面積は約19,500haで、3年間で6,500ha増。 ○転作作物増加分の大部分は飼料用米(約5,000ha)。 ○田本地面積の約1/4が景観形成や保全管理、不作付地等。 ○麦は、浜通り産地が被災し、作付が減少。 ○大豆は放射性物質汚染懸念から作付拡大停滞。 ○園芸作物は、廃作・離農者が新規栽培者を上回る状況。 ○牧草は、H24から牧草地の除染がすすみ、H26から増加に転換。	○担い手不足や労働力不足等から高収益作物等への作付転換が停滞。 ○主食用米は、浜通り地方分を他地域で肩代わり生産して生産数量目標を達成。 ○主食用米の所得向上には、優良農地集積による団地化、低コスト生産技術導入が必須。 ○飼料用米の更なる拡大には、乾燥・保管施設等の整備が必要。 ○飼料用米を通じて耕畜連携を進めるため、地域内での流通・販路体制の構築が必要。 ○畑作物(大豆・麦・そば等)は、震災前の作付面積まで未回復。低品質、低収量も課題。 ○園芸作物では、担い手確保、集落営農や法人組織への導入を進める必要。 ○園芸作物では、ICT技術など新技術導入を進める必要。 ○飼料作物は、牧草や飼料用とうもろこしの維持拡大に向け、生産組織の育成が必要
担い手・農地集積	○販売農家数は、平成27年で52,720戸、5年間で17,800戸減少。 ○農業者の平均年齢は67.1歳。 ○認定農業者は、平成27年3月末で7,730経営体、販売農家数の15%。 ○認定農業者に占める水稻の単一経営は、1,977経営体で全体の1/4。 ○1,977経営体のうち、60歳以上が約56% ○担い手への農地集積率は43%。	○各地域とも高齢化と過疎化から担い手不足が拡大、担い手の育成と確保が急務。 ○水稻主体の認定農業者の経営改善計画達成に向けて、各種事業を活用した支援必要。 ○農地中間管理機構を核として、市町村やJA等関係機関と連携し、担い手への農用地の利用集積を加速させる必要。
生産・流通・販売	○H27年の品種構成は、コシヒカリとひとめぼれで86%、天のつぶ9%。 ○過去10年間の平均一等米比率は、90.4%、同様に作況は、101.7と米生産の適地。 ○県内産米生産量は、約34万トン、うち県内消費量は7万トンと推定、県外販売が8割。 ○風評の影響を受けやすい構図、県内需要量は、10万トンと推定。3万トンは県外産米を消費。	○米価変動が大きいコシヒカリの作付けを削減し、米価安定を図る必要。 ○県オリジナル品種の作付拡大を推進する必要。 ○産地間競争に勝つ残るためには継続した生産指導の徹底による高品質の維持が必要。 ○震災以降、風評等から他県産米より米価下落が大きい。 ○高品質・物量、値頃感から、用途が家庭用から業務用へ大きくシフト、その対応が急務。 ○県産米の県内消費量の拡大を図る必要。

今後の取り組み方向

水田フル活用

<主食用米>

- 需要に応じた米づくりを基本とし、業務用需要も視野に生産コストの低減
- コシヒカリ・ひとめぼれの高品質米主要産地として食味の一層の向上
- 天のつぶ・里山のつぶの生産者リスト化・登録制、食味・品質の向上
- 米価を牽引する「トップブランド」新品種の開発、普及
- 国ガイドラインGAPの取組による安全性確保と競争力強化
- 被災地域での飼料用米による作付再開と主食用米生産の回復

<非主食用米>

- 多収品種による飼料用米の取組拡大と本作化・団地化
- 飼料用米の県内流通利用の増加に向け体制整備と耕畜連携推進
- 複数年契約による酒造好適米の供給・利用の安定化
- 政府備蓄米を有効活用した米の需給調整促進

<畑作物>

- 麦・大豆・そば等の収量・品質の向上
- 津波被災地での産地回復や用水確保困難地域での作付促進

<園芸作物>

- 稲作等の集約化による労働力を活用し経営転換や複合化
- 新規就農者・新規参入者等新たな担い手の確保
- 集落営農・法人への導入促進
- 土地利用型園芸作物の作付やICT技術等を導入
- 市場・実需者提案への対応や加工・業務用野菜を含めた新たな市場開拓
- 中山間地域では施設化・省力技術の導入により高収益作物へ転換
- 被災地域では、花きや加工業務用等土地利用型園芸作物を導入

<飼料作物>

- 飼料用トウモロコシや単年性牧草等の生産拡大で自給飼料確保
- コントラクター等を育成し、営農再開地域での作付拡大を促進

担い手・農地集積

- 高生産力・高収益により経営を継続的に発展
- 人・農地プランにより担い手の農業者・農業生産法人を認定農業者に誘導
- 集落ぐるみの営農組織の育成促進
- 新規卒卒者等の就農促進や企業との連携で多様な担い手を確保
- 被災地域では、帰還や復旧段階に応じた営農再開を促進

生産・流通・販売

- 県内販売・消費拡大促進、県内消費率の公表検討
- 県外向けは業務用主体として地域別・銘柄別販売を計画
- コシヒカリは家庭用、ひとめぼれ・天のつぶは業務用主体で販売
- 生産者所得を考慮した家庭用・業務用米に対応した価格を設定
- 事前契約の拡大、需要の確保
- 被災地域で生産される主食用米の風評払拭促進

需給調整のあり方と役割分担

- 〔「生産数量(面積)」の目安」等設定・推進〕
- 県協議会が県段階の生産面積目安、制度別・用途別作付計画設定
- 地域協議会は、当年産取り組みふまえ、翌年産生産希望数量を検討
- 県協議会が各地域協議会との調整を踏まえ、地域協議会別の生産面積目安を提示
- 各地域協議会は目安に基づき、方針作成者や農業者と連携して需要に応じた生産推進
- 以上を当面5年間継続(役割分担等)
- 認定方針作成者は、地域協議会運営に積極的に参画。
- 東北農政局福島県拠点・県・市町村は、県・地域協議会の取り組みに積極的に参画し、指導

30年以降の需要に応じた米生産、水田農業における所得向上の実現

水田農業の振興に係る中期目標

指 標	現況値(H27)	目標(H34)
主食用米作付面積	ha 60100(H28)	56,500程度
コシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶの特A割合	% 50	100
県オリジナル品種の作付面積	ha 3,913	8,000以上
生産コスト削減目標	円/10a 120,000	100,000
飼料用米の作付面積	ha 5,520(H28)	9,300以上
飼料用米多収品種面積	ha 1,226(H28)	9,300以上
飼料用米の県内流通量	t 1,324	5,000以上
大豆の上位等級比率	% 36	50(H32)
そば1等級の割合	% 42	70(H32)
水田における園芸作物の作付面積	ha 2,712	3,000以上
飼料作物の作付面積	ha 3,198	3,300以上
認定農業者数	人 7,730	8,000以上(H32)
新規就農者数	人 212	220(H32)
銘柄別作付比率(コシヒカリ)	% 66	55
県内消費率	% 70程度	90以上
主食用米の販売価格水準	円/60kg 12,000程度	+1,500以上

制度別・用途別作付目標等

		単位: ha	
作物別		28年度	34年度
主食用米	飼料用米	60,100	56,500
	備蓄米	5,520	11,520
	加工用米	3,690	3,700
	WCS	360	480
	その他	1,100	990
	計	30	30
全水稲作付面積		10,700	16,720
非主食用米	計	70,800	73,220
	麦	180	200
	大豆	870	900
	そば	1,920	1,920
	飼料作物	3,200	3,300
	園芸作物等	2,710	3,000
転作作物等		計	8,880
景観作物・保全管理・不作付地等		15,920	9,320
田本地面積		95,600	13,060
			95,600

平成 3 0 年以降の水田農業のあり方検討に係る生産者アンケート調査結果報告書

以下のとおりアンケート調査を実施しましたのでご報告を致します。

記

1 調査目的

本県水田農業の現状と将来展望及び米政策見直しに対する生産者の意識の把握を目的として、アンケート調査を実施した。

2 調査概要

- （１）調査地域 県内全域
- （２）調査対象 県内在住の稲作生産者
- （３）標本数 500 件
- （４）標本抽出 農地中間管理機構を通じて県内で農地を集積した生産者（平成 26 年度及び平成 27 年度実績）から無作為抽出
- （５）調査方法 郵送法（郵送配布、郵送回収）
- （６）調査期間 平成 2 8 年 8 月 8 日（月）～ 8 月 3 1 日（水）

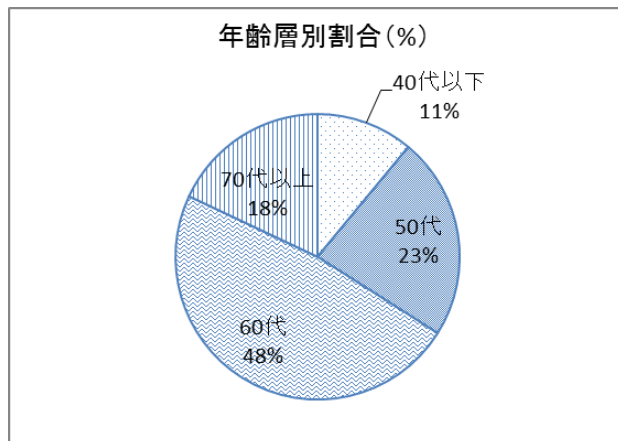
3 回収結果

標本数	有効回収数（割合）	無効数（割合）	返送なし（割合）
500	230 (46%)	3 (1%)	267 (53%)

4 回答者属性

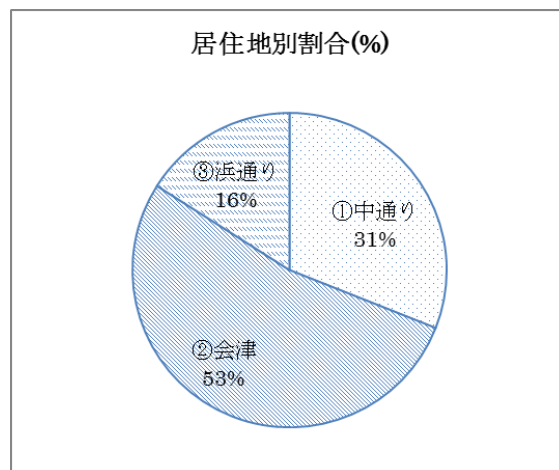
（１）年齢層別結果

年齢層	件数	割合
40 代以下	26	11%
50 代	53	23%
60 代	110	48%
70 代以上	41	18%
総計	230	100%



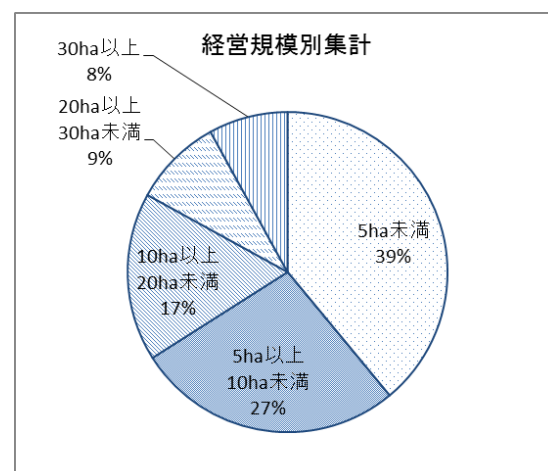
(2) 居住地別結果

居住地	件数	割合
中通り (県北・県中・県南)	71	31%
会津 (会津・南会津)	123	53%
浜通り (相双・いわき)	36	16%
総計	230	100%

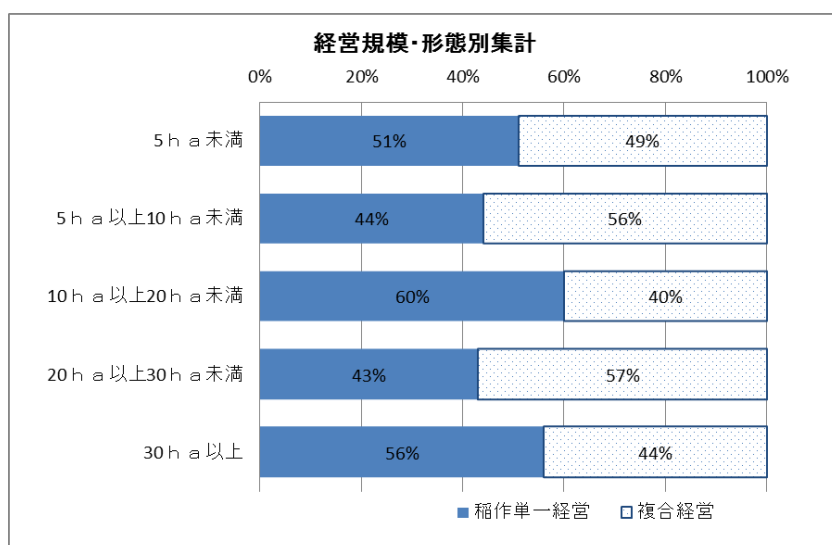


(3) 経営規模別・経営形態別結果

経営規模	件数	割合
5ha 未満	89	39%
5ha 以上 10ha 未満	61	27%
10ha 以上 20ha 未満	40	17%
20ha 以上 30ha 未満	21	9%
30ha 以上	19	8%
総計	230	100%



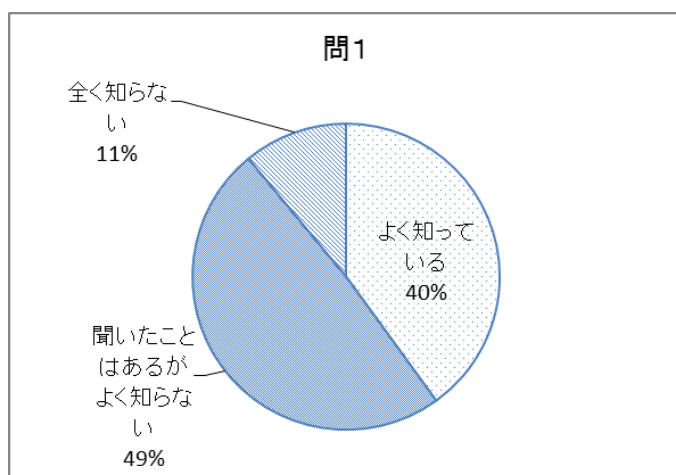
規模 \ 形態	稲作 単一経営	割合	複合経営	割合	総計
5ha 未満	44	51%	43	49%	87
5ha 以上 10ha 未満	26	44%	33	56%	59
10ha 以上 20ha 未満	24	60%	16	40%	40
20ha 以上 30ha 未満	9	43%	12	57%	21
30ha 以上	10	56%	8	44%	18
総計	113	50%	112	50%	225



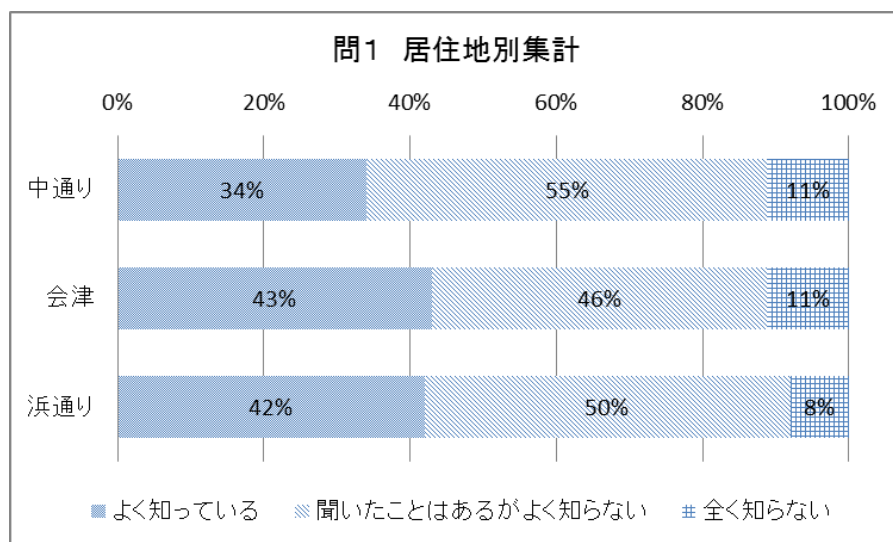
5 調査の結果

問1 全国の主食用米の需要量が毎年概ね8万トン減少していることは知っていますか。

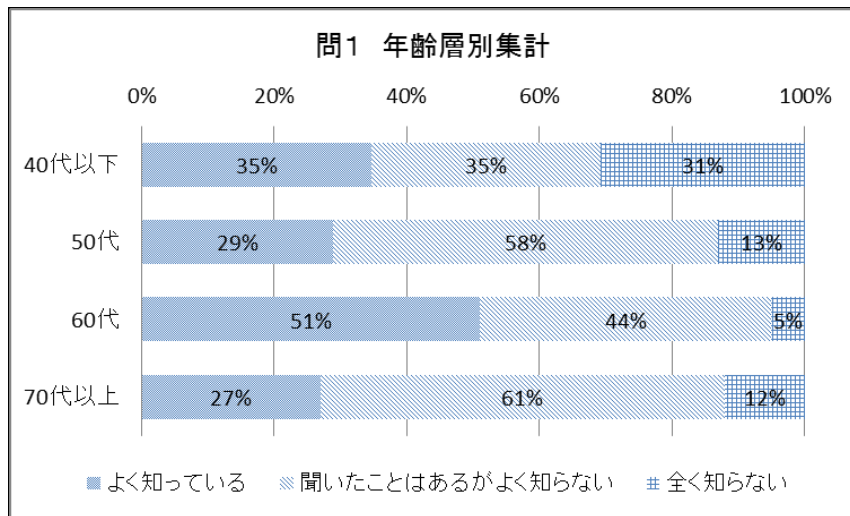
問1	回答数	割合
よく知っている	91	40%
聞いたことはある がよく知らない	113	49%
全く知らない	25	11%
総計	229	100%



問1 居住地別集計	よく知っている	割合	聞いたことはあるがよく知らない	割合	全く知らない	割合	総計
中通り	24	34%	39	55%	8	11%	71
会津	52	43%	56	46%	13	11%	121
浜通り	15	42%	18	50%	3	8%	36
総計	91	40%	113	50%	24	10%	228

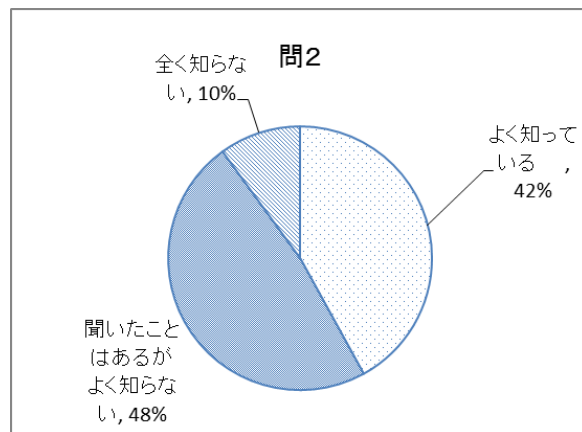


問1 年齢層別集計	よく知っている	割合	聞いたことはあるがよく知らない	割合	全く知らない	割合	総計
40代以下	9	35%	9	35%	8	31%	26
50代	15	29%	30	58%	7	13%	52
60代	56	51%	48	44%	5	5%	109
70代以上	11	27%	25	61%	5	12%	41
総計	91	40%	112	49%	25	11%	228

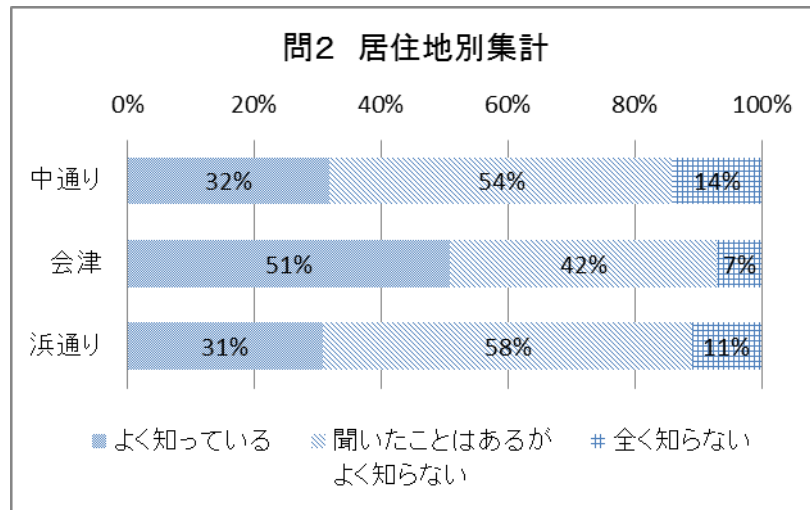


問2 平成30年産から、国による生産数量目標の配分がなくなることは知っていますか。

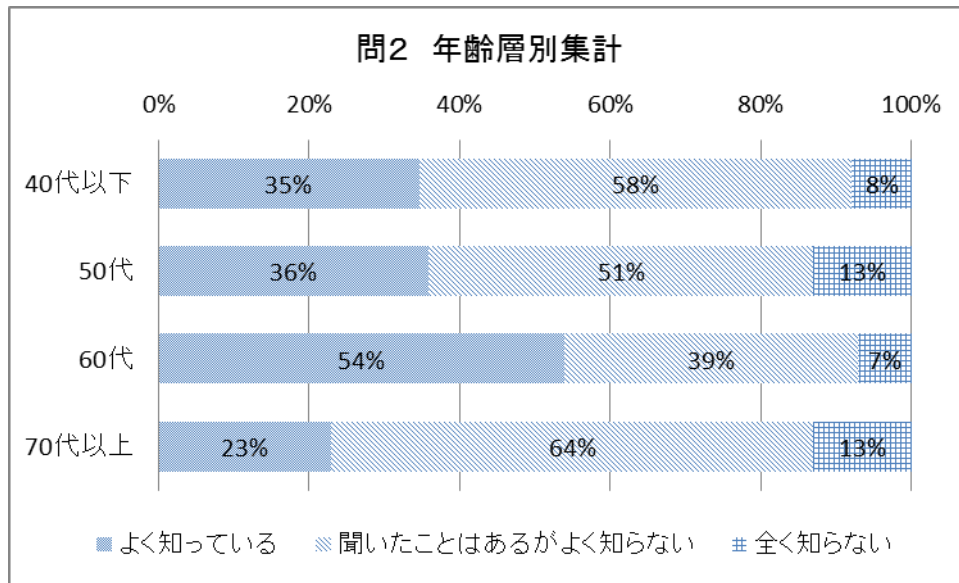
問2	回答数	割合
よく知っている	97	42%
聞いたことはあるがよく知らない	110	48%
全く知らない	22	10%
総計	229	100%



問2 居住地別集計	よく知っている	割合	聞いたことはあるがよく知らない	割合	全く知らない	割合	総計
中通り	23	32%	38	54%	10	14%	71
会津	62	51%	51	42%	8	7%	121
浜通り	11	31%	21	58%	4	11%	36
総計	96	42%	110	48%	22	10%	228

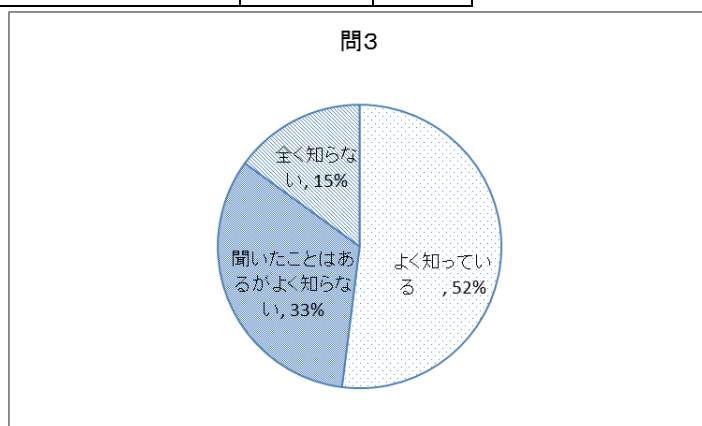


問 2 年 齢 層別集計	よく知ってい る	割合	聞いたことはある がよく知らない	割合	全く知らない	割合	総計
40 代以下	9	35%	15	58%	2	8%	26
50 代	19	36%	27	51%	7	13%	53
60 代	59	54%	43	39%	8	7%	110
70 代以上	9	23%	25	64%	5	13%	39
総計	96	42%	110	48%	22	10%	228

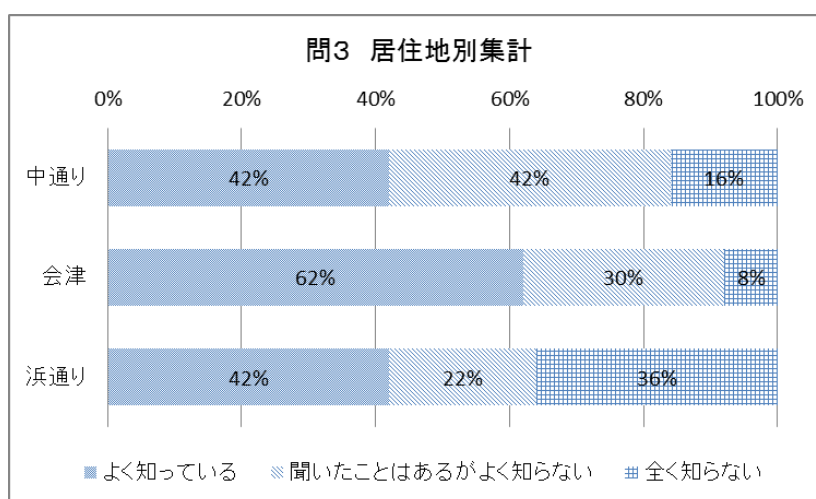


問3 平成30年産から、米の直接支払交付金（10a当たり7,500円）が廃止されることは知っていますか。

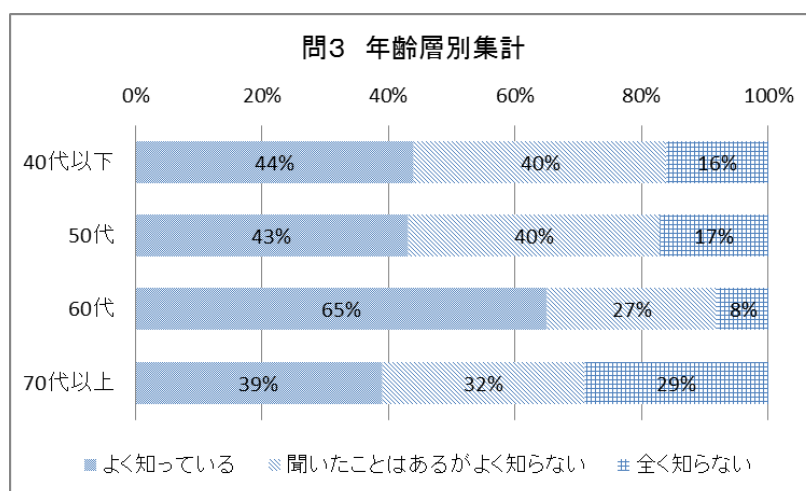
問3	回答数	割合
よく知っている	121	52%
聞いたことはあるがよく知らない	75	33%
全く知らない	34	15%
総計	230	100%



問3 居住地別集計	よく知っている	割合	聞いたことはあるがよく知らない	割合	全く知らない	割合	総計
中通り	30	42%	30	42%	11	16%	71
会津	75	62%	37	30%	10	8%	122
浜通り	15	42%	8	22%	13	36%	36
総計	120	52%	75	33%	34	15%	229

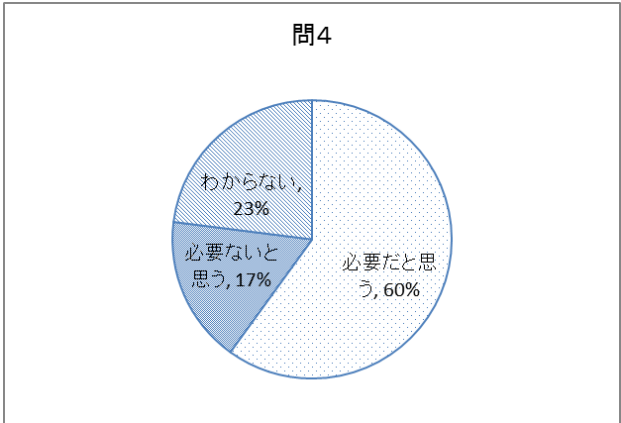


問3 年齢層別集計	よく知っている	割合	聞いたことはあるがよく知らない	割合	全く知らない	割合	総計
40代以下	11	44%	10	40%	4	16%	25
50代	23	43%	21	40%	9	17%	53
60代	71	65%	30	27%	9	8%	110
70代以上	16	39%	13	32%	12	29%	41
総計	121	53%	74	32%	34	15%	229

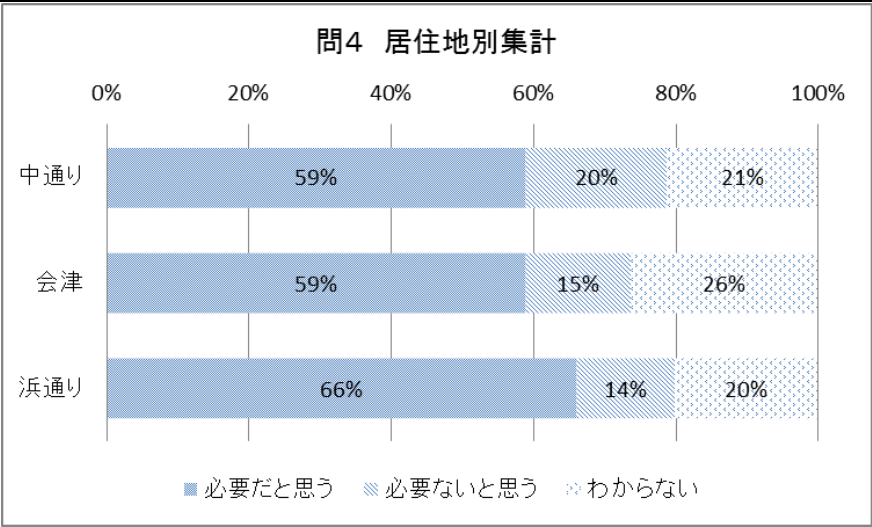


問 4 平成30年産から、農業者段階において生産数量目標に代わる数値は必要だと思いますか。

問 4	回答数	割合
必要だと思う	136	60%
必要ないと思う	38	17%
わからない	53	23%
総計	227	100%

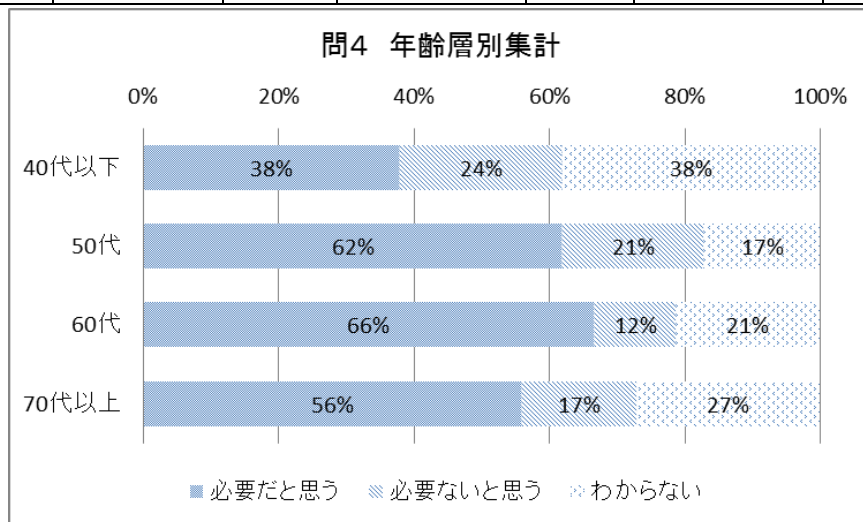


問 4 居住地別集計	必要だと思う	割合	必要ないと思う	割合	わからない	割合	総計
中通り	41	59%	14	20%	15	21%	70
会津	72	59%	18	15%	31	26%	121
浜通り	23	66%	5	14%	7	20%	35
総計	136	60%	37	17%	53	23%	226

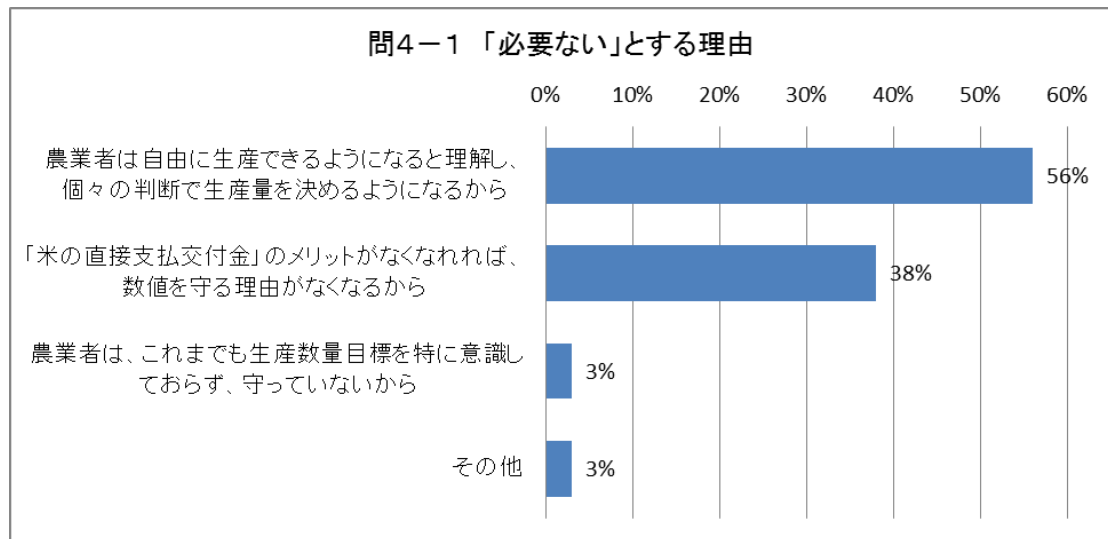


【問4 年齢層別集計】

問4 年齢層別集計	必要だと思う	割合	必要ないと思う	割合	わからない	割合	総計
40代以下	10	38%	6	24%	10	38%	26
50代	32	62%	11	21%	9	17%	52
60代	71	67%	13	12%	23	21%	107
70代以上	23	56%	7	17%	11	27%	41
総計	136	60%	37	17%	53	23%	226



問4 必要ない理由	件数	割合
農業者は自由に生産できるようになると理解し、個々の判断で生産量を決めるようになるから	20	56%
「米の直接支払交付金」のメリットがなくなれば、数値を守る理由がなくなるから	14	38%
農業者は、これまでも生産数量目標を特に意識しておらず、守っていないから	1	3%
その他	1	3%
総計	36	100%

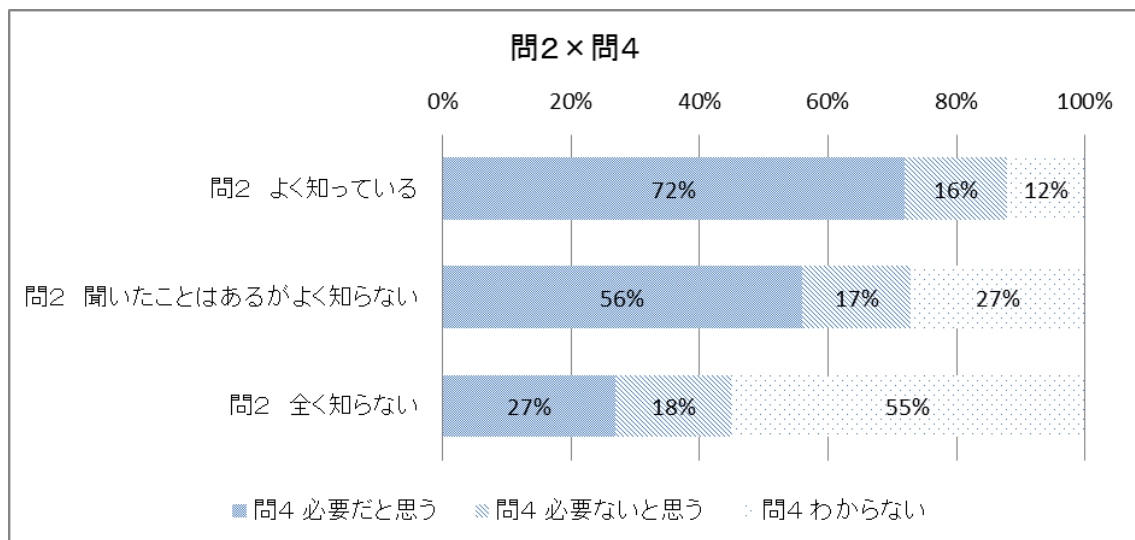


・「その他」の主な意見

「その土地に合う作物を作るようになるから」、「自由競争と自己責任による稲作経営をすべき」などの意見があった。

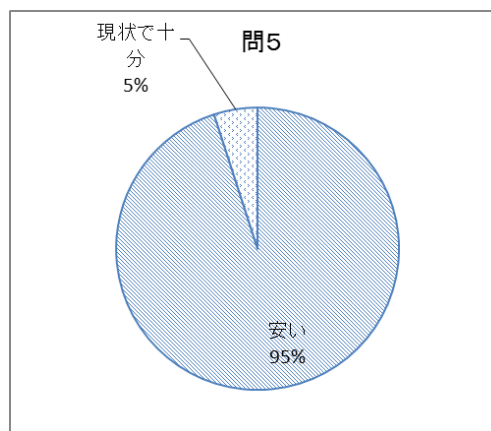
【クロス集計 問2（生産数量目標の配分廃止）×問4（生産数量目標に代わる数値）】

問2 \ 問4	必要だ と思う	割合	必要ない と思う	割合	わから ない	割合	総計
よく知っている	68	72%	15	16%	11	12%	94
聞いたことはあるがよく知らない	61	56%	18	17%	30	27%	109
全く知らない	6	27%	4	18%	12	55%	22
総計	135	60%	37	17%	53	23%	225



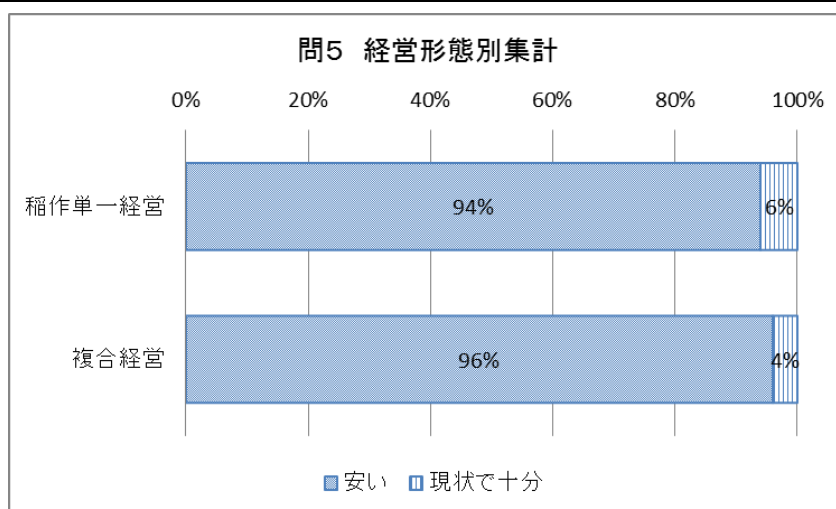
問5 あなたは、現在の米価水準をどのように受けとめていますか。

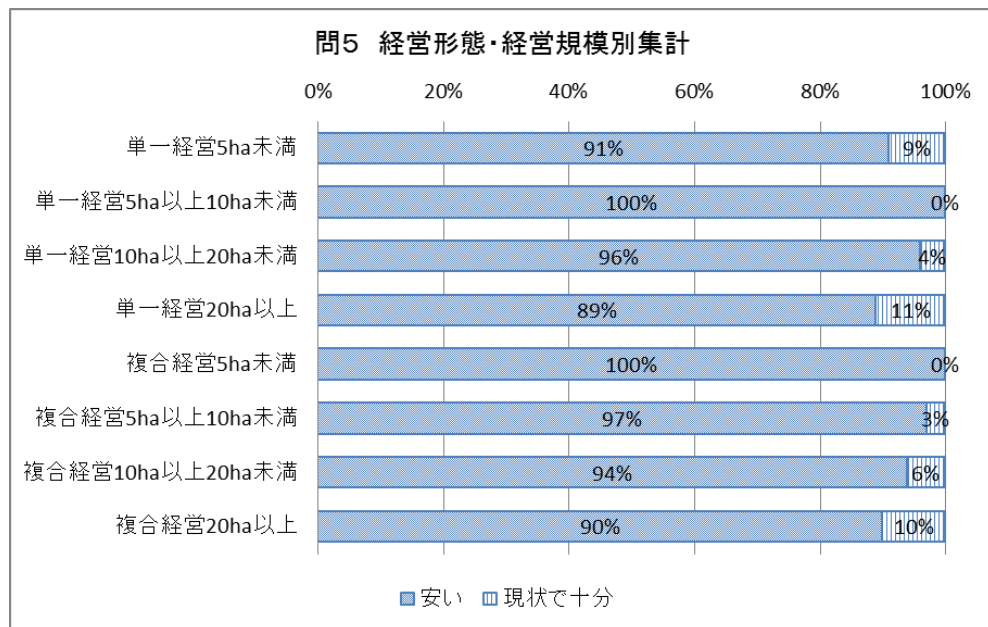
問5	件数	割合
安い	217	95%
現状で十分	12	5%
高い	0	0%
総計	229	100%



【問5 経営規模・経営形態別集計】

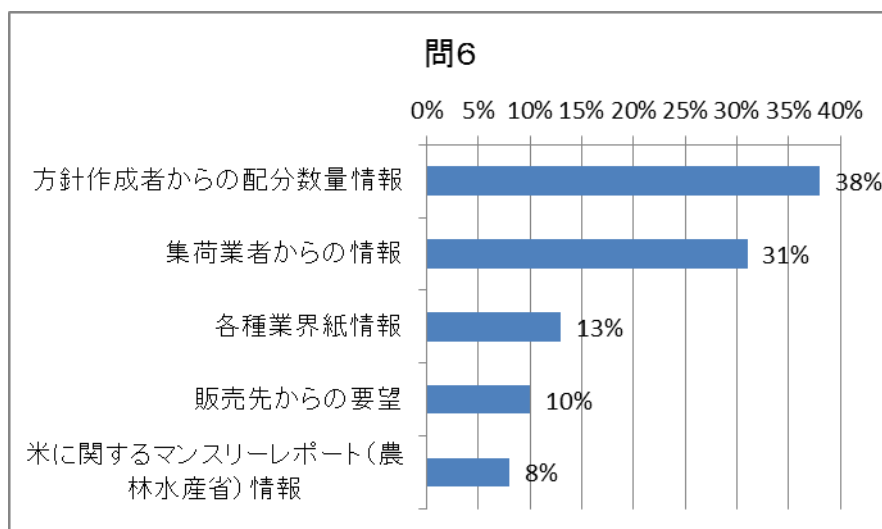
	安い	割合	現状で十分	割合	高い	割合	総計
稲作単一経営	104	94%	7	6%	0	0%	111
5ha 未満	39	91%	4	9%	0	0%	43
5ha 以上 10ha 未満	25	100%	0	0%	0	0%	25
10ha 以上 20ha 未満	23	96%	1	4%	0	0%	24
20ha 以上	17	89%	2	11%	0	0%	19
複合経営	108	96%	4	4%	0	0%	112
5ha 未満	43	100%	0	0%	0	0%	43
5ha 以上 10ha 未満	32	97%	1	3%	0	0%	33
10ha 以上 20ha 未満	15	94%	1	6%	0	0%	16
20ha 以上	18	90%	2	10%	0	0%	20
総計	212	95%	11	5%	0	0%	223





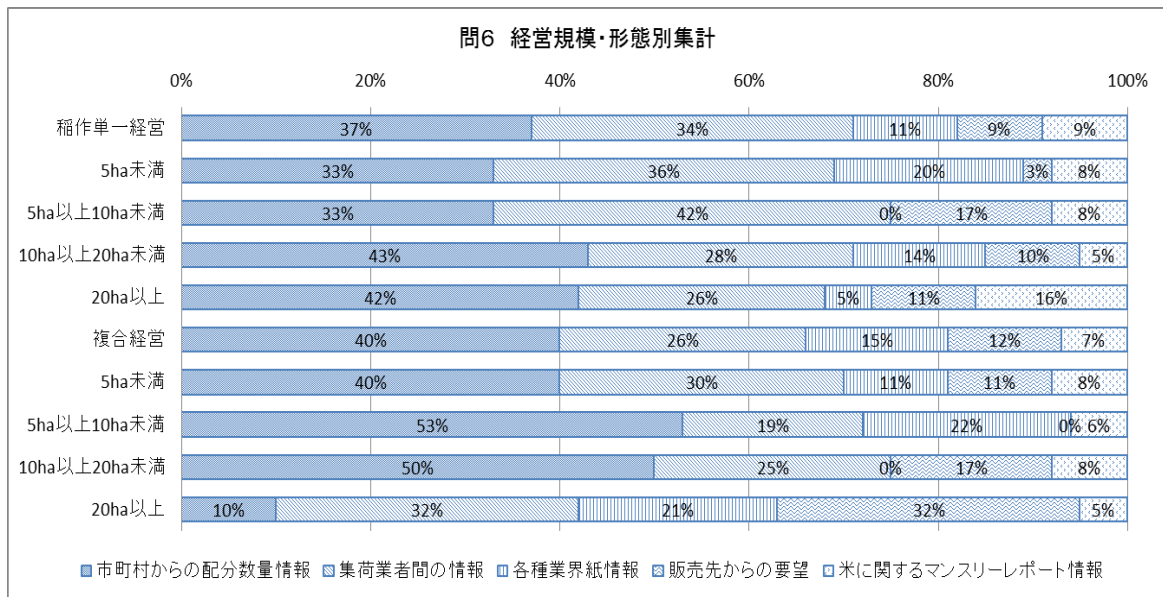
問6 水稻の作付面積・品種を決定するために、主にどのような情報を参考にしていますか。

問6	件数	割合
方針作成者からの配分数量情報	80	38%
集荷業者からの情報	64	31%
各種業界紙情報	27	13%
販売先からの要望	21	10%
米に関するマンスリーレポート(農林水産省)情報	16	8%
総計	208	100%



【問6 経営規模・経営形態別集計】

	数量情報 市町村からの配分	割合	報 集荷業者間の情	割合	各種業界紙情報	割合	望 販売先からの要	割合	米に関するマンスリー レポート情報	割合	総計
稲作単一経営	38	37%	35	34%	12	11%	9	9%	9	9%	103
5ha未満	13	33%	14	36%	8	20%	1	3%	3	8%	39
5ha以上 10ha未満	8	33%	10	42%	0	0%	4	17%	2	8%	24
10ha以上 20ha未満	9	43%	6	28%	3	14%	2	10%	1	5%	21
20ha以上	8	42%	5	26%	1	5%	2	11%	3	16%	19
複合経営	40	40%	26	26%	15	15%	12	12%	7	7%	100
5ha未満	15	40%	11	30%	4	11%	4	11%	3	8%	37
5ha以上 10ha未満	17	53%	6	19%	7	22%	0	0%	2	6%	32
10ha以上 20ha未満	6	50%	3	25%	0	0%	2	17%	1	8%	12
20ha以上	2	10%	6	32%	4	21%	6	32%	1	5%	19
総計	78	38%	61	31%	27	13%	21	10%	16	8%	203



問7 今後、経営判断のためにはどのような情報が欲しいですか。

○国内需給動向・米価情報（16件）

「米の需要量と生産価格・販売価格等」「米関係オール情報（作付面積・収量・銘柄価格等）」「需要の見通し」「食糧動向、作付指数、価格安定のための方向性」

○国・県・市町村の政策（14件）

「農林水産省情報・国の方針」「補助金体系と今後の方針、機械等への補助事業情報」「将来にわたっての農政について」

○米の品種情報（6件）

「消費者や仲卸から求められる品種・数量」「食味の良い品種」「新種情報」「安定的に栽培できる作物」

○生産資材情報・低コスト生産体制（13件）

「低コストの新技术の取組情報」「農機具を含む資材の価格・品質・流通情報」「機械化の合理化や栽培法による食味の関係」「地域ごとの作付面積、品種の肥料・薬剤等の生産量に対する使用量及びコスト関係の表など、農業経営に資する資料」

○米以外の作物の情報（1件）

「麦、そば等の有利販売情報」

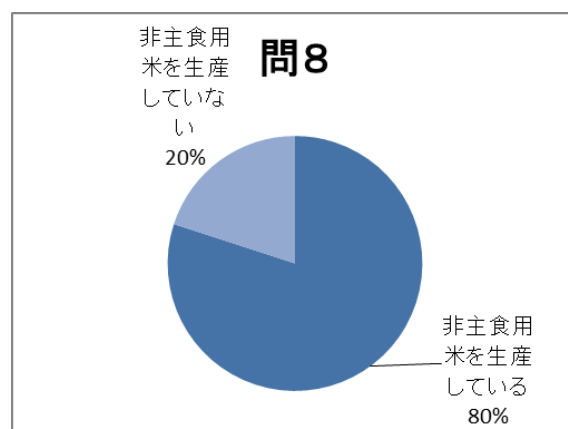
○TPP関連情報（輸出入・国際情勢）（5件）

「米の輸入量の情報等」「アメリカ、ニュージーランド、オーストラリア等の農業情勢（特に肉牛と穀物）」「輸出向けの計画、目標（品種・価格等）」

特に、米価に関する情報や各種補助金交付金の情報を望む意見が多く見受けられた。また、情報提供のスピードについて、分かった時点での速やかな情報提供を望む声が多数寄せられた。

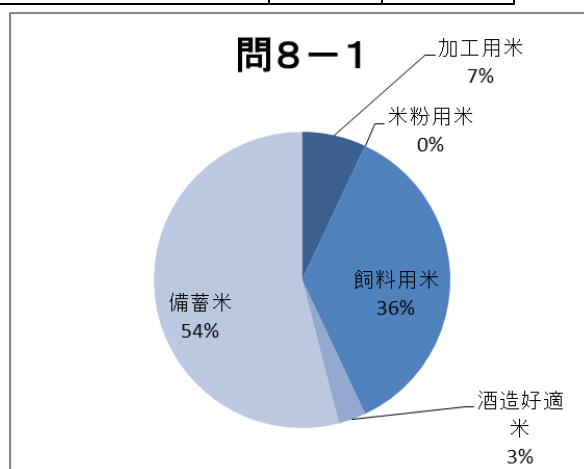
問8 28年産において、非主食用米（加工用米、米粉用米、飼料用米、酒造好適米、備蓄米）を生産していますか。

問8	件数	割合
非主食用米を生産している	180	80%
非主食用米を生産していない	46	20%
総計	226	100%



問 8 - 1 非主食用米の取組の主な取組内容について、ひとつ選んでください。

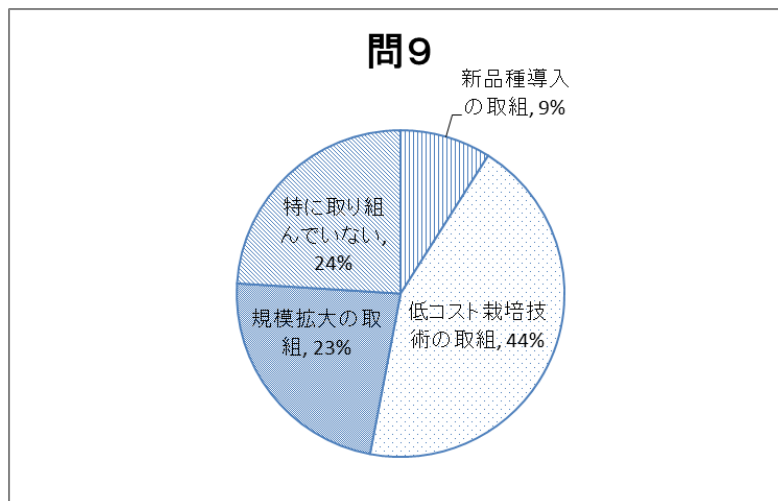
問8-1	件数	割合
加工用米	12	7%
米粉用米	0	0%
飼料用米	61	36%
酒造好適米	5	3%
備蓄米	91	54%
総計	169	100%



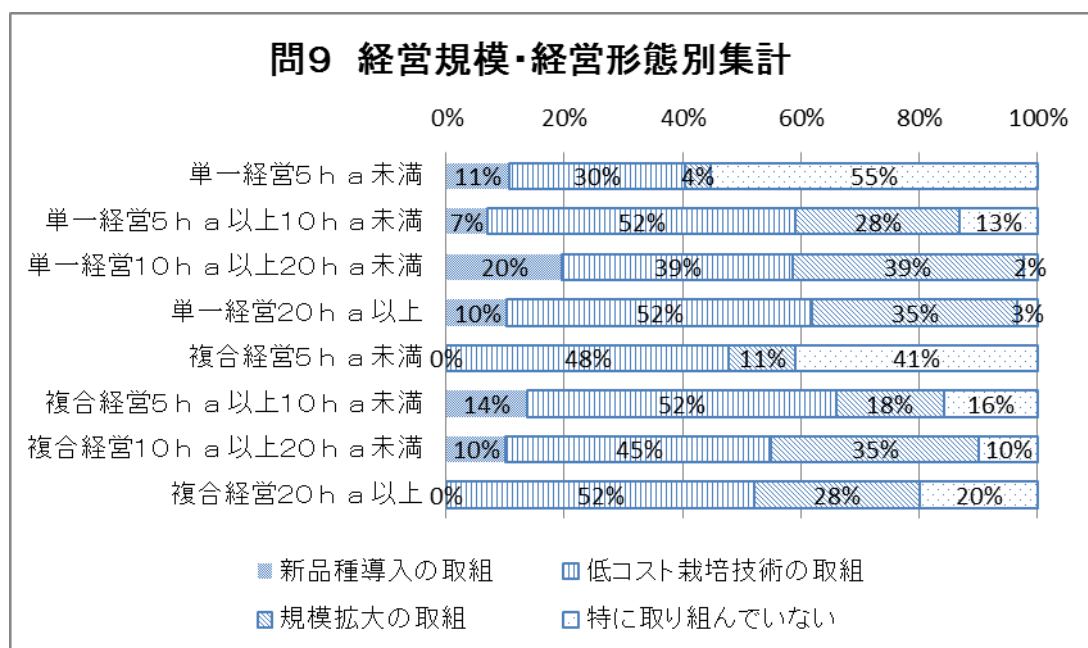
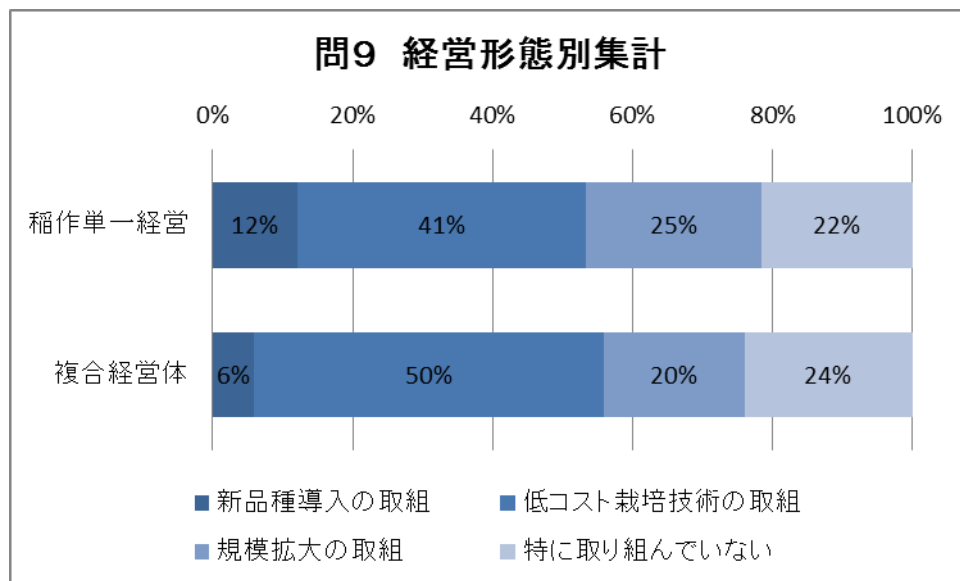
問 9 現在、稲作におけるコストの削減に取り組んでいますか。(複数選択可)

問9	件数	割合
新品種導入の取組	28	9%
低コスト栽培技術の取組	128	44%
規模拡大の取組	66	23%
特に取り組んでいない	69	24%
総計	291	100%

	新品種導入の取組	割合	術の取組 低コスト栽培技	割合	規模拡大の取組	割合	ない 特に取り組んでい	割合
稲作単一経営	18	12%	60	41%	36	25%	32	22%
5ha 未満	5	11%	14	30%	2	4%	26	55%
5ha 以上 10ha 未満	2	7%	15	52%	8	28%	4	13%
10ha 以上 20ha 未満	8	20%	16	39%	16	39%	1	2%
20ha 以上	3	10%	15	52%	10	35%	1	3%
複合経営	8	6%	66	50 %	27	20 %	32	24%
5ha 未満	0	0%	21	48%	5	11%	18	41%
5ha 以上 10ha 未満	6	14%	23	52%	8	18%	7	16%
10ha 以上 20ha 未満	2	10%	9	45%	7	35%	2	10%
20ha 以上	0	0%	13	52%	7	28%	5	20%
総計	26	9%	126	45%	63	23%	64	23%

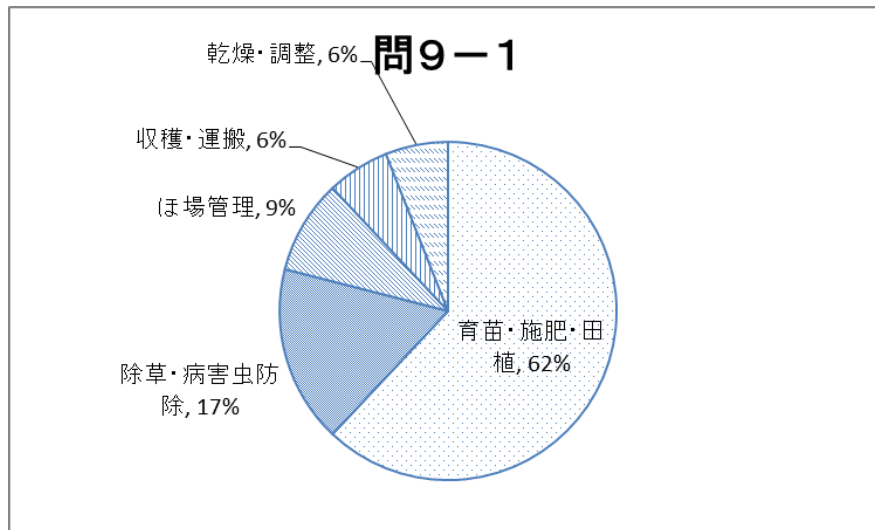


【問9 経営規模・経営形態別集計】



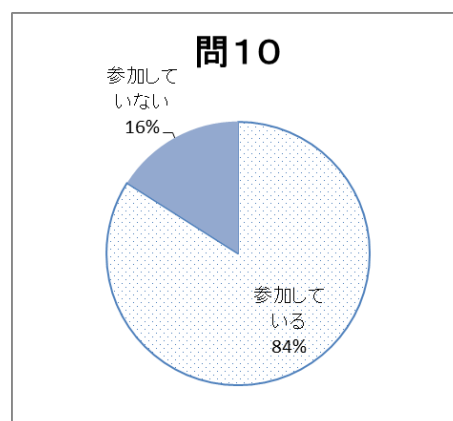
問9-1 問9で「低コスト栽培技術の取組」と答えた場合、どの作業分野に取り組んでいますか。（複数選択可）

問9-1	件数	割合
育苗・施肥・田植	116	62%
除草・病虫害防除	32	17%
ほ場管理	16	9%
収穫・運搬	11	6%
乾燥・調整	12	6%
総計	187	100%



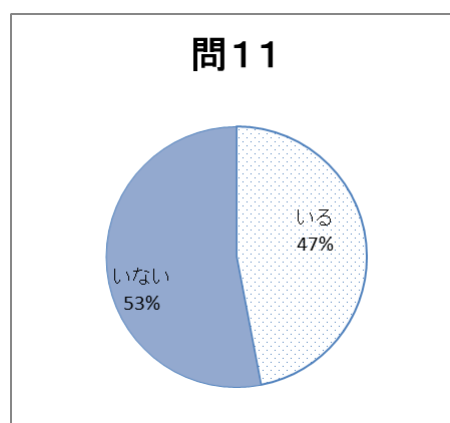
問10 集落の話し合いに参加していますか。

問10	件数	割合
参加している	192	84%
参加していない	37	16%
総計	229	100%



問11 次世代の後継者がいますか、または現在育成していますか。

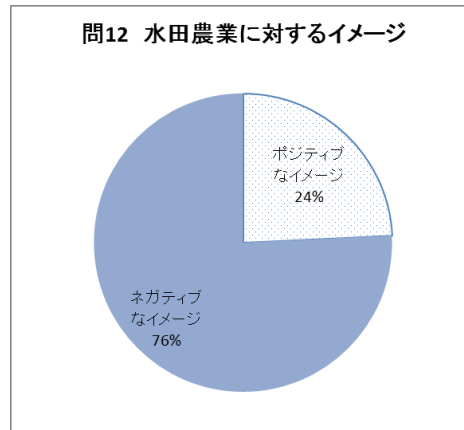
問11	件数	割合
いる	105	47%
いない	120	53%
総計	225	100%



問12 現在の地域の水田農業の現状（担い手状況等も含む）について、どのように感じていますか。（自由記載）

【水田農業に対するイメージ】

問12 イメージ	件数	割合
「ポジティブ」なイメージ	32	24%
「ネガティブ」なイメージ	100	76%
計	132	100%



【キーワード別集計】

- 米価低迷 21 件
- 担い手の減少・不足 21 件
- 担い手の高齢化 18 件
- 経営（収入）が不安定 17 件
- 後継者・若い担い手の不在 16 件
- 行政の政策に対する不安（補助金・TPP参加） 13 件
- 生産資材・機械等・借地料が高コスト 11 件
- 組織経営・集落営農・法人化したい 7 件
- 水管理・草刈りの負担増 5 件
- 休田、耕作放棄地の懸念 4 件
- 組織化体制の不備 4 件
- 人材確保出来ている 4 件
- 規模拡大したい 3 件
- 風評被害 1 件
- その他 23 件

「後継者が公務員のため認定農業者になれない」「能力のある人だけが生き残れる」「大区画かが終了しているので、数人の担い手が残れば維持していける」「人・農地プランを有効利用したい」「兼業農家で経営していく」「自分の身体が続く限り（農業を続ける）」「うまい米を食べてもらいたい気持ちで生産している」「水田を耕作しなければダムがなくなる」「地域の40%を耕作している」「水田を守ることは国土を守ること」

問 1 3 平成 30 年産からの米政策の見直し等について、疑問点等がありましたらご自由にお書きください。

○需給調整、転作は続けるべき 9 件

- ・需給調整に行政の指導が引き続き必要 5 件
- ・新たな需給調整の仕組みを作るべき 1 件

○早急に国の政策を明らかにすべき 6 件

○農業は他産業とは異なるのだから財政支援すべき 12 件

- ・今まで通り交付金制度は継続すべき 10 件
- ・補助金による支援を強化すべき 2 件
- ・中山間地対策を強化すべき 3 件

○政策が途中で変更されることに不安、不満 3 件

○先行き不安、稲作をやめるしかない 22 件

- ・米価水準の不安 10 件
- ・耕作放棄地増加、水田農業崩壊を懸念 6 件

○その他 37 件

「JA・業者の米の買入れ価格に疑問」「直接支払交付金がなくなるのは痛い、あらゆる手段を講じて経営の基盤を強化したい」「福島の水に関しては、いくら美味しい米、低農薬有機米等を作っても、風評が続く限り米価は低く、現在も次世代の担い手も生産意欲をそがれ続く。東電・政府の継続的な支援が必要である」「昭和45年から続いた減反政策が結果的に行政の失敗だったことに鑑み、その反省と検証を国民に公表すべき」「給食で飯米を多くしてほしい」「農業は過保護すぎる」「疑問はない。これが、あたりまえの姿だと思います。農家も自由主義の時代だと思う」「時代の流れとして受け止めている」「ふるさととして農村集落の維持が出来るのか大変危惧している」「アベノミクスで農家所得倍増はどこへ」「めまぐるしく米政策が変化するので生産者として対応しきれない」「輸出は一部だけ」「TPPは理解不能」「好機ととらえている」「飼料米をはじめ非食糧の価格水準を維持できるかどうか重要」「規模拡大にも地域性（中山間地）や福島県の新品種でこれぞという品種が出てこない」「書いても無駄」「食糧の安定供給が出来るか疑問」「食糧自給率をよく見直してほしい」

平成30年以降の水田農業のあり方検討に係る認定方針作成者アンケート調査結果報告書

以下のとおりアンケート調査を実施しましたのでご報告を致します。

記

1 調査目的

本県水田農業の現状と将来展望及び米政策見直しに対する生産者の意識の把握を目的として、アンケート調査を実施した。

2 調査概要

- (1) 調査地域 県内全域
- (2) 調査対象 県内に所在地を置く生産調整認定方針作成者
- (3) 標本数 100件
- (4) 調査方法 郵送法（郵送配布、郵送回収）
- (5) 調査期間 平成28年8月8日（月）～8月31日（水）

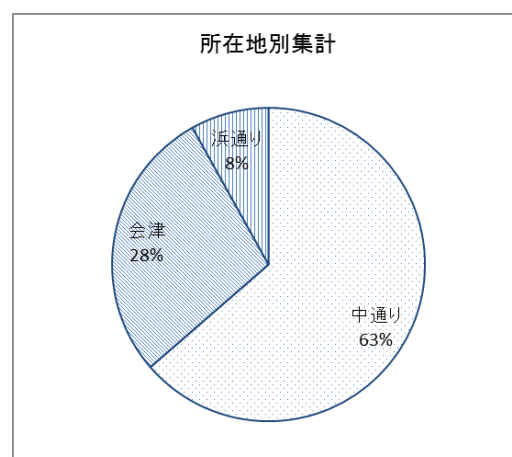
3 回収結果

標本数	有効回収数（割合）	無効数（割合）	返送なし（割合）
100	61 (61%)	0	39 (39%)

4 回答者属性

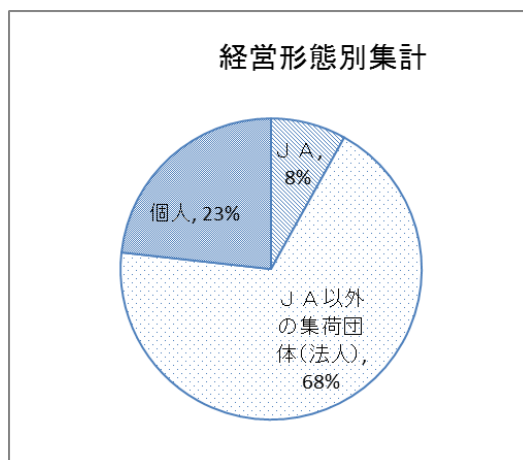
(1) 所在地別結果

居住地	件数	割合
中通り (県北・県中・県南)	38	63%
会津 (会津・南会津)	17	28%
浜通り (相双・いわき)	5	8%
総計	60	100%



(2) 経営形態別結果

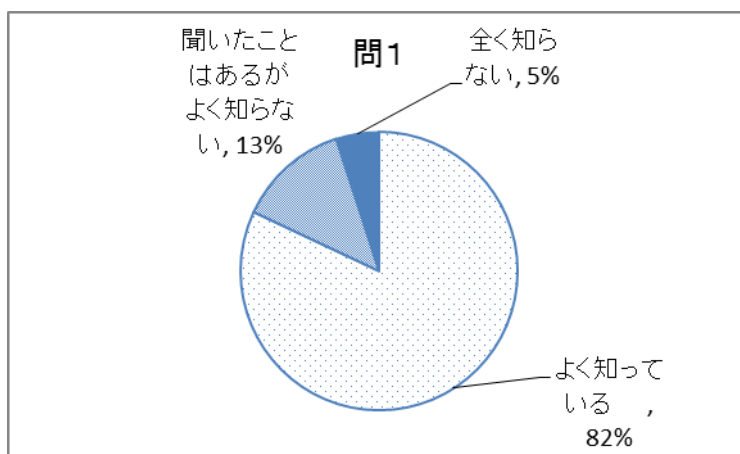
経営規模	件数	割合
JA	5	8%
JA以外の集荷団体(法人)	41	68%
個人	14	23%
総計	60	100%



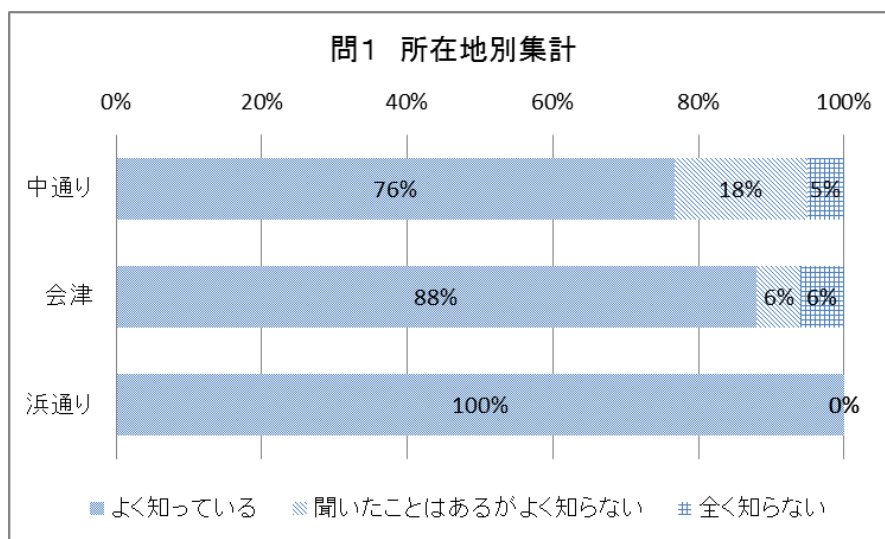
5 調査の結果

問1 全国の主食用米の需要量が毎年概ね8万トン減少していることは知っていますか。

問1	回答数	割合
よく知っている	50	82%
聞いたことはあるが よく知らない	8	13%
全く知らない	3	5%
総計	61	100%

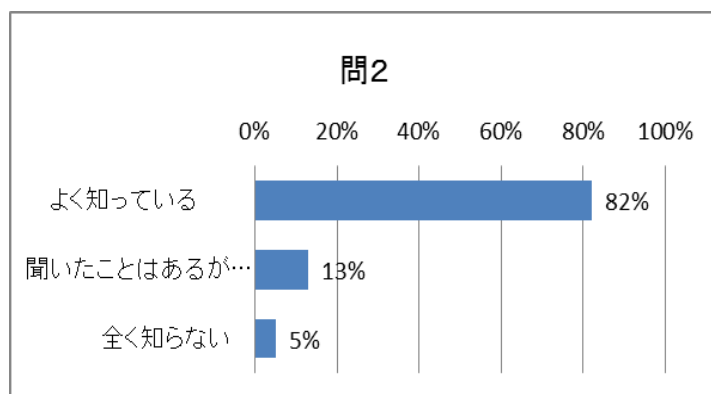


問1 所在地別集計	よく知っている	割合	聞いたことはあるがよく知らない	割合	全く知らない	割合	総計
中通り	29	76%	7	18%	2	5%	38
会津	15	88%	1	6%	1	6%	17
浜通り	5	100%	0	0%	0	0%	5
総計	49	82%	8	14%	3	5%	50

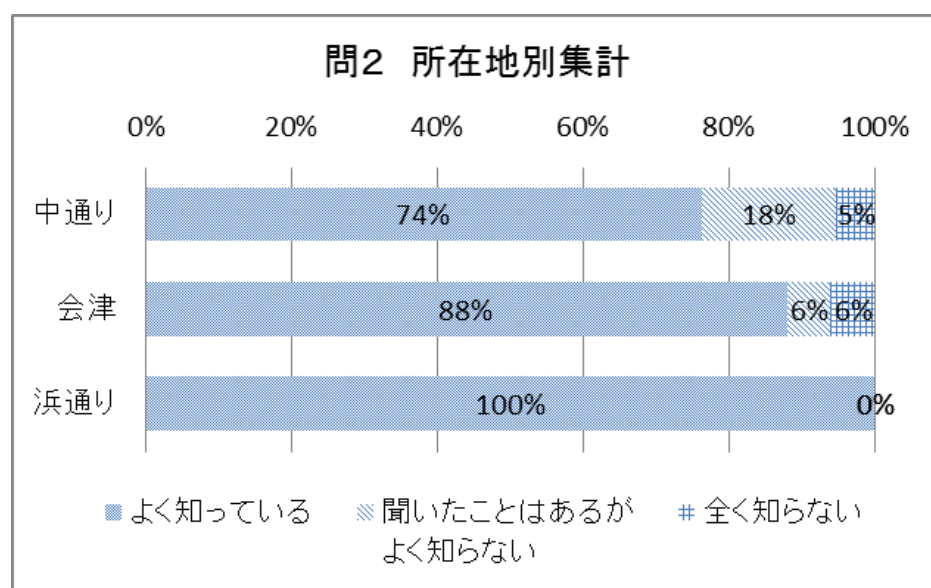


問2 平成30年産から、国による生産数量目標の配分がなくなることは知っていますか。

問2	回答数	割合
よく知っている	49	82%
聞いたことはあるがよく知らない	8	13%
全く知らない	3	5%
総計	60	100%

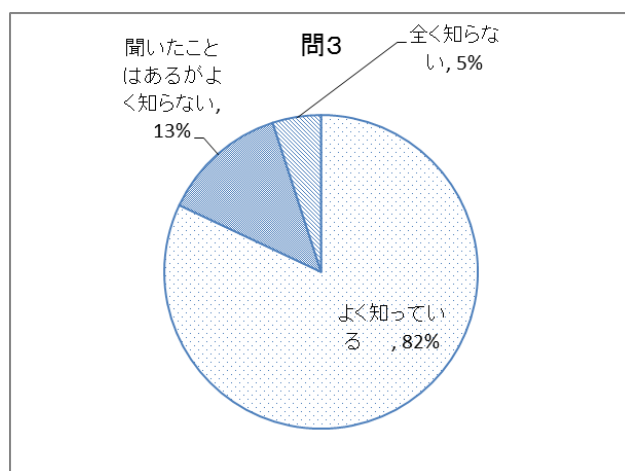


問2 所在地別集計	よく知っている	割合	聞いたことはあるがよく知らない	割合	全く知らない	割合	総計
中通り	28	74%	7	18%	2	5%	37
会津	15	88%	1	6%	1	6%	17
浜通り	5	100%	0	0%	0	0%	5
総計	48	81%	8	14%	3	5%	60

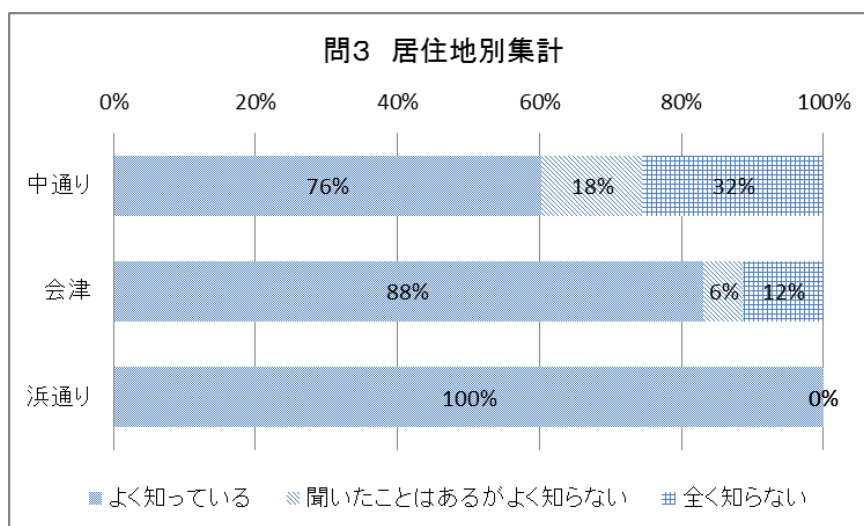


問3 平成30年産から、米の直接支払交付金（10a当たり7,500円）が廃止されることは知っていますか。

問3	回答数	割合
よく知っている	50	82%
聞いたことはあるがよく知らない	8	13%
全く知らない	3	5%
総計	61	100%

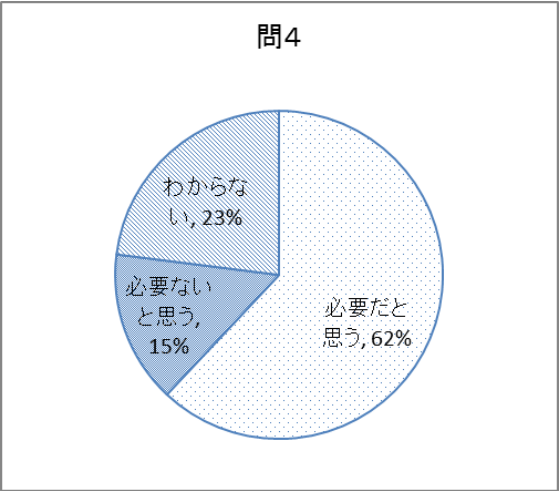


問3 所在地別集計	よく知っている	割合	聞いたことはあるがよく知らない	割合	全く知らない	割合	総計
中通り	29	76%	7	18%	2	32%	38
会津	15	88%	1	6%	1	12%	17
浜通り	5	100%	0	0%	0	0%	5
総計	49	82%	8	13%	3	23%	60

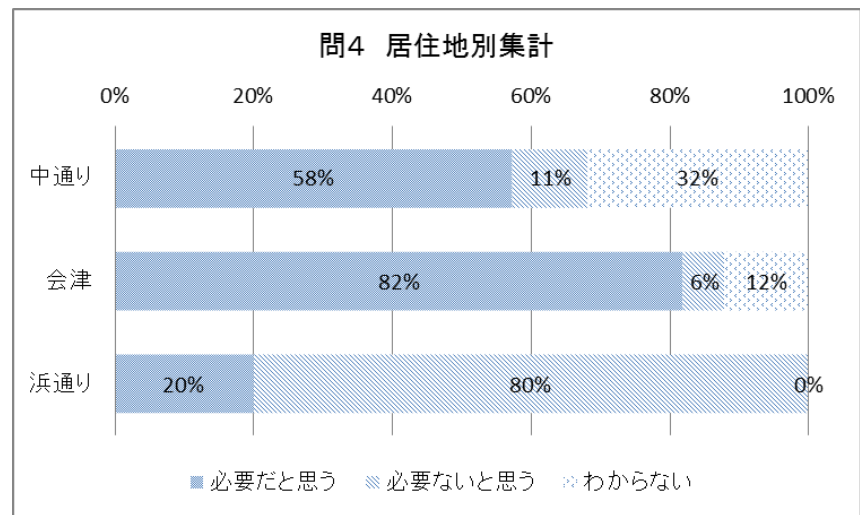


問4 平成30年産から、農業者段階において生産数量目標に代わる数値は必要だと思いますか。

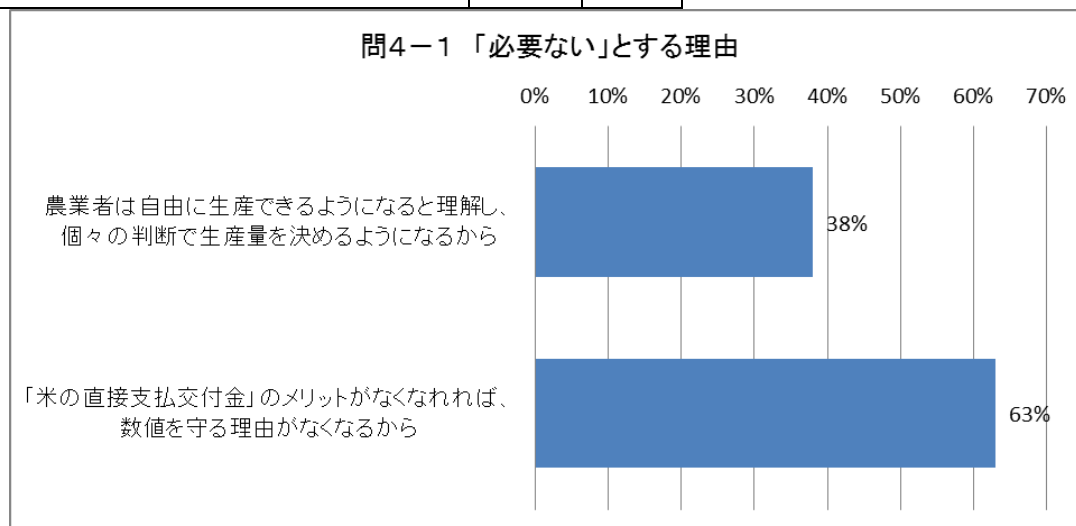
問4	回答数	割合
必要だと思う	38	62%
必要ないと思う	9	15%
わからない	14	23%
総計	61	100%



問 4 居住地別集計	必要だと思 う	割合	必要ない と思う	割合	わからない	割合	総計
中通り	22	58%	4	11%	12	32%	38
会津	14	82%	1	6%	2	12%	17
浜通り	1	20%	4	80%	0	0%	5
総計	37	62%	9	15%	14	23%	60

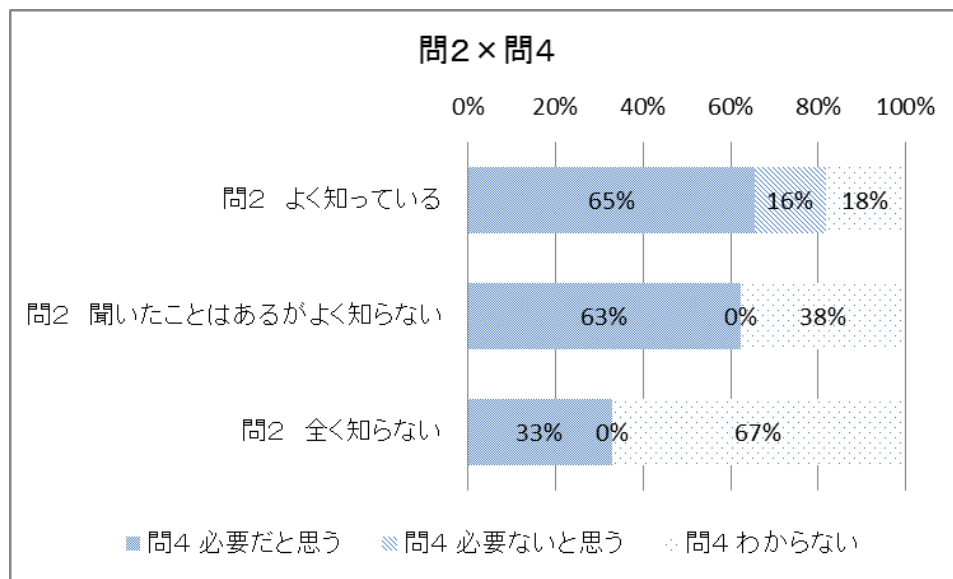


問4「必要ない」とする理由	件数	割合
「米の直接支払交付金」のメリットがなくなれば、数値を守る理由がなくなるから	3	38%
農業者は自由に生産できるようになると理解し、個々の判断で生産量を決めるようになるから	5	63%
農業者は、これまでも生産数量目標を特に意識しておらず、守っていないから	0	0%
その他	0	0%
総計	8	100%



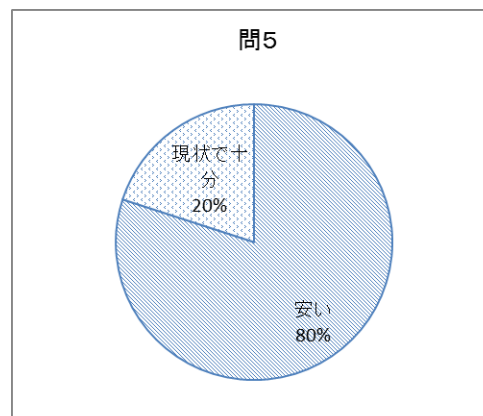
【クロス集計 問2（生産数量目標の配分廃止）×問4（生産数量目標に代わる数値）】

問2 \ 問4	必要だ と思う	割合	必要ない と思う	割合	わからない	割合	総計
よく知っている	32	65%	8	16%	9	18%	49
聞いたことはあるがよく知らない	5	63%	0	0%	3	38%	8
全く知らない	1	33%	0	0%	2	67%	3
総計	38	63%	8	8%	14	23%	60

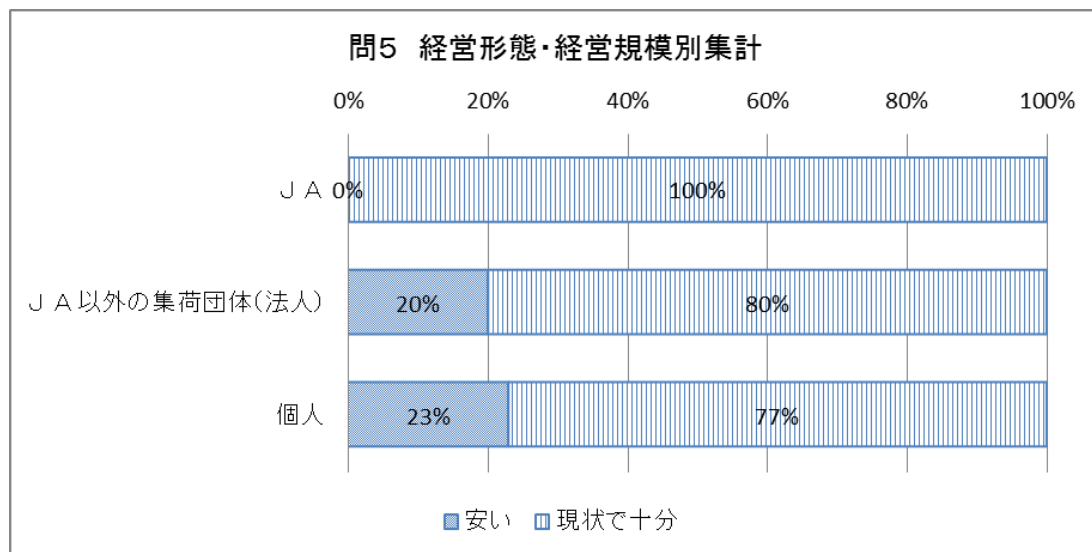


問5 あなたは、現在の米価水準をどのように受けとめていますか。

問5	件数	割合
安い	48	80%
現状で十分	12	20%
高い	0	0%
総計	60	100%

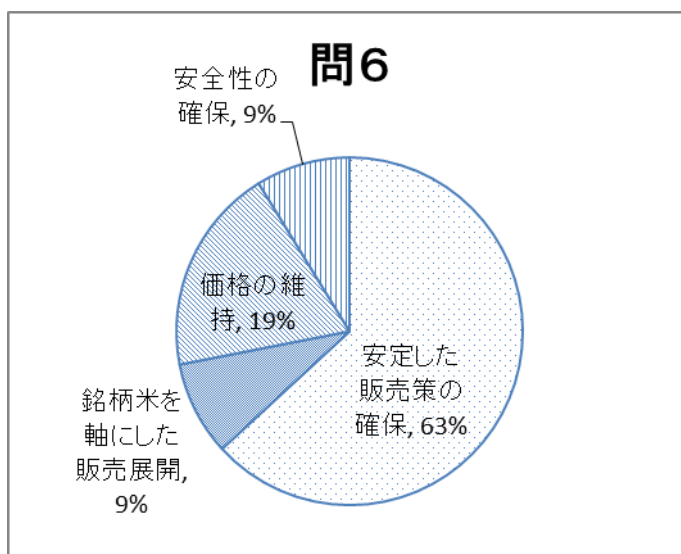


問5 経営規模・ 経営形態別集計	高い	割合	現状で 十分	割合	安い	割合	総計
JA	0	0%	0	0%	5	100%	5
JA以外の集荷団体 (法人)	0	0%	8	20%	33	80%	41
個人	0	0%	3	23%	10	77%	13
総計	0	0%	11	19%	48	81%	59

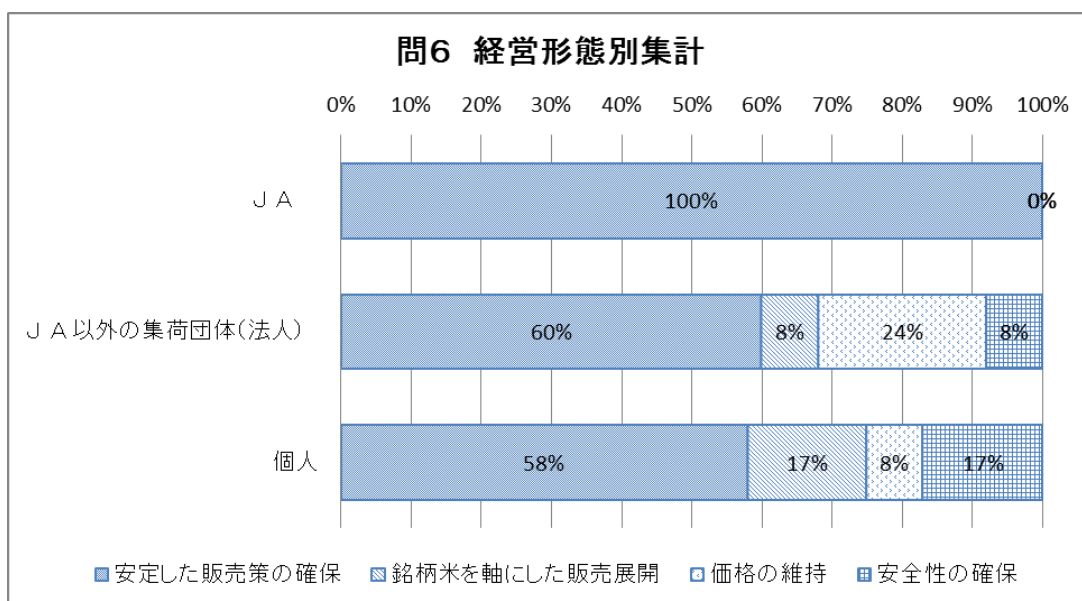


問6 主食用米の販売戦略で最も重視していることは次のうちどれですか。

問6	件数	割合
安定した販売策の確保	36	63%
銘柄米を軸にした販売展開	5	9%
価格の維持	11	19%
安全性の確保	5	9%
総計	57	100%

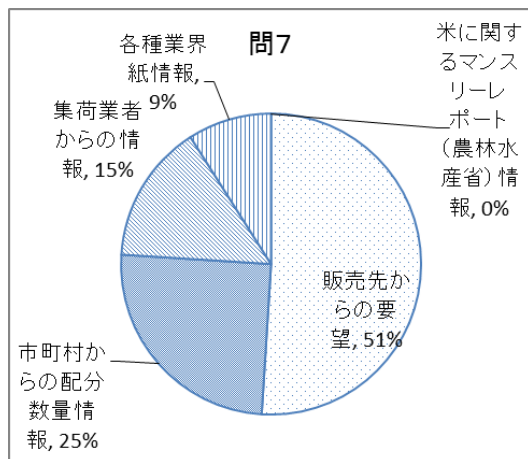


問6 経営形態別 集計	安定し た販売 策の確 保	割合 (%)	銘柄米 を軸に した販 売展開	割合 (%)	価格の 維持	割合 (%)	安全性 の確保	割合 (%)	総計
JA	4	100%	0	0%	0	0%	0	0%	4
JA以外の 集荷団体 (法人)	24	60%	3	8%	10	24%	3	8%	40
個人	7	58%	2	17%	1	8%	2	17%	12
総計	35	62%	5	9%	11	20%	5	9%	56

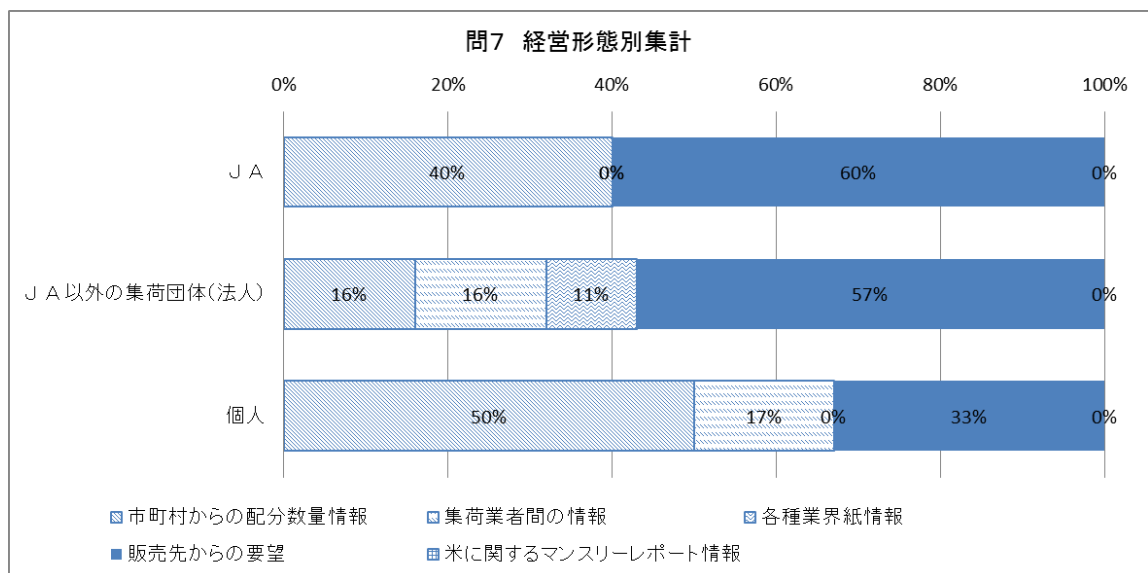


問7 水稻の作付面積・品種を決定するために、主にどのような情報を参考にしていますか。

問7	件数	割合
販売先からの要望	28	51%
市町村からの配分数量情報	14	25%
集荷業者間の情報	8	15%
各種業界紙情報	5	9%
米に関するマンスリーレポート(農林水産省)情報	0	0%
総計	55	100%



問7 経営形態別集計	市町村からの配分数量情報	割合	集荷業者間の情報	割合	販売先からの要望	割合	各種業界誌情報	割合	米に関するマンスリーレポート情報	割合
JA	2	40%	0	0%	3	60%	0	0	0	0%
JA以外の集荷団体(法人)	6	16%	6	16%	21	57%	4	11%	0	0%
個人	6	50%	2	17%	4	33%	0	0%	0	0%
計	14	26%	8	15%	28	52%	4	7%	0	0%



問8 今後、経営判断のためにはどのような情報が欲しいですか。

○国内需給動向・米価情報（9件）

「全国の作付・作柄情報（こまめに）」「品種別生産数量（全国都道府県別俵数で情報が欲しい）」「当年産の品種銘柄の作付状況・前年度の在庫状況・相場予測など」

○国・県・市町村の政策（6件）

「自主的であれ目標とする生産数量を達成した場合の産地資金等での補助金についての情報」「町単位の作付計画」「政府の数年先の政策案(具体的な)」「農業を維持するための補助、金融、所得などの政策情報」「米の生産を維持するための政策情報」「30年産以降の国策」

○米の品種情報（1件）

「主食・非主食に係わらず販売しやすい米の情報」

○実需者の情報(経営戦略、要望)（2件）

「国・県主導ではない実需サイドの経営戦略情報」「消費者の希望、販売先の要望」

○米以外の作物の情報（1件）

「飼料用米の全国の数値」

○TPP関連情報（輸出入・国際情勢）（2件）

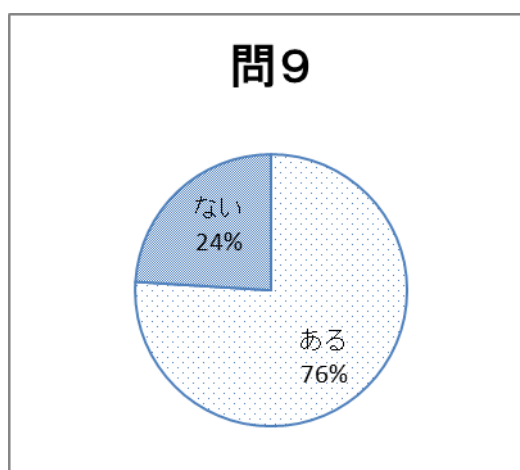
「県等での輸出情報」「輸入状況」

○その他（4件）

「生産者の収入に直接結びつく情報」「米の全量全袋検査について、いつまでやるのか」

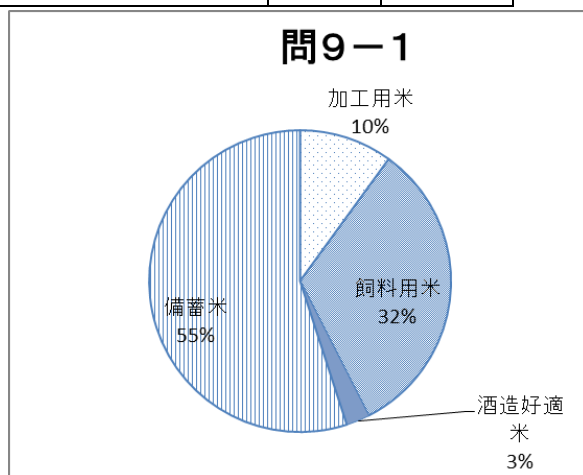
問9 28年産において、非主食用米（加工用米、米粉用米、飼料用米、酒造好適米、備蓄米）の取扱いがありますか。

問8	件数	割合
ある	45	76%
ない	14	24%
総計	59	100%



問 9－1 非主食用米の取組の主な取組内容について、ひとつ選んでください。

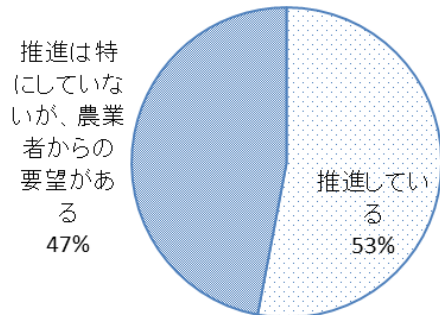
問9－1	件数	割合
加工用米	4	10%
米粉用米	0	0%
飼料用米	13	32%
酒造好適米	1	3%
備蓄米	22	55%
総計	40	100%



問 9－2 生産調整方針参加農業者に対して非主食用米の取り組みを推進していますか。

問9－2	件数	割合
推進している	23	53%
推進は特にしていないが、 農業者からの要望がある	20	47%
総計	43	100%

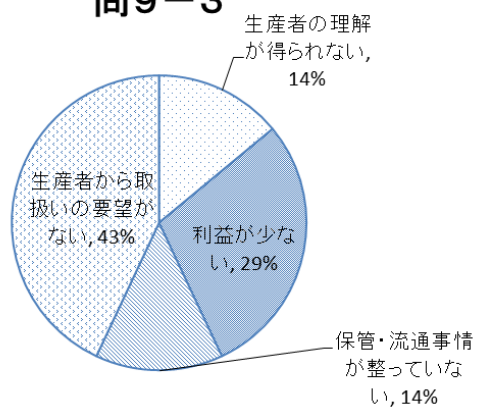
問9-2



問9-3 非主食用米の取扱いがない主な理由について、ひとつ選んでください。

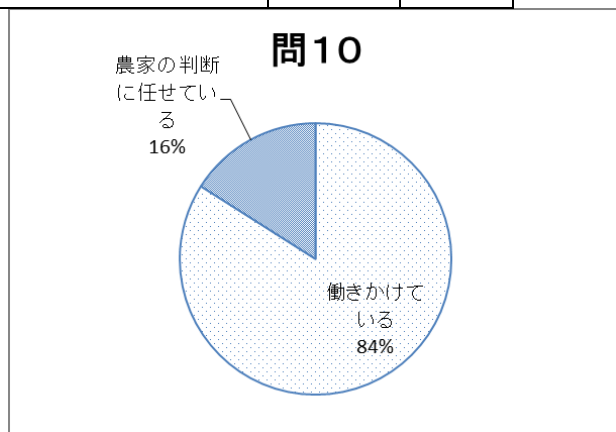
問9-1	件数	割合
生産者の理解が得られない	2	14%
利益が少ない	4	29%
保管・流通事情が整っていない	2	14%
生産者から取扱いの要望がない	6	43%
総計	14	100%

問9-3



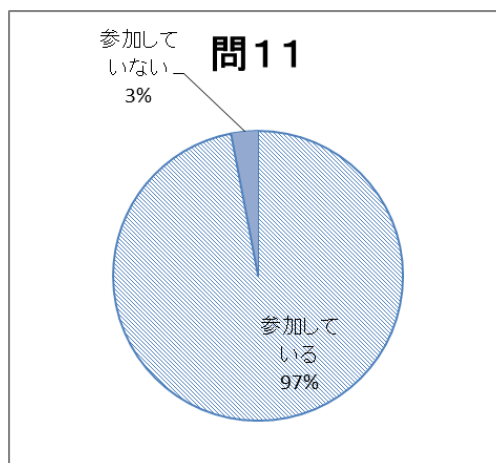
問 1 0 生産調整方針参加農業者に対して、生産数量目標を守るよう働きかけていますか。

問10	件数	割合
働きかけている	193	84%
農家の判断に任せている	37	16%
総計	230	100%



問 1 1 地域農業再生協議会の会議等に参加していますか。

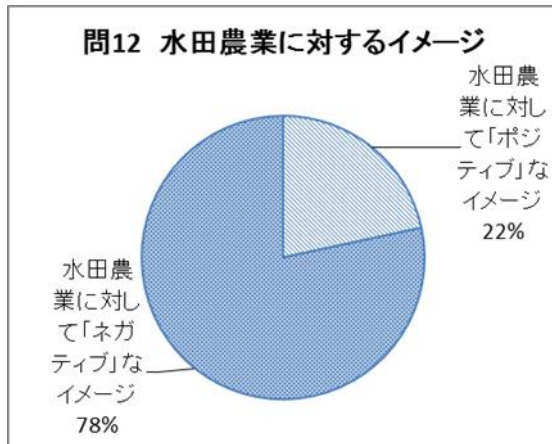
問11	件数	割合
参加している	58	97%
参加していない	2	3%
総計	60	100%



問 1 2 現在の地域の水田農業の現状（担い手状況等も含む）について、どのように感じていますか。（自由記載）

【水田農業に対するイメージ】

問12 イメージ	件数	割合
「ポジティブ」なイメージ	8	22%
「ネガティブ」なイメージ	29	78%
計	37	100%



【キーワード別集計】

- 担い手の高齢化 14 件
- 担い手の減少・不足 8 件
- 将来の担い手がない 9 件
- 休田・耕作放棄地の懸念 10 件
- 米価低迷の不満 5 件
- 行政の政策に対する不安・不満（米政策・TPP） 8 件
- 新規農業者の参入が困難 1 件
- ほ場条件が悪い 1 件
- 土地の集約化が必要 1 件
- 生産資材・機械等が高コスト 1 件
- 法人化を促進すべき 1 件
- その他 5 件

「地域協議会の判断は保守的で変化に対応できない地域が多い。1ha以下の農家と5ha以上の農家では分けた考え方を今後すべきと思う」「作に魅力がない生産者が増加している」「センター方式の法人化」「家の高齢化は確かに進んでいるが、彼らは誇りを持っている」「国は大型化を進めているが、中規模にも目を向けて欲しい」

問13 平成30年産からの米政策の見直し等について、疑問点等がありましたらご自由にお書きください。

- 早急に国の政策を明らかにすべき 9 件
- 新たな需給調整の仕組みを作るべき 2 件
- 経営が苦しいのでもっと補助金を出すべき 2 件
- 農業は他産業とは異なるのだから守るべき 2 件
- 政権が代わると政策が変更されるのが不安 2 件
- 農地中間管理機構をもっと機能させるべき 2 件

○原発、被災地営農再開をどうするのか 2 件

○その他 14 件

「5 年、10 年先の国のビジョンと予算の確定が必要」「飼料用米は生産者にメリットがあるが集荷業者にはない」「生産数量目標は目安として残すべき」「原発を早く片付けてほしい」「新しい担い手像が不明確」「農地の荒廃につながらないよう農地の維持管理と農業所得を上げる施策の実施が必要」「中山間地の見直しを考えてもらいたい、急ぐべき」「民主党政権時の戸別所得補償制度が安心できる米政策だった」「生産数量の調整に対して、JA系、商系では温度差がある」「もっと規模拡大をして、コストを下げる工夫が必要」「自民党の農政はだめになった」「所得保険制度の加入要件が厳しすぎる」「飼料用米の補助はいつまで継続するのか」「現行を維持すべき、大規模農家だけでは品質に問題」